

学生便覧

2011



京都大学

京都大学の基本理念

京都大学は、創立以来築いてきた自由の学風を継承し、発展させつつ、多元的な課題の解決に挑戦し、地球社会の調和ある共存に貢献するため、自由と調和を基礎に、ここに基本理念を定める。

研究

1. 京都大学は、研究の自由と自主を基礎に、高い倫理性を備えた研究活動により、世界的に卓越した知の創造を行う。

2. 京都大学は、総合大学として、基礎研究と応用研究、文科系と理科系の研究の多様な発展と統合をはかる。

教育

3. 京都大学は、多様かつ調和のとれた教育体系のもと、対話を根幹として自学自習を促し、卓越した知の継承と創造的精神の涵養につとめる。

4. 京都大学は、教養が豊かで人間性が高く責任を重んじ、地球社会の調和ある共存に寄与する、優れた研究者と高度の専門能力を持つ人材を育成する。

社会との関係

5. 京都大学は、開かれた大学として、日本および地域の社会との連携を強めるとともに、自由と調和に基づく知を社会に伝える。

6. 京都大学は、世界に開かれた大学として、国際交流を深め、地球社会の調和ある共存に貢献する。

運営

7. 京都大学は、学問の自由な発展に資するため、教育研究組織の自治を尊重するとともに、全学的な調和をめざす。

8. 京都大学は、環境に配慮し、人権を尊重した運営を行うとともに、社会的な説明責任に応える。

京都大学環境憲章

基本理念

京都大学は、その伝統によって培われた自然への倫理観と高度な学術性や国際的視野を活かし、環境保全のための教育と研究を積極的に推進し、社会の調和ある共存に貢献する。

また、本学は、人類にとって地球環境保全が最重要課題の一つであると認識し、大学活動のすべてにおいて環境に配慮し、大学の社会的責務として環境負荷の低減と環境汚染の防止に努める。

基本方針

1. 環境保全の活動を積極的に進めるため、本学のすべての構成員（教職員、学生、常駐する関連の会社員等）の協力のもと、継続性のある環境マネジメントシステムを確立する。

2. 教育・研究活動において、環境に影響を及ぼす要因とその程度を充分に解析し、評価するとともに、環境保全の向上に努める。

3. 環境関連の法令や協定を遵守することはもとより、可能な限り環境負荷を低減するため、汚染防止、省資源、省エネルギー、廃棄物削減等に積極的に取り組み、地域社会の模範的役割を果す。

4. 環境マネジメントシステムをより積極的に活用し、地域社会と連携しつつ、本学の構成員が一致して環境保全活動の推進に努める。

5. 本学構成員に環境保全活動を促す教育を充実させるとともに、環境保全に関連する研究を推進し、その成果を社会へ還元する。

6. 本学が教育と研究における国際的拠点であることから、環境保全面での国際協力に積極的な役割を果す。

7. 環境監査を実施して、環境マネジメントシステムを見直し、環境保全活動の成果を広く公開する。

平成23年度学年曆

前期始まり	4月1日
入学式	4月7日
創立記念日	6月18日
夏季休業	8月6日～9月30日
博士学位授与式	9月26日
前期終わり	9月30日
後期始まり	10月1日
11月祭	11月下旬
冬季休業	12月29日～1月3日
大学院学位授与式	3月26日
卒業式	3月27日
後期終わり	3月31日

平成23年度七曜表

日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土			
4				1	2		5	1	2	③	④	⑤	6	7	6	5	6	7	8	9	10	4	
月	10	11	12	13	14	15	月	15	16	17	18	19	20	21	月	12	13	14	15	16	17	18	
	17	18	19	20	21	22		22	23	24	25	26	27	28		19	20	21	22	23	24	25	
	24	25	26	27	28	㉙		29	30	31						26	27	28	29	30			
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土			
7				1	2		8	1	2	3	4	5	6		9	4	5	6	7	8	9	3	
月	10	11	12	13	14	15	月	14	15	16	17	18	19	20	月	11	12	13	14	15	16	17	
	17	⑯	19	20	21	22		21	22	23	24	25	26	27		18	⑯	20	21	22	㉓	24	
	㉔	㉑	25	26	27	28		28	29	30	31					25	26	27	28	29	30		
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土			
10				1			11	1	2	③	4	5			12	4	5	6	7	8	9	3	
月	9	⑩	11	12	13	14	月	13	14	15	16	17	18	19	月	11	12	13	14	15	16	17	
	16	17	18	19	20	21		20	21	22	㉓	24	25	26		18	19	20	21	22	㉓	24	
	㉓	㉑	25	26	27	28		27	28	29	30					25	26	27	28	29	30	31	
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土			
1	①	②	3	4	5	6	7	2	5	6	7	8	9	10	11	3	4	5	6	7	8	10	
月	15	16	17	18	19	20	21	月	12	13	14	15	16	17	18	月	11	12	13	14	15	16	17
	22	23	24	25	26	27	28		19	20	21	22	23	24	25		18	19	㉐	21	22	23	24
	29	30	31						26	27	28	29					25	26	27	28	29	30	31

新入生のみなさんへ

京都大学総長 松 本 紘



京都大学へ入学おめでとうございます。

大学という世界に第一歩を踏み入れ、皆さんの胸中は漠然とした不安や未知への期待で一杯のことと思います。高い理想を胸に前向きに大学生活を始めてほしいと思います。

これから大学で受ける教育は高等学校とはかなり異なっています。これまで正解のある問題を解くための方法や考え方を、用意されたカリキュラムの下で習得することが主な学習スタイルであったのではないかでしょうか。京都大学では、自分をどのように育てるのかを自ら考え、それを実現できるように学業を修めることが期待されています。これは114年の本学の歴史において、その濫觴(らんしょう)からもちづけ、大切にしてきた

「自得自発」及び「自学自習」という教育理念による学びの姿です。みなさんはこれまで、自分の学ぶ内容や方法を自ら考え、実行するという経験には乏しいかもしれません。しかしそのことは心配には及ぼません。そのためには教職員がみなさんの「自得自発」及び「自学自習」を助けるために組織され、みなさんとの対話を待っているのです。京都大学の誇る多様な環境において、未知の先端的なあるいは深遠な知識や研究に触れることを通じて、自らを大きく育てていってほしいと思います。

本学の特徴の一つとして自由の学風がよく世間では取りざたされます。しかし、この自由といふものは誤解を招きやすいものです。勝手気儘という意味ではないことは既にお分かりのことでしょう。自由の基本は、自分が積み上げてきた知識、あるいは自分で常識と思っている事柄からの自由、すなわち自分の中にあるものからの自由のことです。換言すると、既成概念、思想、感情からの自由ということになります。そこから自由になることによって、我々は新たな発想を生み出すことができるのです。つまり、自分が積み上げてきたものが常に正しい、自分の世界はこれで十分と思った段階で、その後の発展の可能性が閉ざされてしまいます。そういう意味で、言い古してきたことかもしれません、自由には様々な束縛からの自由という受動的な自由と自分がやりたいことを自律的に決めるという積極的な自由があります。自分の中にあるものからの自由はこの受動的な自由の一つです。その場合、過去から當々と築き上げられてきた学術的遺産にふれ、小さな自分を認識することこそ重要であり、そこに教育の大きな意義があります。そのためにはときに積極的な学習解除 unlearning の時を持つことも必要かもしれません。そして、さらに消極的な自由から積極的な自由へ進むうえでも、自律的に決め

るための知識の大きな枠組みが必要です。その骨格を形作る作業こそがこれから始まる全学共通教育に求められるのです。

国際会議などで海外の卓越した研究者と食事をともにする場合など、彼らが自らの専門のみならず、人文学、社会科学、自然科学のそれぞれに広範な知識を持っていることに驚かされることがあります。このように、理系や文系といった枠にとらわれず、豊富な基礎知識を備え、自由な発想、柔軟な思考を持つ人が社会から今後ますます求められるでしょう。みなさんがそうなるためにはこれから一層全人力を鍛える必要があります。そのためのメニューを一層充実させていきたいと思います。幸い、みなさんが学ぶ京都大学は10の学部、17の大学院からなり、専門分野以外の様々な知識に学内で容易にアクセスできます。また、カリキュラムとしては多様な全学共通科目が提供されており、それらを自ら選択し、受講することができます。

さらに、本学は日本最大の研究所・研究センター群を擁しています。大学院進学までこれらの先端分野で研究を進める研究者やそこで学ぶ人々と出会う日を待つ必要はありません。学部時代にも是非、研究所も含めた全学の教員によるポケットゼミなどを通じて、自ら進んで最先端研究者の様々な考え方や知識および経験に触れてください。

私は人生は木の成長に例えることができると思います。大木が育つには衍沃な大地が必要です。土地を富ますことなく、外見のみを整えるだけでは、大木は育ちません。自らを衍沃な大地とするために、また全人力を豊穣なものにするためにも、これから始まる数年間をみなさんの礎をつくる時期として大切にしていただき、是非、自らを鍛え、自らに恃み、自らが樹（た）つことができる人（自鍛自恃、自樹自立の人）になっていただきたいと思います。

あわせて、大学における勉学には大学生としての生活基盤の確立が欠かせません。健康で安全な生活が送れるように生活の場を整えてください。また、大学生はすでに自立した個人であり、社会的な義務および責任が課せられます。好む好まざるにかかわらず、我々は集団の中で生活しています。人とのかかわり方や意見交換の方法をしっかりと身につけるとともに、自らの言動に責任をもち、他人を尊敬尊重することにも心掛けてほしいと思います。

大学生活において悩みを持つこともあるでしょう。その場合には、大学の先輩や教職員に相談してみるのもいいでしょう、また、みなさんの相談に乗ってくれるカウンセリングセンターや学生相談室もあります。

最近、グローバル化という言葉を耳にする機会が多くなっています。京都大学は世界に開かれています。交換留学制度を活用したり、留学生の友をつくるなど、世界の文化に触れる機会を大いに活用してください。私はグローバル化というキーワードはすでに古くなっていますが、みなさんが活躍する未来は地球規模さらに宇宙規模でものを考え、人類生存を真剣に見据える「生存学」の必要な時代となっていると思います。その意味でも、地球資源枯渇の問題や温暖化といった環境問題を自らの問題とし、その解決に将来寄与することをみなさん一人一人に期待しています。

京都大学の卓越した教育・研究環境を自らのために活かし、みなさんが有意義な大学生活を過ごされんことを総長として願っています。

自由ということ

理事（学生担当） 赤松明彦



新入生のみなさん、入学おめでとうございます。いまこの『学生便覧 2011』を手にしているみなさんは、これから始まる京都大学での生活がどのようなものになるのかと、少々不安も感じながら、しかし何か晴れやかな気持ちでいることだと思います。この冊子には、京都大学での皆さんの生活の助けとなるような色々な情報が書かれています。学生生活に必要な様々な手続きについて、さらに経済的なことや健康上のことで困ったときや、何か相談したいときに対応してくれる窓口について、また様々の課外活動とその施設、11月祭をはじめとする大学の課外行事に関しても書かれています。アルバイトに関する情報もあります。皆さんの勉学の助けとなる図書館や博物館について

の説明もあります。ですから、まずはこの冊子のページをひとつおり最初から最後までめくつてみて下さい。みなさんは、おのおの学部に所属していますが、誰もが京都大学というひとつの大学の学生です。この『学生便覧』は、そんな「京大生」のためのガイドブックなのです。

さてそこで、「京大生」となられたみなさんに、是非ともしっかりと読んでおいて欲しいものがあります。この冊子の表紙の裏に掲げられている「京都大学の基本理念」です。これは、京都大学が大学として何を目指しているかを広く世間に示すと同時に、京都大学で学び、研究し、そして社会へ出て行く学生に対して、どのような人間になって欲しいと望んでいるかを宣言している文章です。ちょっと読んでみて下さい。

どうですか。何か気がつきましたか。そう、おそらくみなさん気がついたと思います。「自由」という語が何度も出てきます。5回も出てくるのです。京都大学の学風として、「自由と自治の伝統」ということがよく言われます。もちろんそれには理由があって、京都大学がこれまで刻んできた百年を超える歴史と密接に関係しています。しかしそれが単に京都大学の過去の歴史とかかわりのある事実としてあるだけのことなら、理念としてこんなにも繰り返して強調することにはならないはずです。ここで「自由」を強調するのは、現に京大生となったみなさんに、「自由」の大切さをしっかりと理解してもらいたいと願っているからに他なりません。それではいったいこの「自由」とは何でしょうか。みなさん少し考えてみてください。

自由とは、勝手気ままに振る舞うことだとは言えないことは、みなさんの誰もがすぐ見当がつくと思います。なぜなら誰もが勝手気ままに振る舞うことはできないからです。みんなが勝手に行動すれば、いたるところで衝突が起こってしまいます。そして結局は自由でなくなってしまします。

それでは、自由とは、何事にもとらわれないことだというはどうでしょうか。私にはこれは大切なことのように思われます。特にみなさんのように、大学という新しい世界にこれから入ろうとする人たちにとっては、出来るだけとらわれない心をもって、目の前に新しく広がる学問の世界を経験しようとすることが大切だと思います。しかし、「何事にもとらわれない」と言いましたが、私たちが一番とらわれやすいのは、実は「自分」です。あるいは、自分の勝手な思い込みと言った方がよいかもしれません。私たちは、自分の勝手な思い込みやその場限りの一時的な自分の衝動を、自由な意志の現れだと思い込んだり、あるいはそのように言い張ったりすることがあります。本当に自由であるためには、そのような「自分」の現れ、あるいはそのような意識のはたらきがあることを知った上で、注意深くそれらを取り除くようにして、心が何事にもとらわれることなしに働くようにする必要があるのです。

自由であるとは、大きく心を開いて、新しいもの、自分とは異なるもの、異質なものを受け入れようすることだと言ってよいでしょう。みなさんはこれから様々な学問の分野での学びを開始するわけですが、今まで経験したことのないまったく新しい世界がそこに開けてくるはずです。その世界に勇猛果敢に飛び込んで欲しいと思います。そして新しい世界の中で自分を鍛えて欲しいと思います。そうすれば、自由ということの本当の意味がわかるはずです。

目 次

I 学生対応の事務組織	9
1 学生関係窓口・建物配置図	10
2 各学部・研究科の窓口・事務部配置図	12
II 学生生活	15
1 諸手続き等	16
(1) 学生証	16
(2) 入学当初及び在学中の諸手続き	17
(3) 証明書等自動発行機について	21
(4) 通学定期乗車券の購入、学割証の使用について	22
2 一般的留意事項	24
III 学生相談	29
1 経済相談	30
(1) 授業料の免除	30
(2) 奨学金	30
(3) 小口短期貸付金（学生援助会）	32
2 健康相談	33
(1) 保健管理センター	33
(2) 保健診療所	33
(3) 京都大学医学部附属病院	34
(4) 学生教育研究災害傷害保険（学研災）・学研災付帶賠償責任保険（学研賠）	34
3 就職相談	38
4 学生生活上の悩みなどの相談	40
(1) カウンセリングセンター	40
(2) 障害学生支援室	41
(3) 留学生相談室	42
(4) スポーツ指導・相談室	42
(5) メールによる学生相談	42
IV 課外活動	45
1 課外活動団体	46
(1) 文化系サークル団体	46
(2) 体育団体	47
(3) その他の団体	48
(4) 全学公認団体結成手続き	48
(5) メールボックスについて	48
2 課外活動施設	49
(1) 課外体育施設	49
(2) 学外の施設	51
3 大学行事	53
(1) 11月祭	53
(2) 課外教養の行事	53

4	その他の課外活動関連	54
(1)	課外活動用物品の貸出	54
(2)	学生団体運賃割引証明書	54
(3)	課外活動のための諸証明	54
(4)	お願い	54
5	「学生ボランティア」学校サポート事業	54
6	学生表彰制度	55
7	キャンパスメンバーズ	55
8	学生コンサルティング室	55
V	福利厚生	57
1	住居	58
(1)	学生寄宿舎	58
(2)	下宿・アパート等	59
2	アルバイト	60
(1)	祭礼	60
(2)	学内等のアルバイト	60
3	福利厚生施設	62
(1)	京都大学生活協同組合	62
(2)	その他の福利厚生施設	64
VI	国際交流	65
VII	施設案内	73
1	附属図書館	74
2	総合博物館	76
3	情報環境機構	77
4	京都大学以外の施設利用案内	79
VIII	教育職員免許状	81
IX	学歌等	89
1	京都大学学歌	90
2	学生歌	92
3	応援歌	93
4	逍遙の歌	94
X	関係諸規程	95
XI	京都大学の概況等	125
1	概況	126
2	キャンパスマップ	127
3	交通案内	132

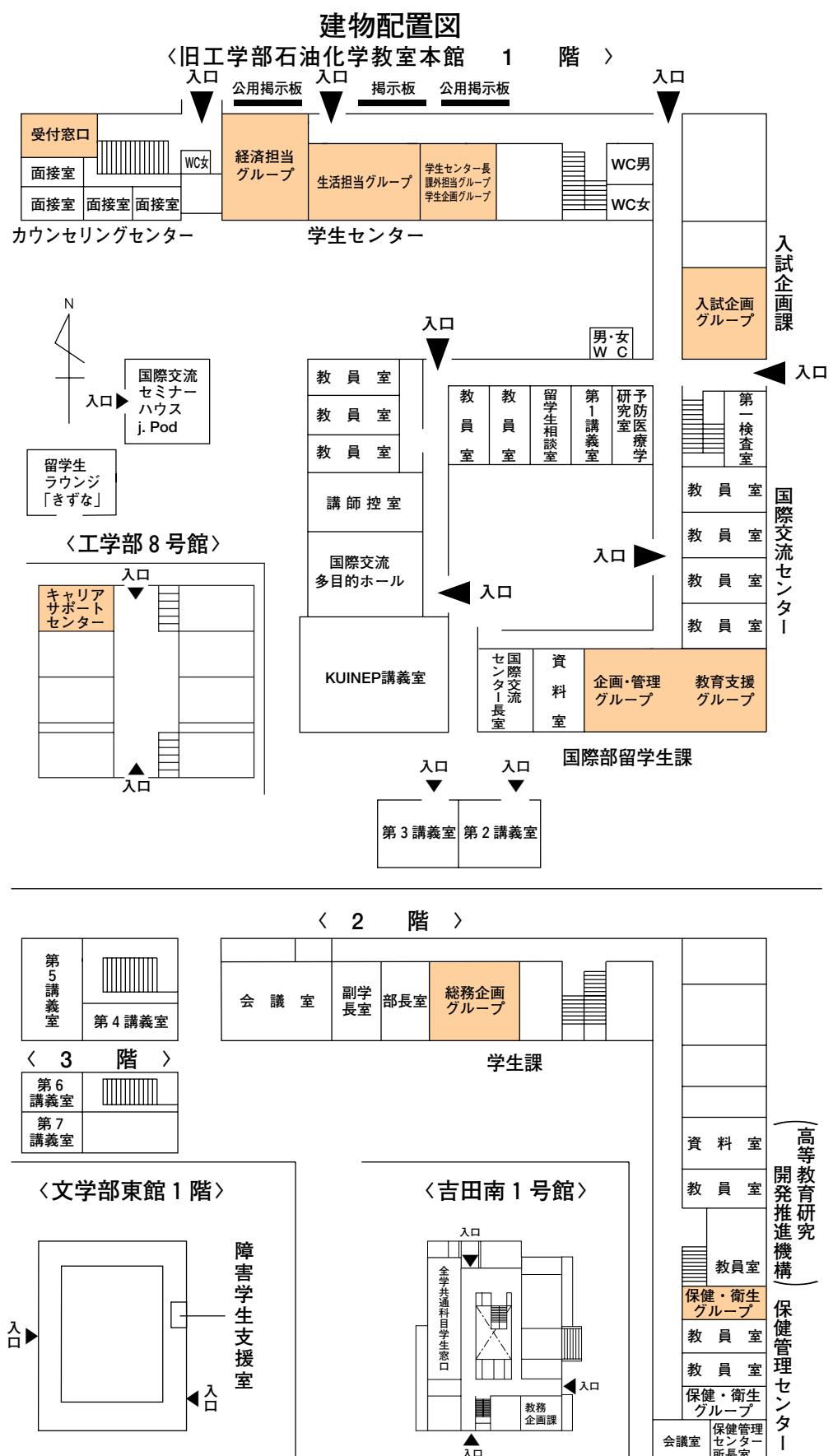
I 学生対応の事務組織

- 1 学生関係窓口・建物配置図
- 2 各学部・研究科の窓口・事務部配置図

1 学生関係窓口・建物配置図

住所 〒606-8501 京都市左京区吉田本町
 〒606-8501 京都市左京区吉田二本松町(教育推進部)

課センター名	グループ	電話	担当業務
学生部 学生課	総務企画グループ	075-753-2505	学生の厚生補導に関する総括及び連絡調整
	学生企画グループ	075-753-2504 075-753-2588	課外教養行事、学生ボランティアによる学校サポート事業、総長賞、課外活動に関する企画立案
学生部 入試企画課	入試企画グループ	075-753-2521 075-753-2522 075-753-2523 075-753-2524 075-753-2525	入学者選抜方法に関する研究・検討、個別学力検査の実施、大学入試センター試験の実施、大学院入試に関すること、オープンキャンパスの企画及び実施、入試広報（入試ガイダンスの実施、入試広報誌の発行等）
学生センター	生活担当グループ	075-753-2531 075-753-2533 075-753-2540 075-753-2539	学生教育研究災害傷害保険等、アルバイト（家庭教師・祭礼行列員等）紹介、下宿・アパート等紹介、学生寄宿舎の管理
	経済担当グループ	075-753-2535 075-753-2536 075-753-2495	日本学生支援機構奨学金、民間奨学団体等に関すること、短期貸付金、入学料・授業料免除に関すること
	課外担当グループ	075-753-2511 075-753-2513 075-753-2514	課外活動施設の管理、団体・集会・掲示に関すること、文化系・体育系活動の支援に関すること
キャリアサポートセンター	キャリアサポートグループ	075-753-2483	就職資料・情報の収集及び提供、就職ガイダンス等の企画及び実施、就職相談室等の運営
教育推進部 教務企画課	教務グループ	075-753-2499 075-753-2493	学生証、入学・退学・休学等の学生身分、学位、教務情報管理、教務関係の調査・統計、大学コンソーシアム京都の単位互換、他大学との交流協定、高大連携、卒業・学位授与式、学部・大学院入学式、証明書自動発行機、名誉博士称号授与式、オープン・コースウェア、サイエンス・コミュニケーター・プロジェクト
	障害学生支援室	075-753-2317	障害学生支援
	教育企画グループ	075-753-2528 075-753-2548	教育企画、教育関係委員会の運営、教育に係る競争的資金、FD、Jrキャンパス、研究科横断型教育プログラム
国際部 留学生課	企画・管理グループ	075-753-2242	留学生に関する調査統計、日本留学試験、留学生ラウンジの管理運営、海外留学促進事業、留学生経費
	教育支援グループ	075-753-2488 075-753-2489	留学生パーティー、見学旅行、留学生の民間奨学金 留学生の国費奨学金、証明書の発行、日本留学フェア
		075-753-2561	大学間の学生交流協定、国際教育プログラム、交換留学、日本語予備教育、日本語及び日本文化・日本事情教育、留学生のアフターケア
		075-753-2546	国際交流科目、留学生交流支援制度（長期派遣）
国際交流サービスオフィス		075-762-0511 075-762-0512	国際交流会館、留学生住宅保証制度、京都市国保補助
環境安全衛生部 環境安全衛生課	保健・衛生グループ	075-753-2400	学生の保健管理及び健康統計
保健管理センター		075-753-2404	学生及び教職員の健康の維持増進に関すること
カウンセリングセンター		075-753-2515	学生生活上の様々な悩みについての個人相談

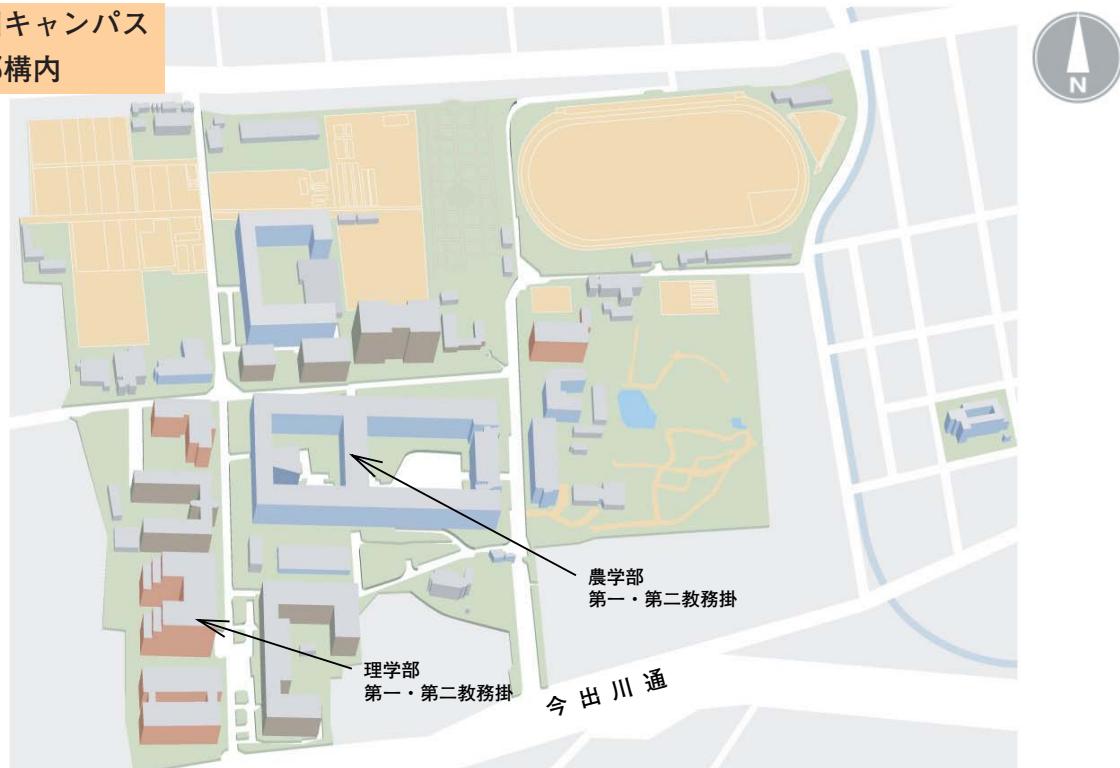


2 各学部・研究科の窓口・事務部配置図

各学部・研究科及び全学共通教育の教務・厚生関係の担当掛は次のとおりです。

学部・研究科名	担当掛	電話	所在地
高等教育研究開発 推進機構 (共通教育推進課)	全学共通科目学生窓口	075-753-6508 075-753-6511	〒606-8501 京都市左京区吉田二本松町
総合人間学部 人間・環境学研究科	教務掛（学部担当） 大学院掛（大学院担当）	075-753-6506 075-753-2951	〒606-8501 京都市左京区吉田二本松町
文学学部 文学研究科	第一教務掛（学部担当） 第二教務掛（大学院担当）	075-753-2709 075-753-2710	〒606-8501 京都市左京区吉田本町
教育学部 教育学研究科	教務掛（学部・大学院担当） 専門職員（教職担当）	075-753-3010 075-753-3012	〒606-8501 京都市左京区吉田本町
法学学部 法学研究科	教務掛（学部担当） 大学院掛（大学院担当） 法科大学院掛（法科大学院担当）	075-753-3107 075-753-3220 075-753-3125	〒606-8501 京都市左京区吉田本町
経済学部 経済学研究科	教務掛（学部・大学院担当）	075-753-3406	〒606-8501 京都市左京区吉田本町
理学学部 理学研究科	第一教務掛（大学院担当） 第二教務掛（学部担当）	075-753-3613 075-753-3616	〒606-8502 京都市左京区北白川追分町
医学学部 医学研究科	教務・学生支援室（医学科学部担当） 教務・学生支援室（大学院担当）	075-753-4325 075-753-4306	〒606-8501 京都市左京区吉田近衛町
	教務・学生支援室 (人間健康科学科学部担当・ 人間健康科学系専攻大学院担当)	075-751-3906	〒606-8507 京都市左京区聖護院川原町53
薬学学部 薬学研究科	教務掛（学部担当） (大学院担当)	075-753-4504 075-753-4514	〒606-8501 京都市左京区吉田下阿達町
工学院部 工学研究科	教務掛（学部担当） 留学生掛（学部・大学院の留学生関係担当） 大学院掛（大学院担当）	075-753-5039 075-753-5038 075-383-2040	〒606-8501 京都市左京区吉田本町 〒615-8530 京都市西京区京都大学桂
農学学部 農学研究科	第一教務掛（学部担当） 第二教務掛（大学院担当）	075-753-6012 075-753-6014	〒606-8502 京都市左京区北白川追分町
工学部 工学研究科	総務・教務掛	075-753-9212	〒606-8501 京都市左京区吉田本町
アジア・アフリカ 地域研究研究科	教務掛（東南アジア研究所等事務部）	075-753-7374	〒606-8501 京都市左京区吉田下阿達町46
情報学研究科	総務・教務掛（教務担当）	075-753-4894 075-753-5508	〒605-8501 京都市左京区吉田本町
生命科学研究科	学務掛	075-753-9222	〒606-8501 京都市左京区吉田近衛町
地球環境学舎	総務・教務掛	075-753-9167	〒606-8501 京都市左京区吉田本町
大学院 公共政策教育部	公共政策大学院掛（法学研究科事務部）	075-753-3126	〒606-8501 京都市左京区吉田本町
大学院 経営管理教育部	経営管理大学院掛（経済学研究科事務部）	075-753-3410	〒606-8501 京都市左京区吉田本町

吉田キャンパス
北部構内



吉田キャンパス
本部・西部・吉田南構内



吉田キャンパス
医学部・病院・薬学部構内



桂キャンパス



II 学 生 生 活

- 1 諸手続き等
- 2 一般的留意事項

II 学生生活

1 諸手続き等

(1) 学 生 証

学生証は、本学の学生であることを証明するもので、常に携帯し、本学教職員から請求があれば提示してください。他人に貸与または譲与してはなりません。

この学生証は附属図書館（中央図書館等）や学術情報メディアセンターの利用証も兼ね、各施設への入退館認証や証明書自動発行機にも利用できます。また、京大生協組合員証を兼ねており、組合員は電子マネーが利用できます。

学生割引や通学証明書によって乗車券・通学定期乗車券を購入、使用するときも、交通機関係員の要求があれば提示してください。

①紛失、盗難、破損等したとき

紛失、盗難、破損等の場合は、所属学部・研究科等の教務担当掛へ、再交付を申請してください。

なお、紛失・盗難の場合は、警察の届出受理番号が必要となります。第三者による悪用を防止するためにも、直ちに警察へ届け出て、届出受理番号を聞いておいてください。

また、紛失・盗難・破損時等の再交付は有料（1,300円）となりますので、予め京大生協で納付し「再交付料金納付証明書」（生協発行）を、学生証再交付願に貼付し、教務担当掛に提出してください。

京大生協組合員の方は直ちに生協に連絡し、電子マネー機能を停止してください。

②磁気ストライプの磁気異常のとき

教務企画課（11ページ、13ページ参照）で再書き込みを行います（無料）。ただし、磁気ストライプが破損している場合は有料（1,300円）での再交付となります。

③初期不良のとき

ICチップの初期不良並びに正常な利用における不具合発生時は、交付日から起算して2か月以内に申し出た場合に限り、無償で再交付します。

④記載事項等に誤りがあったとき

所属学部・研究科等の教務担当掛へ、再交付を申請してください。記載事項誤りの原因が大学側にある場合は無償で再交付します。

⑤卒業／修了／退学等したとき

・京大生協組合員の方は最初に生協の窓口にて、脱会処理等を行い、電子マネーを停止してください。ただし、3月卒業・修了者で4月以降も引き続き、本学の学生（正規生）として在籍する場合、新学生証と旧学生証の両方を京大生協の窓口に持つて行き、電子マネー機能の切替を行ってください。詳細は京大生協にお問い合わせください。

・3月卒業、修了者以外は所属学部・研究科等の教務担当掛へ、学生証を返却してください。3月卒業、修了者は返却不要です。

⑥改姓名により記載内容が変わったとき

所属学部・研究科等の教務担当掛にて所定の手続きを取ってください。

⑦有効期限を過ぎて在籍するとき

所属学部・研究科等の教務担当掛にて所定の手続きを取ってください。

⑧英文学生証が必要なとき

英文学生証は、学生の海外渡航に伴い、渡航先国において本学の学生であることを証明するため、希望する学部学生及び大学院学生を対象に発行します。

希望者は、申し込みの際に、貼付する写真（無帽正面上半身、無背景、縦3.0cm×横2.4cm、3ヵ月以内に撮影したもの、裏面に氏名を記入。）を持参の上、所属学部・研究科等の教務担当掛へ願い出してください。

(2) 入学当初及び在学中の諸手続き

① 大学への納付金

(ア) 学 費 等

授業料は、下記のとおりです。所定の期日までに、速やかに納入してください。

種 別	金 領	納 期	備 考
授業料 (学部学生 大学院学生)	円 年額 535,800 前期分 267,900 後期分 267,900 (法科大学院) 年額 804,000 前期分 402,000 後期分 402,000	前期分 4月中 後期分 10月中	<p>※納入方法 連帯保証人住所へ振込依頼書を4月、10月の中旬頃送付しますので、本学の指定口座に振込願います。</p> <p>※申し出により前期分納入の際に、後期分も併せて納入することができます。</p> <p>※授業料 在学中に授業料が改定された場合は、改定時から新授業料が適用されます。</p>

(イ) そ の 他

上記のほか学生寄宿舎に入舎している場合は、寄宿料と光熱水料を納めることになります。

これらに関して詳しいことは、58ページを参照してください。

納付に当たっての注意事項

上記の納付金を振込期限内に納めないときは、本人及び連帯保証人に督促することになりますので、必ず振込期限内に納入してください。

特に、授業料の振込を怠った場合は、身分の取扱い（除籍）に関係します。

また、住所に変更があった場合は、所属学部・研究科等の教務担当掛へ申し出してください。

② その他の諸会費

(ア) 学生教育研究災害傷害保険（付帯賠償責任保険を含む） ※原則として全員加入

34ページ以降を参照してください。

(イ) 大学生活協同組合費出資金 20,000円以上 出資金は卒業の際に返還されます。

なお、学部によっては上記のほかに必要な会費等があります。新入生にはこれらについて別途所属学部から通知されます。

③ 在学中の諸手続き

主な届（願）出、証明書の交付願については次の④のとおりですので、必要がある場合は、20ページに記載の担当窓口で手続方法等を詳しく聞いて手続きをしてください。

（交付書類は手続きの翌日または翌々日に交付される場合があります。）

一部の証明書は、学内に設置している15台のどの証明書自動発行機（21ページ参照）でも発行が可能です。

手続きを怠ったために不利益が生じることのないよう注意してください。

④ 各種届（願）出

（ア）休 学 願

疾病その他の事故により3ヵ月以上にわたり修学を中止したり、休学をしようとする場合には、所定の手続きを必要としますので、そのような事態になった場合は、速やかに願い出てください。

休学期間が満了になっても、なお引き続いて休学する必要がある場合は、許可されている期間が終わるまでに、休学の延長を願い出てください。

病気により休学する場合は、休学願に医師の診断書を添えてください。

なお、休学期間は特別な事情がない限り、月初から月末としてください。

休学する場合の授業料について、第1期（前期）または第2期（後期）の初めから休学する場合は、その期の授業料は免除されますが、期の途中で休学する場合は、その期の分は免除されません。

ただし、この場合でも次の期まで続けて休学する場合は、次の期の分は免除されます。

また、期の途中で復学する場合は、その期については復学する前月までの分を月割りで免除します。

（イ）復 学 願（届）

病気以外の事由による休学で休学期間に復学しようとする場合は、届け出てください。届け出なかった場合は、休学許可全期間を休学したものとして取り扱われます。

また、病気による休学で復学しようとする場合は、本学所定の「京都大学復学診断書」により医療機関の診断を受け、その診断書と共に復学を願い出てください。

（ウ）退 学 願

やむを得ない事情により、退学しなければならなくなった場合は、願い出なければなりません。もし、退学願を出さないで、又は許可されないままで通学しなかった場合は、引き続いて在学しているものとして取り扱われます。特に留意してください。

なお、退学の場合における授業料との関係は、学年の中途で退学する者の授業料は、授業料の年額の十二分の一に相当する額に在学する月数を乗じて得た額とし、当該学年の始めの月に徴収するものとします。ただし、退学する月が後期の徴収の時期後であるときは、後期の徴収の時期後の在学期間に係る授業料は、後期の徴収の時期に徴収するものとします。

（エ）転学部（研究科・学舎）・転学科（専攻）願

希望する者は、10月初めに各学部（研究科等）に照会してください。

（オ）定期健康診断欠席届

毎年、学年始年に定期健康診断が行われます。これは全学生が必ず受けなければならないもので、これを無届けで受けない場合は当該年度の試験を受けることができませんから、特に留意してください。

指定された日に病気、その他やむを得ない事情により受けられない場合は、所属学部等へ理由書

(病気の場合は診断書) を添えて欠席届を提出してください。

欠席届を提出した場合は、後日健康診断を受けてください。

(力) 健康診断結果通知書・健康診断証明書・健康診断書

就職や大学院受験等で健康診断結果通知書、健康診断証明書が必要なときは、証明書自動発行機で発行してください。(学年始めの定期健康診断を受けていない方は発行できません。)

なお、健康診断書が必要なときは、保健診療所へ申し出してください。

⑤ 授業料免除及び徴収猶予（分納を含む）

経済的理由等により授業料納入が困難な者を、選考のうえ授業料の全額又は半額を免除する制度及び、経済的理由等により授業料を期日までに納入できない場合は、選考のうえ授業料の徴収を猶予する制度があります。(30ページ参照)

出願を希望する者は、指定された期間内に出願手続きを行ってください。

なお、出願期間及び出願場所等の詳細については、所属する学部・研究科（学部1、2回生は学生センター経済担当）の掲示等の指示に従ってください。

⑥ 日本学生支援機構奨学金

学資の支弁が困難な者に対し、日本学生支援機構が行う奨学金貸与の制度があります。希望者は指定された期間内に願い出てください。(30ページ参照)

取扱期間及び取扱場所等詳細は、各学部・研究科等（学部1、2回生は学生センター経済担当）の掲示の指示に従ってください。

⑦ 地方公共団体・民間育英団体の奨学金

奨学団体等で、学生センター経済担当又は所属学部（研究科）の教務掛等担当窓口で取り扱っているものは、約100団体あります。各団体で手続き方法等が異なりますから、これらの奨学金を希望する者は、それぞれの期間内に願い出てください。(31ページ参照)

⑧ その他

このほか、科目履修届、受験届、系列変更願、卒業論文題目届等必要に応じて願い出るものや届け出るものがありますから、所属学部・研究科等の教務担当掛に申し出してください。

各種諸手続一覧表

書類名	提出先等	印鑑	提出先		
			学部学生	大学院学生	学部学生 大学院学生
			所属学部 教務担当掛	所属研究科等 教務担当掛	学生センター 経済担当グループ
休 学 願	△	○	○	○	※
復 学 届 (願)	△	○	○	○	※
海 外 渡 航 届 (願)	△	○	○	○	※
現 住 所 等 変 更 届	△	○	○	○	※
改 姓 ・ 改 名 届	△	○	○	○	※
退学願・研究指導認定退学願	△	○	○	○	※
死 亡 届	△	○	○	○	※
転学部(研究科・学舎)・転学科(専攻)願	△	○	○	○	※
学 生 証 再 交 付 願	△	○	○	○	
健 康 診 断 書 (有料) 交付願	×	保健診療所			
健康診断証明書(無料)		証明書自動発行機で交付			
成 績 証 明 書 (日本文・英文)		一部の学部・研究科等では証明書自動発行機で交付			
在 学 証 明 書	日本文	証明書自動発行機で交付			
卒業(見込)証明書		一部の学部・研究科等では証明書自動発行機で交付			
修了(見込)証明書	英 文	×	○	○	
学 生 旅 客 運 貨 割 引 証 (学割証)		証明書自動発行機で交付			
通 学 証 明 書		証明書自動発行機で交付			
実習用 通学証明書	単位取得目的の実習 (教育実習を除く)	所属学部・研究科等の教務担当掛で確認してください。			
	教 育 実 習	×	教育学部(教育実習担当)		
授 業 料 免 除 等 願 書	×	3回生以上 ○	○	○	学部1, 2回生 ○
日本学生支援機構奨学生申請書	○	3回生以上 ○	○	○	学部1, 2回生 ○
地方公共団体 民間育英団体 の奨学生願書	○	▲	▲	○	

- (備考)
 - ・印鑑欄の○は要、△は自筆署名の場合は不要、×は不要を表す。
 - ・提出先の○は要を表す。
 - ・▲は学部、研究科等指定の奨学生もあるので所属学部、研究科等に照会してください。
 - ・※は日本学生支援機構奨学生及び学生センターの取り扱う地方公共団体・民間育英団体の奨学生のみ所定の手続きが必要ですので、学生センターへ申し出てください。

(3) 証明書等自動発行機について

証明書等自動発行機は学内15カ所に設置されています。(下表の設置場所参照。設置場所は都合により変更される場合があります。) 本学に在籍中の学生はいずれの発行機でも、現在及び過去(平成元年入学以降)在籍の部局が自動発行を許可した証明書の自動発行が可能です。自動発行可能な証明書の詳細は、各自の所属(出身)学部・研究科等の教務担当掛にご照会ください。

①自動発行可能な証明書等

(発行可能な証明書は、所属学部・研究科等、学生種別により異なります。)

- ・学校学生生徒旅客運賃割引証(学割証) 　・通学証明書
- ・在学証明書(和文・英文)
- ・卒業・修了(見込)証明書(和文・英文) 　・退学証明書(和文・英文)
- ・学業成績証明書(和文・英文) 　・学業成績及び卒業・修了(見込)証明書
- ・研究指導認定(退学)(見込)証明書
- ・健康診断証明書 　・健康診断結果通知書

②稼働時間

月曜日から金曜日(祝祭日および12月29日から翌年1月3日までを除く)の、8時30分から18時までを基本としていますが、設置場所により異なっていますので、注意してください。

また、機器のメンテナンスや障害等により稼働出来ない場合もありますので、証明書は早めに取得するようにしてください。

- ・証明書自動発行機稼働時間一覧

設置場所	稼働時間	管理部署
北部構内農学部総合館1階南西出入口ホール	8:30～18:00	農学研究科第一教務掛
北部構内理学研究科6号館南棟1階ホール	8:30～18:00	理学研究科第二教務掛
本部構内文学部新館1階西側ホール	8:30～18:00	文学研究科第一教務掛
本部構内法経本館1階中央玄関ホール	8:30～17:15	法学研究科教務掛
本部構内工学部8号館1階教務課前	8:30～18:00	工学研究科教務課教務掛
本部構内学生センター1階	8:30～18:00	学生センター
吉田南構内吉田南1号館1階	8:30～18:00	共通教育推進課
吉田南構内人間・環境学研究科棟1階事務室前	8:30～18:00	人間・環境学研究科大学院掛
医学部構内医学部B棟1階ホール	8:30～18:00	医学研究科教務・学生支援室 (医学科教務担当)
薬学部構内薬学部本館1階	8:30～18:00	薬学部教務掛
病院西構内医学部人間健康科学科校舎1階正面玄関内	8:30～18:00	医学研究科教務・学生支援室 (人間健康科学科教務担当)
宇治キャンパス宇治地区研究所本館E棟3階 中央エントランス	8:30～17:15	宇治地区研究協力課
桂キャンパスAクラスターA2棟3階ホール	8:30～17:30	工学研究科教務課大学院掛
桂キャンパスCクラスター事務棟玄関ホール	8:30～17:30	工学研究科教務課大学院掛
熊取地区原子炉実験所事務棟北出入口廊下	8:30～18:00	原子炉実験所事務部

③使用方法

証明書自動発行機を使用する際には、学生証の認証と、パスワードの入力が必要です。

音声ガイダンスおよび画面の指示（日本語・英語）に従って画面タッチにより操作してください。

パスワードについては所属学部・研究科等のガイダンス等で学生証交付とともに各自に通知されますが、わからない場合は所属学部・研究科等の教務担当掛に学生証を持参して照会してください。また、パスワードは必ず定期的に変更し、忘れないようにしてください。

成績証明書などで厳封が必要な場合や、自動発行された証明書に不備や疑問点等がある場合には所属（過去在籍）学部・研究科等の教務担当掛に申し出てください。

また、自動発行機の操作中に障害が発生した場合には、お手数ですが上表で示したそれぞれの管理部署にご連絡ください。

（4）通学定期乗車券の購入、学割証の使用について

①通学定期乗車券の購入

本学の学生が通学を目的として、交通機関の定期乗車券を購入する際にのみ、割引制度を受けることができます。

通学定期乗車券の購入は、現住所の最寄り駅から大学（通学キャンパス）の最寄り駅までの最短区間に限ります。

・購入方法

通学定期乗車券の購入する際は下記のものが必要です。

通学証明書（証明書自動発行機で発行、発行の日から1カ月間有効、21ページ参照）

学生証

定期乗車券購入申込書（交通機関定期券販売所で交付）

・通学証明書について

通学証明書には現住所・通学キャンパス等が証明されています。現住所や通学キャンパスに変更や間違いがあった場合には、速やかに所属学部・研究科等の教務担当掛へ申し出てください。

・不正購入の禁止について

区間を偽って購入したり、通学以外の目的（サークル活動・アルバイト通勤など）で購入することは不正購入となります。不正購入はいかなる場合であっても許されません。

本人に多額の追徴金が課せられるばかりか本学学生の通学定期乗車券の販売が制限される場合がありますので、絶対に不正購入はしないでください。

②実習用定期乗車券の購入について

現住所の最寄り駅から学外実習先への定期乗車券を購入する場合は、所属学部・研究科等の教務担当掛に申し出てください。

③学割証（学校学生生徒旅客運賃割引証）の使用

学割証は、割当枚数の範囲内で、学生・生徒個人の自由な権利として使用することを前提としたものではなく、修学上の経済的負担を軽減し、学校教育の新興に寄与することを目的としています。

使用目的の範囲は、制度の趣旨に鑑み、学割証の発行は、原則として次の目的を持って旅行をする必要があると認められる場合に限ります。

- (1) 休暇、所用による帰省
- (2) 正課の教育活動
- (3) 正課外の教育活動
- (4) 就職または進学のための受験等
- (5) 見学または行事への参加
- (6) 傷病の治療
- (7) 保護者の旅行への随行

・発行方法

学割証は証明書自動発行機で発行されます。(21ページ参照)

・年間割当枚数

年間割当枚数は1人15枚までとなっています。正当な理由があり、年間割当枚数を超えて発行を希望する場合は、所属学部・研究科等の教務担当掛へ申し出てください。

・割引対象

片道の営業キロが100キロメートルを超える区間を旅行する場合、運賃（乗車券のみ）が2割引になります。

・対象の交通機関

学割証は旅客鉄道株式会社（JR各社）が自社の利用に関して発行しているものですが、他の交通機関でも利用できる場合があります。乗車券購入の前に各社の窓口へご確認ください。

・注意事項

学割証の有効期間は、発行の日から3ヵ月間です。

乗車券の購入時には学生証の提示が必要です。また、学割証で購入した乗車券を使用する際には、学生証を必ず携帯し、係員の請求があるときには提示してください。

記名人以外の使用など違反行為をした場合は、多額の運賃の追徴があり、また以後の学割証の発行停止処分等（本人だけでなく、大学が発行停止処分を受ける場合もあります）がありますから、決して不正使用しないでください。

2 一般的留意事項

(1) 学生への連絡方法

① 掲示による連絡・通知

学生への連絡・通知は、原則として所定の掲示板での掲示により行われ、一度掲示した事項は周知されたものとして取り扱います。登下校の際には必ず掲示板を見る習慣をつけてください。掲示を見落としたために生じる不都合・不利益は本人の責任となります。

受付期間を定めているような場合は、期間終了後は受け付けられないので特に注意が必要です。

② 呼び出し・照会

保護者の方や友人等から電話による呼び出しを大学に依頼される場合がありますが、大学では学生一人ひとりの居場所について把握することはできません。従って、電話口への取り次ぎや放送は一切行いませんので、予め保護者の方や友人たちに知らせておいてください。緊急の場合でも原則として掲示板による連絡しかできません。

住所・電話番号等の問い合わせにも応じることができません。

(2) 法令の遵守について

近年、本学においては、性犯罪や薬物乱用等により逮捕者がいるなど、学生の不祥事が連続して発生しています。これらの犯罪行為は、法律により厳罰に処せられるとともに、大学においても放學又は停学といった厳しい懲戒処分を行うことになります。これらの犯罪行為は、被害者やその家族はもとより、皆さん自身の今後の人生にも大きな影響を及ぼすことになります。学生の皆さんには、日常の様々な行動の中で、人権の尊重や法令遵守の重要性を自覚し、良識ある行動をとるようにしてください。

○京都大学通則

第32条 本学学規に違背し、学生の本分を守らない者があるときは、総長は懲戒する。

2 懲戒に関する手続は、別に定める。

第33条 懲戒の種類は、次のとおりとする。

(1) 講責

(2) 停学

(3) 放學

(3) マイカー通学の禁止、自転車走行マナー等について

京都大学のキャンパスでは、教育・研究の場にふさわしい環境保持及び緊急災害時の通路確保、歩行者の安全確保、騒音の防止のため交通規制を実施しており、身体障害者等特別な事情のあるものを除き、マイカー通学は原則として禁止となっています。通学に当たっては、徒歩や自転車若しくは公共交通機関を利用するようにしてください。

① 自転車、バイクは定められた駐輪場へ、自転車盗難防止のためロックを！！

自転車、バイクは歩行者の安全・避難経路確保等のため、駐輪場が指定されていますので、必ず所定の場所に置くようにしてください。また、放置自転車は強制的に撤去があります。

また、本学では、自転車の盗難が多発しております、防犯登録とともに駐輪時には必ず施錠（二重ロックを勧めます）してください。このほか、構内において鞄や財布等の盗難も発生しておりますので、自分の持ち物から目を離さないよう十分注意してください。

② 自転車走行のモラル向上について

最近、本学近辺で本学学生が関係した自転車による交通事故が増えています。歩道の高速走行や並列走行、信号無視、夜間の無灯火など、非常に危険な行為が見受けられ、モラルの欠如が言われています。本学の周辺道路は、近隣住民の方々の生活と密接な関わりをもっており、生活環境の破壊や、交通事故誘発にもつながりますので、自転車安全利用五則を必ず守るようにしてください。

また、自転車とはいえ事故を起こせば大怪我に繋がりかねません。自転車と歩行者との事故により、5000万円という高額賠償を支払うこととなったケースもありますので、自転車保険等に加入するとともに、安全に十分注意してください。

③ 自転車の違反と罰則

自転車安全利用五則を守りましょう。

❶ 車道が原則、歩道は例外

道路交通法上、自転車は軽車両と位置付けられています。したがって、歩道と車道の区別のあるところは車道通行が原則です。

【罰 則】3カ月以下の懲役又は5万円以下の罰金



❷ 車道は左側を通行

【罰 則】3カ月以下の懲役又は5万円以下の罰金



自転車は道路の左端に寄って通行しなければなりません。

❸ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

歩道では、すぐに停止できる速度で、歩行者の通行を妨げる場合は一時停止しなければなりません。

【罰 則】2万円以下の罰金又は料金



❹ 安全ルールを守る

■飲酒運転は禁止

自転車も飲酒運転は禁止。

【罰 則】5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
※酒に酔った状態で運転した場合



■二人乗りは禁止

6歳未満の子どもを1人乗せるなどの場合を除き、二人乗り禁止。

【罰 則】2万円以下の罰金又は料金



■並進は禁止

「並進可」標識のある場所以外では、並進禁止。

【罰 則】2万円以下の罰金又は料金



■夜間はライトを点灯

夜間は、前照灯及び尾灯（又は反射器材）をつける。

【罰 則】5万円以下の罰金



■信号を守る

信号を必ず守る。「歩行者・自転車専用」信号機のある場合は、その信号に従う。

【罰 則】3カ月以下の懲役又は5万円以下の罰金



■交差点での一時停止と安全確認

一時停止の標識を守り、狭い道から広い道に出るとときは徐行。安全確認を忘れずに。

【罰 則】3カ月以下の懲役又は5万円以下の罰金



❺ 子どもはヘルメットを着用

児童・幼児の保護責任者は、児童・幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるようにしましょう。



運転中の携帯電話 やめましょう! 傘さし運転



④ 交通事故相談

交通事故にあったとき、無料で相談できる窓口が京都府に設置されています。損害賠償・示談・保険請求など専門の相談員がアドバイスし、また必要により弁護士にも無料で相談できます。

相談・問合せ先：京都府交通事故相談所（上京区下立売通新町西入ル（京都府庁旧本館1階））電話 414-4274

面接相談時間：午前 9 時～11時30分、午後 1 時～4 時30分（土・日・祝日・年末年始は休みです。）

(4) 飲酒による急性アルコール中毒等に注意

新入生歓迎の行事やコンパなどの集まりで、アルコールが出される機会がありますが、短時間に大量のアルコールを摂取すると、一気に泥酔や昏睡状態になり、死につながることがあります。他大学では、クラブ・サークル等の飲み会で、急性アルコール中毒により、学生が死亡するという事故が発生しています。本学においても、急性アルコール中毒等により重篤状態となり、病院に搬送され一步誤れば死に至る危険な状態となる事件が発生しています。

飲酒に当たっては、次の点を厳守してください。

- ① 未成年者の飲酒は厳禁。
- ② イッキ飲み等の危険な飲酒はしない。させない。
- ③ 体質的にアルコールを受け付けない人に飲酒を勧めない。
- ④ 飲酒をしたら、自動車・バイク・自転車の運転をしない。

(5) 「悪徳商法」にだまされないために

学生をねらった悪徳商法が多発しています。これらの悪徳商法は、学生の社会的経験の少なさなどにつけこみ、「楽して儲かる」といった気持ちを起こさせ、時には脅迫がいの方法で引き込んだりします。次にあげるような悪徳商法の他にも巧妙な新しい手口もでてきていますので、くれぐれも注意してください。

《キャッチセールス》

街で「アンケートに答えてください……」などと呼び止められ、営業所に連れて行かれて、高価な化粧品や会員権などの契約をさせられます。

あいまいな態度をとらず、はっきり断ること！

《アポイントメントセールス》

「格安で海外旅行ができる、レジャー施設も安く利用できる」などと電話で営業所に呼び出され、実際に別の商品（ビデオ教材等）とのセット販売で結局高額な商品を買わされることになります。

見知らぬ人からのうまい話に要注意！

《マルチ商法》

「人を紹介するだけで、どんどん収入がふえる」などのうまい話で誘われます。商品を買って会員になり、知人や友人を紹介して商品を買ってもらうと、リベートがはいり、さらに孫・ひ孫からのリベートがはいるというものです。手軽にできるアルバイトと思って契約したもの、結局残ったのは買い込んだ商品と借金だけということにもなりかねません。

うまい話はありません。もうけ話には注意しましょう！

《振り込め詐欺》

電話で「オレだよ、オレ」と言って息子や孫を装い家族に交通事故示談名目やサラ金等借金返済名目で現金を騙し取る手口や、警察官や弁護士などを名乗り示談金を騙し取る、いわゆる「振込め詐欺」が多発しています。本当の出来事かどうか、振込む前に家族と学生は相互に確認をしてください。

すぐに振り込まない。一人で振り込まない！

《架空請求詐欺》

実際には利用していない有料サイトの利用料金等の名目で金銭をだまし取る架空請求詐欺事件が増加しています。学生の皆さんのがこうした被害にあわないよう、次のようなことに心掛けてください。

- ・身に覚えのない請求は無視する。（請求のはがきやメールは保管しておく）
- ・指定された連絡先には絶対に連絡しない。
- ・迷惑メールの受信拒否設定する。
- ・一人で判断せずに警察や家族、周囲の人相談する。

(6) 大麻等の使用はダメ、ゼッタイ！

大学生等の若年層の大麻等の薬物乱用事件が多発しています。本学においても、平成21年に2名の学生が薬物乱用により逮捕され、厳罰に処せられました。大麻等の薬物乱用は、以下に示すように、本人の精神と身体の両面を破壊しつくし、さらには友人や家族関係の崩壊にもつながるなど、社会全体に計り知れない害悪をもたらします。このため、禁止薬物の所持や使用、栽培や提供は法律で禁止されており、違反者には厳罰が処せられるとともに、大学としても厳正に対処します。その結果、自身の一生に大きな影響を及ぼすことになります。

学生の皆さんには、大麻・麻薬・覚せい剤・MDMA・MDA・シンナー等の禁止薬物に対して安易な気持ちや一時の興味で接することのないよう十分注意するとともに、本学の学生としての自覚を常に持ち、責任ある行動をとるようにしてください。

- ① 覚せい剤や大麻等の禁止薬物の乱用は、本人だけでなく、社会全体に計り知れない害悪をもたらすことを十分認識しましょう。
 - ・本人の精神や身体に悪影響を及ぼします。
 - ・薬物を自分の意志では止められなくなります。
 - ・幻覚や妄想が表れ、重大犯罪を引き起こします。
 - ・友人や家族関係が崩壊します。
 - ・法律で厳しく禁止されており、厳罰を受けます。
- ② 薬物乱用の甘い誘いに気を付けるとともに、誘われても絶対に断る勇気を持ちましょう。

(7) カルト集団、過激活動集団などの勧誘に注意

信教、思想の自由は憲法で保障されています。もちろんそれらは自由であるべきです。しかし、そのことを逆手に取り、世の中には嘘や違法行為を勝手な解釈で「良し」とする反社会的なカルト集団や過激活動集団も存在します。

時には学生になりますし、彼らは巧みに学生の皆さんに近づきます。本人は気づかぬうちにマインドコントロールされ、そうなると正常な判断力を失い、脱会は難しくなります。

(8) 海外旅行へ行く前に安全性の確認を

夏季休業等を利用して海外旅行に行く機会もありますが、特定の国・地域によっては治安の悪化等により、渡航を自粛したり、特別の注意が必要な場合があります。海外旅行へ行く前に旅行先の安全性を詳しく調べるようにしましょう。また、万一の場合に備え、保険に加入することを勧めます。

これらの安全情報は、外務省から提供されていますので活用してください。また旅行社でも確認するようにしてください。

相談・問合せ先：外務省海外安全相談ホームページ（<http://www.anzen.mofa.go.jp/>）

(9) クレジットカードの利用について

学生証ですぐ借りることができる学生ローン、また、サインするだけで手軽にショッピングやレンタ等の利用ができるクレジットカードを安易に利用すると、その返済に追われ学生生活の継続が危ぶまれることになります。

本学では、「小口短期貸付金」という無利子の短期貸付制度がありますので、病気、不慮の事故、送金の延滞等により、急に出費が必要となった場合は、学生センター担当窓口で相談してください。

(10) 国民年金へ加入しましょう

国民年金は、高齢や不慮の事故などによって私たちの生活が損なわれることのないよう、前もってみんなで保険料を出し合い、経済的にお互いを支え合う制度で、日本に住む20歳から60歳までのすべての人方が加入することになっています。本学の学生諸君も20歳になれば必ず国民年金に加入してください。

なお、加入手続きは、住民票を登録している市区町村の国民年金担当窓口で行ってください。

また、収入がない学生のために「学生納付特例制度」があります。詳しくは、担当窓口に問い合わせてください。

(11) 災害に備えるあなたの身の回り（防災・ボランティアハンドブックより抜粋）

地震から身を守る

1 まず、わが身の安全を
すぐ机やテーブルの下にもぐり、頭を覆い、机の脚を握る。もぐる、覆う、握るの三つの動作が身を守る。

あわてて外に飛び出さない。危険の中に飛び込むことになる。



2 すばやく火の始末・消火
台所やストーブ、タバコの火を消す。アイロンなど使用中の電気製品のスイッチを切る。
火が出たらすぐ消火。でも、天井に火が届いたら初期消火の限界。ガスの元栓を閉め、電気のブレーカーを下ろして逃げよう。



3 危険な場所から離れよう
津波は追いかけて来る。急いで高台など安全な場所へ。また崖崩れの危険を少しでも感じたら、すばやく避難すること。

川べりや狭い路地は危険。プロック塀や円柱、石垣、自動販売機など倒れる危険がある物に近寄らない。



4 正しい情報をつかもう
ラジオや地域の緊急非常放送から正確な情報を得る。根拠のないデマに惑わされること。



非常持ち出し品の例



水や飲料、電気、ガスの供給が止まっても、2～3日は自力で過ごせるだけの物を非常用にまとめておく。持ち運べる重さに収まるよう厳選し、食品の賞味期限・品質保持期限やライトの電池などを定期的に点検する。飲料水は1人1日3リットルが目安。このほか予備の眼鏡など、人によっても必要な物が異なる。携帯コンロや固形燃料、レジャーシートなど、役に立つアウトドアグッズも多い。自分にとっても必需品を考え、身近な所に備えておきたい。

阪神・淡路大震災では、トイレットペーパー、ウェットティッシュ、ビニール袋、ラップなどが必需品だった。水が不足していたので、タオルやガーゼの代わりに使い捨ての紙製品が役立った。ラップを器に掛ければ食器として何度も使えた。大型ビニール袋は頭の穴をあければ雨合羽、段ボールに重ねて使えば簡易トイレにもなる。

5 避難を徒歩で身軽に

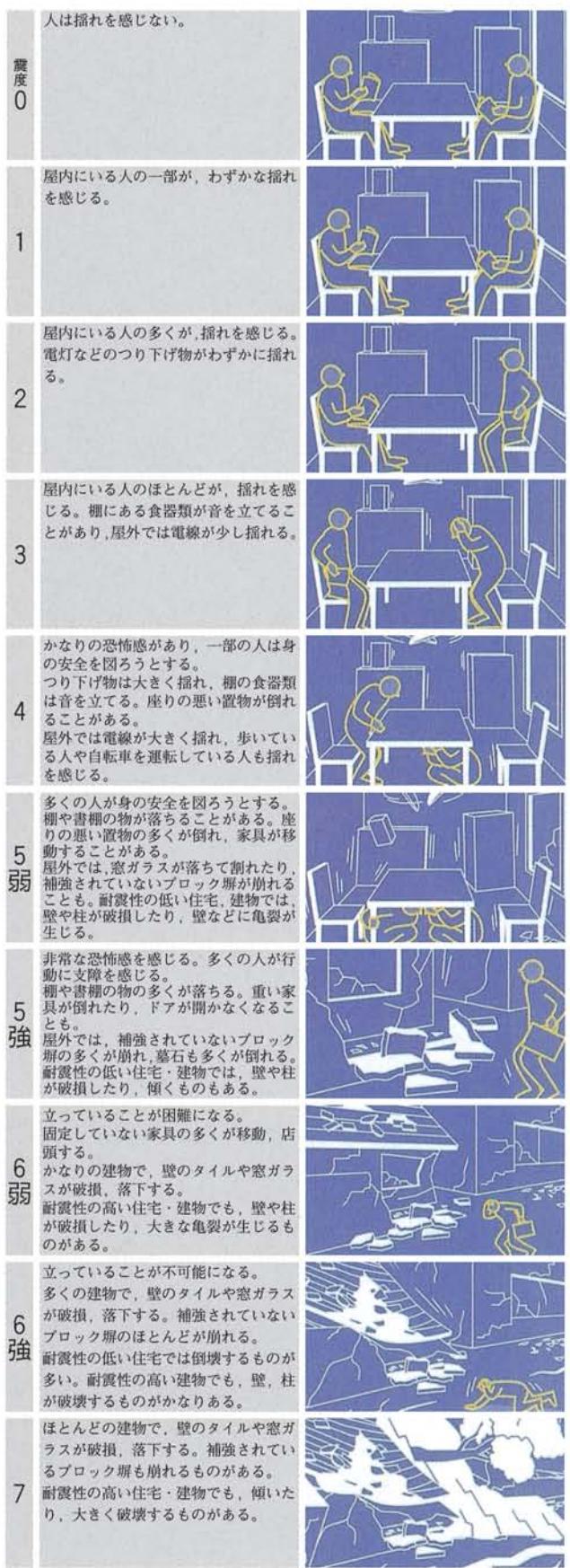
動きやすい服装で。緊急車両の妨げになるので、車は使わずに歩いて避難する。

6 地域の人たちと冷静に協力

力を合わせて救助を、近所に逃げ遅れた人はいないか確かめる。
秩序を保って行動する。声をかけ合って冷静に。



新しい震度階級



III 学 生 相 談

- 1 経済相談
- 2 健康相談
- 3 就職相談
- 4 その他の相談

1 経 済 相 談

(1) 授業料の免除

授業料免除と徴収猶予（分納を含む）

経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者を対象に、本人の申請により、学内選考機関の議を経て、当該期分の授業料の全額又は半額に対して免除、又は徴収猶予が認められます。

出願選考は、年度を前・後期の二期に分けた区分により行いますので、必ず各期ごとに願い出てください。

出願手続きについては、毎年前期分は2月初旬、後期分は7月初旬に、各学部・研究科（学部1・2回生は学生センター経済担当）の掲示板に掲示しますので、希望する学生は所定の期限内に願書等を受領し、所属学部（研究科）の教務掛等担当窓口（学部1・2回生の学生は学生センター経済担当）へ必要事項を記入の上、必要書類を添えて、期限内に提出してください。

(2) 奨 学 金

学業成績が優れかつ健康であって、経済的に困窮し、修学に支障をきたす者には、願い出に基づき選考の上、奨学金が貸与又は給与されます。

奨学生に採用されても、学業成績又は修学態度などの状況により奨学生として不適当と認められた場合には、奨学金の廃止・停止その他の措置がとられますので、注意して勉学に励んでください。

学生センター経済担当で取り扱っている奨学金には、日本学生支援機構、地方公共団体並びに民間育英団体の奨学金があります。

① 日本学生支援機構奨学金 ホームページアドレス <<http://www.jasso.go.jp/>>

日本学生支援機構奨学金は第一種奨学金（無利子貸与）と、第二種奨学金（有利子貸与）があります。なお、第1学年（編入学生の入学年次を含む）において奨学金の貸与を受ける者は、希望により、初回振込時（又はその翌月）に一時金として増額貸与（有利子）される入学時特別増額貸与があり、10万円、20万円、30万円、40万円、50万円の中から選択できます。

〈奨学生の採用〉

(ア) 学部予約採用〔「進学届」の提出〕

前年度に高等学校に於いて平成23年度大学第一種奨学生・第二種奨学生採用候補者に内定している者は、入学後採用候補者決定通知等を学生センター経済担当へ提出し、所定の期日までにインターネットにより、進学届提出の手続を行ってください。

この「進学届」を期間内に提出しないと、辞退したものとして処理し、奨学生として採用されません。

(イ) 学部在学採用

年1回4月に募集します。募集期日等は、1・2回生にあっては学生センター経済担当で、3回生以上は各学部の教務掛で掲示しますので注意してください。

第一種奨学生として採用された場合には、月額3万円又は自宅通学者45,000円、自宅外通学者51,000円が貸与されます。第二種奨学生として採用された場合には、貸与月額3万円、5万円、8万円、10万円、12万円の中から選択できます。

(ウ) 大学院奨学生採用

大学院の各課程ごとに募集します。

募集時期等は各研究科によって異なりますので、詳しいことは、それぞれ所属研究科奨学金担当窓

口に問い合わせてください。

第一種奨学生として採用された場合には、修士課程・法科大学院で貸与月額50,000円又は 88,000円、博士（後期）課程で月額80,000円又は 122,000円が貸与されます。

第二種奨学生の場合には、貸与月額5万円、8万円、10万円、13万円、15万円の中から選択できます。

なお、法科大学院については、15万円の貸与月額を選択した者に限り、希望により4万円又は7万円の増額貸与が受けられます。

(工) 緊急採用（第一種奨学金）・応急採用（第二種奨学金）

家計の急変（主たる家計支持者が失職・病気・事故・会社倒産・死別又は離別・災害等）により、奨学金を緊急に必要とする場合は、学生センター経済担当窓口に相談してください。

〈奨学金貸与終了後の返還と返還猶予〉

(ア) 返還

貸与された奨学金は、貸与終了（卒業）の翌月から6ヵ月経過後、最長20年以内に、月賦等の方法により返還しなければなりません。

この返還金は、日本学生支援機構の予算において、その年度に貸与する奨学金の財源に繰入れられますので、後輩学生のためにも返還する必要があります。

また、不慮の疾病や災害または特別な事情により、返還が困難になった場合は、願い出により、一定期間奨学金の返還が猶予されることがあります。

(イ) 在学中の返還猶予〔「在学届」の提出〕

新入生で、高等学校又は大学等で日本学生支援機構（旧日本育英会）奨学生であった者は、奨学金貸与終了時に各学校等で配付された「返還のてびき」にとじ込みの「在学届」（日本学生支援機構HPより印刷可。）を提出しなければ返還猶予になりません。

「在学届」の提出により、正規の卒業（修了）年月まで返還が猶予されます。

学部入学者は、4月末日までに各学部教務掛に提出してください。

大学院入（進）学者は、4月末日までに所属研究科の奨学金担当窓口に提出してください。

10月入学者は、各研究科の奨学金担当窓口に問い合わせてください。

なお、予約奨学生は「進学届」を提出する際に、前奨学生番号の登録を行うことにより返還が猶予されますので、「在学届」の提出は必要ありません。

② その他の奨学金

日本学生支援機構奨学金以外に、地方公共団体奨学金及び財団法人、民間企業等の出資による民間団体奨学金などの多様な奨学金を取り扱っています。

学生センターで取り扱っている、地方公共団体・民間奨学団体の一覧は、京都大学HP－教育－学生生活－民間奨学団体一覧（<http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/education/campus/tuition/syogakum.htm>）を参照してください。

(ア) 地方公共団体奨学金

- 学生センター経済担当で募集する団体は、限られています。
- 多くは、保護者が居住している地方公共団体で募集していますので、市区町村の教育委員会に照会してください。
- 多くは日本学生支援機構奨学金と併用できないので、両方採用された場合はいずれか一方を辞退する必要があります。

(イ) 民間団体奨学金

募集等の条件は、団体により種々異なり、採用者数も極めて限られています。募集時期は4月から5月に集中しています。(主に学部1・2回生が対象)

- 学生センター経済担当で募集する奨学金には、給与又は貸与の両者があり、採用基準・採用数・金額なども異なります。

(金額は、概ね月額20,000円～50,000円です。)

- 採用された場合は、団体主催の奨学金授与式、団体独自の行事・合宿に参加する必要があります。
- 奨学金を貸与又は給与されたことにより、奨学生の進路を拘束されることはありません。

(3) 小口短期貸付金（学生援助会）

学生援助会は、病気、不慮の事故、送金の延着、その他急な出費の場合に、無利子の貸付融資を行うものです。この貸付用の資金は本学関係者の寄附によるものです。

この貸付金は、あらかじめ父母兄姉又はこれに代わる者を保証人とする「債務保証書」を学生センター経済担当窓口に提出しておかなければ利用できません。(ただし、10,000円の融資の場合は必要ありません。) 申込用紙は同センターに備え付けています。

(ア) 貸付金 1人1万円～5万円まで (1万円単位)

ただし、2万円以上は、事前に債務保証書の提出が必要です。

(イ) 返済方法 1万円の場合は、1か月以内に一括返済。

2万円及び3万円は、4か月以内に一括返済又は、分割返済。

4万円以上は、6か月以内に一括返済又は、分割返済。

(ウ) 申込方法 学生証及び印鑑を持参の上、学生センター経済担当窓口で午後5時00分までに手続きしてください。

(エ) 融資方法 原則として申込日に交付します。

2 健康相談

学生生活の基盤はなんといっても健康です。京都大学の豊富な健康支援施設や制度を利用して、自分で自分の健康を管理することを心がけてください。

(1) 保健管理センター

保健管理センターは本学学生の健康の維持・増進を図る施設です。学校保健安全法、感染症法、京都大学学生健康診断規程などに基づいて、定期および期間外の健康診断を行います。学生健康診断規程に定められているとおり、健康診断を受けなかった場合は当該年度に実施される試験を受けることができず、また就職、奨学金申請、教育・介護実習などに必要な各種の診断書等の発行を受けることもできません。実施期間内に必ず受けてください。健康診断結果について説明を受けたい場合は、結果表を持って下記の保健診療所を受診してください。

(2) 保健診療所

保健診療所は学内向けの医療機関で、本部キャンパス、桂キャンパス、宇治キャンパス、熊取キャンパスに設置されています。ちょっとした病気や健康相談でも気軽に受診できます。

① 診療科

本部診療所：内科、神経科（メンタル・ヘルス）、皮膚科、眼科、耳鼻科、スポーツ整形外科

桂分室：内科、神経科（メンタル・ヘルス）

宇治分室：内科、神経科（メンタル・ヘルス）

熊取分室：内科

② 診療日及び診療受付時間

本部診療所：月曜日～金曜日 午前10時～午後0時30分、午後2時～午後4時30分

桂分室：火曜日、木曜日、金曜日 午前10時～午後0時30分

宇治分室：水曜日、木曜日 午前10時15分～午後0時15分

熊取分室：月曜日～金曜日 午前9時～午後5時

③ 休診日

土曜日、日曜日、国民の祝日、本学創立記念日、年末年始（12月29日～1月3日）、学生・職員健康診断実施日（そのつど保健診療所掲示板および保健管理センター・ホームページに掲示）

④ 診療料金

学生の場合、相談や診察は無料ですが、検査や処置、投薬は実費負担となっています。ただし、正課中に発生したケガに対しては、初回のみ治療を含めて無料です。また診断書は1通につき100円です（追加検査は実費）。

⑤ 所在地および電話番号

本部診療所：吉田キャンパス 京大正門西側（電話075-753-2404）

桂分室：桂キャンパス Bクラスター 福利棟2階（電話075-383-7308）

宇治分室：宇治キャンパス 研究所本館E棟E-214N（電話0774-38-4381）

熊取分室：熊取キャンパス 図書棟（電話0724-51-2308）

(3) 京都大学医学部附属病院

本学医学部附属病院では、次のとおり外来診療を行っています。(初診の場合、他の医療機関からの紹介状が必要となります。)

なお、健康診断は行っていません。

診療科：内科（血液・腫瘍内科、内分泌・代謝内科、循環器内科、消化器内科、呼吸器内科、呼吸管理睡眠時無呼吸、免疫・膠原病内科、老年内科、糖尿病・栄養内科、初期診療・救急科、神経内科、腎臓内科）、外科（消化管外科、乳腺外科、肝胆脾・移植外科、小児外科）、眼科、産科婦人科、小児科、皮膚科、泌尿器科、耳鼻咽喉科、整形外科、精神科神経科、歯科口腔外科、放射線科（放射線治療科、放射線診断科）、麻酔科、脳神経外科、形成外科、心臓血管外科、呼吸器外科、外来がん診療部

診料受付時間：午前8時30分から午前11時まで

診療開始時間：午前9時

休診日：土・日曜日、祝祭日、年末年始（12月29日～1月3日）、京都大学創立記念日（6月18日）

(4) 学生教育研究災害傷害保険（学研災）・学研災付帯賠償責任保険（学研賠）等

学生が安心して教育・研究活動を行い、生き生きとした学生生活を過ごすためには、傷害保険への加入は不可欠であると言えます。

学研災は、学生の教育・研究活動中、課外活動中、通学中の事故により被った傷害に適用される補償救済制度として、大学関係者の強い要望により昭和51年に発足した傷害保険制度です。学生を対象にした傷害保険は他にもありますが、学研災は、大学の教育・研究活動に沿った補償制度であり、保険料も低額に設定されています。また、実験・実習、フィールドワーク等の科目の履修にあたって、学研災等への加入が必要であり、インターンシップ、教育実習、介護等体験の履修にあたっては、受入先が学研災及び学研災付帯賠償責任保険（学研賠）等への加入を求めています。

京都大学では原則として入学時に学研災・学研賠に全員が加入することとなっています。

加入方法、保険料と保険期間、保険金の種類と支払保険金、保険金が支払われる場合等は、次のとおりです。

① 加入方法

入学手続きの際に交付された郵便振替用紙にて最寄りの郵便局で所定の保険料を払い込んでください。

なお、本保険は保険証券が発行されませんので、「振替払込請求書兼受領証」を保管しておいてください。

② 保険料と保険期間（※学部と修士課程、修士課程と博士課程等、学生種別を連結させて加入することはできません。）

a. 学生教育研究災害傷害保険十付帯賠償責任保険（学研賠）

	1年分	2年分※	3年分	4年分	5年分	6年分
学部、研究科等	1,340円	2,430円	3,620円	4,660円	5,750円	6,740円

◎学部

【4年分】総合人間学部、文学部、教育学部、法学部、経済学部、理学部、薬学部（薬科学科）、工学部、農学部

【6年分】薬学部（薬学科）

※ 【2年分】学部3年次編入学（教育学部、法学部、経済学部、工学部）

◎研究科

【1年分】医学研究科（社会健康医学系専攻MCRコース）

【修士等：2年分／博士：3年分】文学研究科、教育学研究科、法学研究科、経済学研究科、理学研究科、医学研究科（医科学専攻、社会健康医学系専攻、人間健康科学系専攻）、薬学研究科、工学研究科、農学研究科、人間・環境学研究科、エネルギー科学研究所、情報学研究科、生命科学研究所、地球環境学舎、公共政策大学院、経営管理大学院（1年半コースは2年分で加入）

【博士：4年分】医学研究科（医学専攻）

【一貫制博士：5年分】アジア・アフリカ地域研究研究科

b. I 学生教育研究災害傷害保険【医学部医学科】（注1、注2）

	1年分	2年分	3年分	4年分	5年分	6年分
医学部医学科	1,020円	1,790円	2,650円	3,370円	4,130円	4,800円

(注1) 医学部医学科は別途、学研災付帯学生生活総合保険または医学生総合補償制度に加入してください。

(注2) 医学部医学科の保険料には接触感染予防保険金支払特約料が含まれています。

II 学生教育研究災害傷害保険十付帯賠償責任保険（医学賠）【医学部人間健康科学科】（注3）

	1年分	2年分※	3年分	4年分
看護学専攻 検査技術科学専攻	1,520円	2,790円	4,150円	5,370円
理学療法学専攻 作業療法学専攻	1,500円	2,750円	4,100円	5,300円

※3年次編入学者

(注3) 看護学専攻と検査技術科学専攻の保険料には接触感染予防保険金支払特約料が含まれています。

c. 学生教育研究災害傷害保険十付帯賠償責任保険（法科賠）【法科大学院】

	1年分	2年分	3年分
法科大学院	3,300円	6,350円	9,500円

◎法科大学院生

d. 学生教育研究災害傷害保険十付帯賠償責任保険（学研賠）【研究生等】

	1年分
研究生等	1,340円※

◎研究生、科目等履修生、聴講生、日本学術振興会特別研究員

※接触感染予防保険金支払特約を付加する場合の保険料は1,360円です。

(注4) 学生教育研究災害傷害保険には、通学中等傷害危険担保特約が含まれております。

(注5) 保険料（保険期間）は、所定の修業年限です。第3年次編入学、学士入学、転学部、所定の修業年限を超えて在学している者の保険料（保険期間）については、学生センター生活担当窓口へお問い合わせください。

③ 保険金の種類と支払保険金

担保範囲	死亡保険金	後遺障害保険金	医療保険金	入院加算金
正課中	2,000万円	90万円～3,000万円	治療日数（通院1日以上） 3千円～30万円	1日につき 4千円 (180日限度)
学校行事中			治療日数（通院4日以上） 6千円～30万円	
通学中	1,000万円	45万円～1,500万円	治療日数（通院14日以上） 3万円～30万円	(180日限度)
学校施設等間移動中				
本学施設内にいる間	1,000万円	45万円～1,500万円		
課外活動中				

④ 保険金が支払われる場合

詳しくは、入学手続き時に交付、もしくは窓口に設置する「学生教育研究災害傷害保険加入者のしおり」を参照願います。

(ア) 正課中

講義、実験・実習、演習又は実技による授業（以上を総称して、以下「授業」）を受けている間。

なお、授業には、①指導教員の指示に基づき、卒業論文研究又は学位論文研究に従事している間（ただし、私的生活にかかる場所においてこれらに従事している間を除く）、②指導教員の指示に基づき、授業の準備若しくは後始末を行っている間、又は授業を行う場所、大学の図書館、資料室若しくは語学学習施設において研究活動を行っている間を含みます。

(イ) 学校行事中

大学が主催する入学式、オリエンテーション、卒業式など教育活動の一環としての各種行事に参加している間。

(ウ) (ア), (イ) 以外で大学施設内にいる間

大学が教育活動のために所有、使用又は管理している施設内にいる間。ただし、学生寄宿舎にいる間、大学が禁じた時間若しくは場所にいる間、又は禁じた行為を行っている間を除きます。

(エ) 課外活動中

学校施設内外において、大学の規則に則った所定の手続きにより、大学の認めた学内学生団体の管理下で行う文化活動または体育活動を行っている間。ただし、大学が禁じた時間若しくは場所にいる間、又は禁じた行為を行っている間、危険なスポーツを行っている間を除きます。

(オ) 通学中及び学校施設等間移動中

大学の授業等、学校行事又は課外活動へ参加するため、合理的な経路および方法（大学が禁じた方法を除きます。）により住居、勤務先と学校施設等との間を往復する間、又は学校施設等間を相互に移動する間。ただし、経路を逸脱した場合等は含まれません。

(カ) 接触感染予防措置対応（医学部医学科と人間健康科学科看護学専攻、検査技術科学専攻が該当します。）

臨床実習中に、針刺し事故などで感染症の病原体に予期せず接触し、感染症予防措置を行った場合、1事故につき15,000円を支払います。

(キ) 付帯賠償責任保険（学研賠）（医学賠）

保険金額は対人賠償と対物賠償あわせて1事故につき1億円限度で、I. 正課中、II. 学校行事中、III. 教育実習中、IV. 介護体験活動中、V. インターンシップ中、VI. ボランティア活動中及びこれらの往復途中での賠償責任事故を対象とします。国内外の事故を担保します。詳しくは「学研災付帯賠償責任保険加入者のしおり」を参照願います。（医学部人間健康科学科の医学賠は医療関連実習を含みます。）

⑤ 保険金請求の手続き

- (ア) この保険で対象となる事故が生じた場合には、速やかに学生センター生活担当の窓口で「事故通知はがき」を受け取り、必要事項を記入の上、保険会社に郵送します（事故の日から30日以内に通知がない場合には保険金が支払われない場合があります。）
- (イ) 完治後の請求手続きには、学生センター生活担当の窓口で「保険金請求用紙」を受け取り、必要事項を記入の上（診断書または治療状況報告書等の書類を添付）、学生センター生活担当窓口に提出します。

⑥ 異動（転学部・退学・休学）の手続き

- (ア) 転学部をした場合、保険料が変更となる場合があります。学生センター生活担当へ申し出てください。
- (イ) 退学した場合、保険料の返還請求を行える場合があります。学生センター生活担当へ申し出てください。
- (ウ) 休学した場合、休学の期間に応じて保険料が返還される場合があります。学生センター生活担当へ申し出てください。

担当窓口：学生センター生活担当（電話075-753-2533）

上記のほかに学生生活全般を補償する学研災付帯学生生活総合保険や大学生協学生総合共済もありますので、詳しくは学生センター生活担当までお問い合わせください。

3 就職相談

就職活動における悩みや不安などについて相談・助言できるよう各学部・研究科等では就職担当教職員が、キャリアサポートセンターではキャリアカウンセラーなど専門の相談員が学生の就職や進路に関する相談に応じています。

なお、キャリアサポートセンターでは、本学における学生の就職に関する調査統計等も行っており、毎年発行している「就職のしおり」及びキャリアサポートセンターホームページに掲載しています。

キャリアサポートセンター利用のすすめ

キャリアサポートセンターは学生の就職活動を支援することを目的としており、求人票やOB・OG名簿等の情報・資料を各種取り揃えて提供しているほか、就職ガイダンス、業界研究セミナー、国家Ⅰ種中央省庁セミナー等を開催しています。

なお、キャリアサポートセンターにある就職関連図書や面接CD等については貸出も行っていますので、気軽に来室して利用してください。

また一部ガイダンス（就職ガイダンス等）において、動画配信（京都大学キャリアデザインチャンネル）によりPCで見ることが出来ます。（<https://career.gakusei.kyoto-u.ac.jp/>）

詳細については、キャリアサポートセンターのホームページ（<http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/education/job>）及び掲示板を参照してください。

○ 場所・利用時間

吉田キャンパス（工学部8号館1階）

平日：午前9時00分～午後5時00分

桂サテライト（船井交流センター3階）

平日：午前11時00分～午後12時45分、午後1時30分～午後5時00分

宇治サテライト（生協食堂2階）

平日：午前10時00分～午後12時30分、午後1時30分～午後5時00分

※ただし、ガイダンス実施等のため臨時に休室することがあります。

○ 施設内容

・情報検索用パソコン（インターネット接続）

情報関連サイト集の閲覧、各企業HPの閲覧が可能

・複写機（生協プリペイドコピーカード使用）

・求人情報個別ファイル

求人票、募集要項、企業案内等のファイル、企業在籍卒業生名簿

・就職関連図書

会社四季報、会社年鑑、教員採用試験参考書、資格試験参考書等

・雑誌

就職ジャーナル、受験ジャーナル、教員試験、リクルートブック等

・面接ビデオ、企業セミナービデオ（貸出用）

・その他資料請求ハガキ等

キャリアサポートセンターでは、次のようなことを行っています。

- ・就職ガイダンス等の企画及び実施
- ・就職資料の収集・保存
- ・就職相談
- ・求人先の開拓及び情報の収集
- ・メールマガジンの配信（登録制）
- ・その他就職に関すること

「就職相談室」

就職情報企業の相談員が、みなさんの就職や進路に関する相談に対応します。

○利用日時

- ・平日の午後2時～午後5時

開室日等の詳細は、キャリアサポートセンターのホームページを参照してください。

○利用方法

- ・一人一回20分程度で、予約制とします。
- ・希望者はキャリアサポートセンター窓口または電話（下記連絡先）で予約してください。

就職活動や進路における悩みや疑問など何でも相談してください。

連絡先

吉田キャンパス（京都市左京区吉田本町）

TEL 075-753-2483 FAX 075-753-2484

宇治サテライト（京都府宇治市五ヶ庄）

TEL 0774-38-4554 FAX 0774-38-4553

桂サテライト（京都市西京区京都大学桂）

TEL 075-383-7317 FAX 075-383-7318

4 学生生活上の悩みなどの相談

(1) カウンセリングセンター

京都大学に籍を置く、学生、教職員のための、総合的な相談機関です。修学上あるいは学生生活上の悩み、さまざまな人間関係の悩みなど、どのような悩みや苦しみについての相談にも、学生相談、心理相談の専門スタッフが応じています。秘密は絶対に守られますので、実り豊かな学生生活のために、日々の充実のために、気軽に、安心してご利用ください。こんなことを相談に行ってよいのだろうかと思うような時にもぜひ一度訪ねてみてください。

①相談のご案内

◆たとえばこんな時に

- 学生生活上の様々な悩みの相談に応じています。
- ・人間関係について悩んでいる
 - ・自分の性格について考えてみたい
 - ・異性とのつきあい方や性のことで悩んでいる
 - ・どういうわけか研究にやる気がでない
 - ・進路を変更しようか迷っている
 - ・気持ちが落ち込んだり不安になることがあって苦しい
 - ・指導教員から嫌がらせをうけている
 - ・自分の可能性や適性を知りたい
 - ・その他どのようなことでも

◆相談申し込みの方法

センターまで直接来室されるか、電話にて申し込んでください。手紙やファックス・電子メールでも受け付けます。手紙、ファックス、電子メールの場合、所属、氏名ならびに連絡先を必ず明記してください。折り返し連絡します。また、電子メールの件名には必ず「相談申し込み」の文字を入れてください。(相談の秘密は守られます。)

◆場所および連絡先

カウンセリングセンターは、本部キャンパス、附属図書館の南側にある赤レンガの建物の1階、西の端にあります。なお、桂キャンパスにもカウンセリングセンターの分室があります（週1回開室）。いずれに関しても下記にご連絡・お問い合わせください。

住所：606-8501 京都市左京区吉田本町 京都大学カウンセリングセンター

電話：075-753-2515

ファックス：075-753-2594

電子メール：counseling@www.adm.kyoto-u.ac.jp

◆受付時間

原則として月曜から金曜の午前10時から午後5時まで

◆スタッフ

心理学（臨床心理学、相談心理学、青年心理学など）を専門とするスタッフが相談に当たります。

センター長	青木 健次 教授		
カウンセラー	青木 健次 教授	カウンセラー	千原 雅代 非常勤講師
	杉原 保史 教授		平田富美子 非常勤講師
	村上嘉津子 准教授		康 智善 非常勤講師
	中川 純子 講師		多田 昌代 非常勤講師
	和田 竜太 講師		伊藤 一美 非常勤講師

②ハラスメントについて

もしあなたが、ハラスメントを受けていると感じているなら、一人で悩まず、誰か信頼できる人に相談することが必要です。また、あなたの周囲でそういう事態を見聞きしたという場合も同様です。

相談しようとする人は、当該部局のハラスメント相談窓口に相談することも、カウンセリングセンター内のハラスメント相談窓口に相談することもできます。

これらの相談窓口では、相談する人の意向を尊重し、解決の方向性を探ります。相談する人はこれらの窓口を通じて、各部局の部局長ないしは、人権担当理事に申し立てをすることができます。部局長または人権担当理事はその申し立てを受けて、調査を行い可能な対応を実施します。

ハラスメントに当たるのかどうかよく分からないというような場合でも、何か気がかりなことがあれば、カウンセリングセンターに問い合わせてください。他の相談でもそうですが、相談者のプライバシーには万全の注意を払いますので、安心して相談してください。

(2) 障害学生支援室

障害があるなどの理由により、修学上何らかの支援が必要な学生の相談に応じるため、障害学生支援室を設けています。視覚や聴覚の障害、肢体の不自由、その他病虚弱や怪我などの理由により修学や学生生活をおくる上で、支障を感じたり、進路上の相談があるときは、支援室に申し出てください。

支援室が行う修学支援は、正規授業の保障と学内行事を対象としており、学生本人の申し出により、教育・研究上で必要と認められたものにおいて、支援を実施します。

<支援の対象と範囲>

対象：視覚障害、聴覚障害、肢体不自由などにより修学上支障がある者

(必要性が認められる場合は、病虚弱や一時的な怪我などの相談にも応じます。)

範囲：講義・実験・実習、行事など必要であると認められる範囲

<支援の内容例>

視覚障害／介助者・対面朗読者の配置、支援物品の貸出など

聴覚障害／ノートテイカーの配置、支援物品の貸出など

肢体不自由／介助者の配置、施設・設備の改善など

また、支援室には室員が常駐し日々の対応をするとともに、室長による相談日を設けています。

詳しくは支援室までお問い合わせください。

場所：障害学生支援室（吉田キャンパス本部構内 文学部東館1階）

電話：075-753-2317 FAX：075-753-2319

E-mail：s-sien@mail.adm.kyoto-u.ac.jp

開室時間：9時00分～17時00分（月曜日～金曜日※祝日除く）

※ 事前連絡があれば、時間外の相談も可能です。

(3) 留学生相談室

国際交流センターでは留学生の悩み等の相談のため「留学生相談室」を開設しております。

場所：留学生相談室及び留学生ラウンジ「きずな」（白石相談員、岩田・今井ピアサポート）

電話・FAX：075-753-2527

E-mailによる相談（随時）

- 1) sakagami.yu.5s@kyoto-u.ac.jp : 阪上准教授
- 2) kawai.junko.5r@kyoto-u.ac.jp : 河合准教授
- 3) shiraishi.atsuko.6x@kyoto-u.ac.jp : 白石相談員
- 4) iwata.atsuko.2v@kyoto-u.ac.jp : 岩田相談員
- 5) imai.asako.5m@kyoto-u.ac.jp : 今井相談員

(4) スポーツ指導・相談室

本学では、学生の健康や体育活動に対する指導や助言を行う専門機関として「スポーツ指導・相談室」を学生部棟内に設けています。運動部学生、一般学生を対象として、健康づくりのための運動の実施方法や競技力向上のためのスポーツ活動の内容・方法について、以下のような専門的な相談・支援を行っています。運動部の方だけでなく、個人としてプロスポーツ競技者を目指している方や、生活習慣病予防のための運動プログラムの相談をしたい方々の来室も歓迎します。

① 活動内容

- ・健康・体力づくり相談、および運動処方の提示
- ・基礎体力向上、競技力向上のための専門的なトレーニング相談
- ・クラブ運営、初心者指導法、リーダー育成方法などの現場指導
- ・スポーツ障害に関する相談
- ・生活設計、栄養、リハビリテーションに関する相談
- ・運動施設や用具に関する案内と相談
- ・健康、体力づくりに関連した参考文献や資料の紹介
- ・登山実習、海浜実習および救急看護法の講習会などの企画運営

② 相談受付

相談室（電話：075-753-2558または753-9356、e-mail：i52098@sakura.kudpc.kyoto-u.ac.jp）、または学生センター課外担当（電話：075-753-2513／2514、e-mail：ssens562@mai1.adm.kyoto-u.ac.jp）で相談日時を予約してください。来室による相談日時は、火曜日と金曜日の午前10時から午後4時までです。また、桂キャンパス保健管理センターでも指導・相談を行っていますので、お問い合わせください。

③ 相談担当者

田中真介准教授（高等教育研究開発推進センター）

(5) メールによる学生相談

学生センターでは、学生生活に関する相談や質問をメールにより受け付けています。

◆相談の際の個人情報は他の目的には使用しません。

◆相談内容の秘密は守ります。

◆相談内容によっては、回答できないものや他の相談窓口をご紹介する場合があります。

◆相談のメールには必ず学生番号と氏名を明記してください。

(相談受付アドレス) wsens565@mail.adm.kyoto-u.ac.jp
問い合わせ先：学生センター生活担当 TEL 075-753-2533

IV 課外活動

- 1 課外活動団体
- 2 課外活動施設
- 3 大学行事
- 4 その他の課外活動関連
- 5 「学生ボランティア」学校サポート事業
- 6 学生表彰制度
- 7 キャンパスメンバーズ
- 8 学生コンサルティング室

1 課外活動団体

大学教育における人間形成は正課教育をとおして行われることは言うまでもありませんが、学生が自主的、自立的に行う文化的、体育的な集団活動は豊かな情操と健全な心身を育成する人間形成のうえで、必要不可欠なものと考えられます。

学生諸君は、この限られた学生生活の中で、各自の個性と条件等に合った団体に参加することにより学園生活はより明るく潤いのあるものとなることでしょう。

団体に加入しようとする場合は、直接その団体に申し出てください。

以下の団体（平成22年度全学公認団体（平成22年10月現在））についての連絡先等は学生センター課外担当にお尋ねください。

(1) 文化系サークル団体（100団体）

音 楽 部	交 韶 樂 团	写 真 部	環 境 ネ ッ ツ ワ ク 4 R の 会
軽 音 部		書 道 部	環 境 サー クル・えこみっと
音 楽 研 究 会		能 樂 部	機 械 研 究 会
合 唱 团		能 樂 部	E. S.
グ リ 一 ク ラ ブ		能 樂 部	エスペラント語研究会
アカペラサークル・CRAZY CLEF		能 樂 部	児童文学研究会・紙風船
ギ タ 一 ク ラ ブ		心 茶 研 究	点 訳 サ 一 ク ル
マンドリンオーケストラ		落 語 研 究	手 話 サ 一 ク ル
吹 奏 樂 团		團 研 究	グ ッ ド サ マ リ タン ク ラ ブ
リ コ ー ダ ー 同 好 会		奇 術 研 究	さ い も ん め
E. M. B. G.		将 棋	放 送 局・K U B S
軽音サークル・こんぺいとう		か る た 会	現 代 社 会 研 究 会
軽音サークル・Z E T S		デジタル写真サークルDigi*Photo	ア ジ ア 連 帯！学 生 キ ャ ペ ン
吉 田 音 楽 製 作 所		短 歌	刑 事 法 研 究 会
民 族 舞 踊 研 究 会		ブ リ ッ ジ ク ラ ブ	探 検 部
舞 踏 研 究 会		キ リ ス ト 者 学 生 会	有 機 農 業 研 究 会
ア マ チ ュ ア ダ ナ ス ク ラ ブ		聖 書 研 究 会	M P I (経 営・政 策 勉 強 会)
覗 風 会		古 典 に 学 ぶ 会	き の こ じ き
ア ン プ ラ グ ド		原 理 研 究 会	自 然 農 法 研 究 会
Egoistic Dancers		ク イ ズ 研 究 会	ローバースカウトクラブ
エレクトーンサークルKUES		R P G 研 究 会	農 業 交 流 ネ ッ ツ ワ ク
アンサンブルリード		S F ・ 幻 想 文 学 研 究 会	国 际 交 流 サー クル (KIXS)
劇 团 ケ ッ ペ キ		唯 物 論 研 究 会	中 国 人 留 学 生 学 友 会
ヘルベチカスタンダード		コ リ アン 学 生 の 集 い	リ サイ クル 市 実 行 委 員 会
映 画 部		京 都 ム ス リ ム 協 会	学 生 平 和 委 員 会
映 画 文 化 研 究 会		歴 史 研 究 会	ユ ネ ス コ 学 生 ク ラ ブ
シ ネ マ 研 究 会		地 理 同 好 会	ユ ニ セ フ ク ラ ブ
雪 だ る ま プ ロ		鉄 道 研 究 会	ア イ セ ッ プ ク
漫 画 研 究 部		天 文 同 好 会	西 部 講 堂 連 絡 協 議 会
ア ニ メ ー シ ョ ン 同 好 会		粹 な 科 学 の 会	文 化 サ ー ク ル 連 合 会
創 作 サー クル 「名 称 未 定」		生 物 科 学 の 会	11 月 祭 全 学 実 行 委 員 会
美 術 部		こ ろ ぼ つ く る	京 都 大 学 新 聞 社
美 術 研 究 会		野 生 生 物 研 究 会	
陶 芸 部		都 市 公 害 問 題 研 究 会	

(2) 体育団体

体育団体には、「体育会」所属の団体と体育会に所属していない団体があります。体育会は学生のスポーツ振興とその発展向上に努めるとともに、体育会所属の各運動部の総括部活動の援助、体育行事の開催、レクレーション施設の運営、一般学生会員に対する運動用具の貸し出しなどの事業を行っています。

体育会が一般会員に貸し出す運動用具は、卓球、野球、バドミントン、バレー、スキー等の用具やテント等です。これらの用具を借りたい場合は、体育会事務室に申し込んでください。(TEL075-753-2574)



① (1) 体育会所属の運動部 (52団体)

合 気 道 部	アイスホッケー部
アーチェリー部	アメリカンフットボール部
居 合 道 部	ウインドサーフィン部
ウェイトリфтинг部	カヌー部
空 手 道 部	弓道部
グライダー部	剣道部
硬式庭球部	硬式野球部
ゴルフ部	サイクリング部
サッカー部	山岳部
自転車競技部	自動車部
柔道部	準硬式野球部
少林寺拳法部	水泳部
スキージャンプ部	スピードスケート部
相撲部	男子ソフトテニス部
女子ソフトテニス部	ソフトボール部
体操部	卓球部
馬術部	男子バスケットボール部
女子バスケットボール部	バドミントン部
バレーベル部	男子バレー部
女子バレーボール部	ハンドボール部
フィールドホッケー部	フィギュアスケート部
フェンシング部	ボウリング部
ボート部	ボクシング部
ヨット部	ライフル射撃部
男子ラクロス部	女子ラクロス部
ラグビー部	陸上競技部

弓道部



グライダー部



馬術部

(2) 体育会所属 応援団

体育会所属運動部の紹介、入部手続及び体育会活動案内等については、体育会行の「濃青」(入学時体育会配布)を参照してください。

(2) 体育会に所属していない体育系団体（40団体）

京 都 を 歩 く 会	飛 翔 会	アルバトロスゴルフ同好会
散 策 の 会	持 久 走 同 好 会	アウトドアサークル・DOWN HILL
オリエンテーリングクラブ	メイプル・バスケットボール同好会	バードマンチーム・シューティングスターズ
ワンダーフォーゲル部	バスケットボールサークル・フリークラブ	B R E E Z E
フリークライミングクラブ	バスケットボールサークル・L.E.D.	チアリーディングサークル TREVIS
神 陵 ヨ ッ ト ク ラ ブ	バレーボールサークル・JUSTICE	ブーメランサークル く
硬 式 庭 球 同 好 会	剣道同好会・指薪会	ウッドストック（軟式野球）
硬式庭球同好会・フリーク	天之武産合氣道同好会	Nekthy（フットサルサークル）
テニスサークル・KIDDY KIDS	空 手 同 好 会	テコンドーサークル
テニスサークル・フレームショット	太 極 拳 同 好 会	水泳サークル Miconos
ソ フ ト テ ニ ス サ ー ク ル	圓 和 道 部	鹿 島 神 流 武 道 部
テニスサークル・JUST OUT	ソフトボール同好会・プレッシャーズ	アイアンマンスクール(トライアスロンサークル)
京 大 T. C. T	卓球同好会SMASH×SMASH	
スキー同好会・スノーパンサー	バドミントンサークル・レモンスカッシュ	

(3) その他の団体（3団体）

大学院生協議会

生協学生委員会

学生自治会同学会

学生自治会同学会（全学自治団体）は、会員の自治により、学問の自由、学園の自治、民主主義を守りつつ、会員の文化体育活動の育成と社会経済的諸条件の改善を通じて、学生生活全般の発展向上を図り、あわせて恒久平和と人類の福利増進に寄与することを目的にしています。

(4) 全学公認団体結成手続き（体育会所属団体及び学部限りの団体を除く）

「京都大学学内団体規程」に基づき、結成、または更新の申請をします。

新規に全学公認団体として承認を受けるためには、既設の公認団体に同じ設置目的がないこと、顧問教員を置き複数の部員がいること、また、学生センターにおいて申請後3年間の活動実績が公認団体に値し継続的に活動していると認められる必要があります。既に団体結成の承認を受けている団体は、毎年5月15日までに更新を申請します。

(5) メールボックスについて

学生センター課外担当に全学公認団体宛の郵便物や学生センター課外担当からの連絡事項等を入れるメールボックスが置いてあります。

一週間に一度は必ずボックスを確認に来てください。

2 課外活動施設

部 室
西部構内62室 北部構内11室 吉田南構内5室 旧京都織物構内9室 学生集会所7室 その他6室

(1) 課外体育施設

課外体育施設の利用については、体育会事務室（電話075-753-2574）に問い合わせてください。

また、吉田南構内の体育施設については、教育推進部共通教育推進課（電話075-753-6510）に問い合わせてください。

① 北部構内

グラウンド（夜間練習の為の照明設備設置）
ラグビー・フィールドホッケー・サッカー・ハンドボール・アメリカンフットボール
ラクロス・陸上競技・エアーライフル射撃・ゴルフ・ウェイトリフティング
トイレ・シャワー棟
男子トイレ・更衣室・シャワー 女子トイレ・更衣室・シャワー
北白川スポーツ会館（学生合宿所）鉄筋2階建 定員90名
宿泊室6室・ミーティングルーム・トレーニングルーム・シャワー室
馬 場
厩舎・馬場・管理棟



北部構内グラウンド

② 吉田南構内

グラウンド
硬式野球・準硬式野球・ソフトボール
テニスコート
オムニコート3面

③ 西部構内

総合体育館
ハンドボール・バスケットボール・バレー・ボーラー・バトミントン・卓球・体操・柔道 居合道・剣道・空手道・合氣道・少林寺拳法・ボクシング・フェンシング・バーベル 各種トレーニング
プール（日本水泳連盟公認プール）
50メートル・8コース
西部講堂
西部講堂の使用については、西部講堂連絡協議会（電話075-751-9373）に問い合わせてください
西部課外活動棟
部室42室・共用室22室・共用倉庫21室・音出し系練習室2室・共用作業室等4室



総合体育館



プール

④ 旧京都織物構内

バレーコート クレイコート1面
硬式テニスコート クレイコート2面 オムニコート3面
弓道場
アーチェリー場
相撲場

⑤ 宇治総合グラウンド

ラグビーグラウンド（夜間照明設備）
サッカーグラウンド
宇治学生合宿所（木造2階建 定員33名）
居室3室 食堂 更衣室 シャワー室

⑥ その他

石山艇庫・ポート部合宿所
ポート部 (大津市螢谷)
瀬田艇庫
カヌー部 (大津市瀬田)
大津ヨット艇庫
ヨット部 (大津市鏡ヶ浜)
元田中スポーツ会館
アメリカンフットボール部クラブハウス (左京区田中大久保町)

(2) 学外の施設

① 白浜海の家

南紀白浜の瀬戸臨海実験所内にあり、前がすぐ海へと続いています。海水浴はもちろんウインドサーフィンに利用でき、近くには温泉や観光名所がたくさんあります。

施設名	白浜海の家 (木造平屋建 定員30名)
所在地	和歌山県西牟婁郡白浜町 TEL 0739-42-2033
交通	JR紀勢本線「白浜」下車 バス「臨海」下車徒歩3分
申込先	学生センター課外担当グループ TEL 075-753-2513 利用の1週間前までに申し込むこと
利用料金	1,100円
開設期間	通年 (ただし12月29日～翌年1月3日及び特別な事情がある場合は除く)



白浜海の家

② 笹ヶ峰ヒュッテ

新潟県営の広大な放牧地の中の、標高1330メートルの高原にあり山岳部の登山練習や山岳スキー練習の拠点として利用されています。平成11年度に建物は全面改築され、装いも新たに生まれ変わりました。

施設名	笹ヶ峰ヒュッテ (木造3階建 定員20名)
所在地	新潟県妙高市大字杉野沢字柄沢3301
交通	JR信越本線「妙高高原」下車 バス「京大ヒュッテ」下車すぐ
申込先	体育会山岳部にお問い合わせください。 利用の1週間前までに申し込むこと
利用料金	京都大学学生 2,000円 他大学学生 2,500円 (食事は自炊)
開設期間	夏季：約2週間 秋季：10日間

③ 志賀高原ヒュッテ

志賀高原の中心部蓮池にあり立地条件にも恵まれ、冬のスキーはもちろん、夏山登山にも数多く利用されています。

施設名	志賀高原ヒュッテ（木造2階建地下1階 定員28名）
所在地	長野県下高井郡山ノ内町志賀高原蓮池 TEL0269-34-2105
交通	JR「長野」（東口）下車 長野電鉄バス志賀高原行き「蓮池」下車 徒歩15分
予約・申込み	志賀高原ヒュッテ TEL0269-34-2105へ連絡のうえ、宿泊の可否を問い合わせてください。 予約確認後、学生センター課外担当グループへ利用の10日前までに申し込むこと。
利用料金	<p>〈夏期宿泊料金〉 6月1日～11月30日 本学の学生 1,800円 本学教職員・一般 4,100円</p> <p>〈冬期宿泊料金〉 12月1日～5月31日 本学の学生 2,900円 本学教職員・一般 5,600円 ・利用の7日前までに本学の指定する方法により納めること。</p> <p>〈食事料金〉 朝食850円 夕食1,750円（夏期・冬期とも） ・現地で直接支払ってください</p>
開設期間	通年（一部休業日有り）



志賀高原ヒュッテ

3 大学行事

(1) 11月祭

数ある大学行事の中でも、最大の学生イベントは、やはり大学祭です。

京都大学では、11月祭と称して毎年11月下旬に実施され、例年、大学学生、一般市民等約3万人が参加し、日常の研究成果の発表や講演会、映画、音楽、展示会、模擬店等々がキャンパス一帯で繰り広げられます。

11月祭は今年で53回目を数えます。



(2) 課外教養の行事

本学では、学生の教養を高め豊かにすることを目的として、正課外に次のような文化関係諸行事を実施していますので積極的に参加してください。これらの行事の案内は「京大広報」・HPの一般掲示板・学内の公用掲示板等によって行います。

① 音楽会

本学の創立記念行事として、毎年「京都大学創立記念日（6月18日）」前後に、著名な音楽家等を招き京都コンサートホールで音楽会を催しています。2011年は6月17日（金）の予定です。

② 能楽鑑賞会

毎年12月上旬、（財）片山家能楽・京舞保存財団の協力による能及び狂言の鑑賞会を京都観世会館で催しています。



音乐会



能乐鑑賞会

4 その他の課外活動関連

(1) 課外活動用物品の貸出

全学公認団体が日常の課外活動を行う際の貸出物品として、下記の物品を揃えています。希望団体は事前に学生センター課外担当（TEL 075-753-2514）まで申し出てください。

貸出物品
テント・長机・パイプ椅子・ハンドマイク・マイクセット・ビデオプロジェクター・O H P スライドプロジェクター・ビデオカメラ・三脚・スクリーン・暗幕・ドラムコード等

(2) 学生団体運賃割引証明書

課外活動のため、学生 8 人以上と引率の教職員 1 名以上で旅行（全員が発着駅及び経路を同じくし、その全行程を同一の人員で乗車）する場合、JR 線の学生団体乗車券を購入できます。団体旅行申込書（旅行業者備え付け）と、証明書交付願（大学備え付け）に必要事項を記入し、学生センター課外担当へ申し込んでください。

(3) 課外活動のための諸証明

課外活動のための証明書（たとえばゴルフ場利用証明書）が必要な場合は、学生センター課外担当で相談してください。

(4) お願い

西部構内の駐車は、本学学生の課外活動用や生活協同組合店舗への商品搬入等に限られていますので、これ以外の目的では駐車しないでください。

5 「学生ボランティア」学校サポート事業

京都市教育委員会との事業協定に基づき、高い専門知識・技能を持った学生、身近な教育現場に積極的に関わりたい学生、教職を目指す学生を市立学校・幼稚園等に学生ボランティアとして派遣します。

派遣された学生は、受け入れ市立学校・幼稚園等関係者の指示・助言の下、各教科や部活動の指導補助など教育活動の支援を行います。

詳細は、本学ホームページ (<http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/education/campus/volunteer/index.htm/>) を参照、または学生部学生課（075-753-2504／2588）まで問い合わせてください。

6 学生表彰制度

本学学生で学習と研究の結果生まれた優れた成果、課外活動で全国的規模の大会や審査会等における優秀な成績、ボランティア活動等優れた社会貢献で高く評価され、併せて本学の名誉を著しく高め他の学生の範となった個人又は団体、その他「京都大学総長賞」に相応しい個人または団体を対象に「京都大学総長賞」を授与し表彰します。

表彰対象者の推薦と決定は、学生課から各学部・研究科、全学学生公認団体等幅広く推薦を依頼し、学生表彰選考委員会の審査を経て、総長が決定します。

詳細は、学生表彰規程（本便覧関係諸規程に掲載）、本学ホームページ（<http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/education/presidents>）を参照、または学生部学生課（075-753-2504／2588）まで問い合わせてください。



平成21年度総長賞授賞式

7 キャンパスメンバーズ

京都大学近隣の美術館・博物館等との連携を図り、館が所蔵する文化財を核として文化や歴史を学ぶ場を学生に提供することを目的とした制度です。現在は京都国立博物館、奈良国立博物館、茶道資料館、京都国立近代美術館とキャンパスメンバーズの提携を結んでいます。本制度により本学学生証を提示すると、各館の入場料割引などのサービスが受けられます。

	京都国立博物館	奈良国立博物館	茶道資料館	京都国立近代美術館
平常展		無料	無料	無料
特別展	無料(共催展は別途)	400円	無料	団体料金
その他	改修工事のため 平常展示は休止中	特別陳列は無料	呈茶サービス, 図録2割引等, 茶道体験	学生特別会員

その他の特典についてなど、詳細は本学ホームページ（<http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/education/facilities/guide/index.htm/>）に掲載されています。

8 学生コンサルティング室

「京都大学学生コンサルティング室」は学生が学生の相談にのるという形で、ボランティア活動、イベント企画、地域との交流などの相談に応じています。相談員は「京都大学総長賞」受賞者など、経験とやる気のある現役学生が務めています。課外活動でアドバイスを求める方は気軽に相談してみてください

さい。詳細は本学ホームページ（<http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/education/campus/contact/consulting.htm/>）を参照、または学生部学生課（075-753-2504/2588）まで問い合わせてください。

相談の申込方法

(1) 氏名 (2) 所属 (3) 連絡先 (4) 相談内容（おおまかで結構です）
を明記の上、件名を「京都大学学生コンサルティング室申込」として
gakuseikaku@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp
までメールで申し込んでください。
※相談内容によっては回答できないものや他の窓口を紹介する場合もあります。

V 福利厚生

- 1 住居
- 2 アルバイト
- 3 福利厚生施設

V
福利厚生

1 住　　居

(1) 学生寄宿舎

本学には学生寄宿舎として次の4寮があります。

吉田寮　　熊野寮　　女子寮　　室町寮

① 各寮の概要

	吉田寮	熊野寮	女子寮	室町寮
所在地	〒606-8315 左京区吉田近衛町	〒606-8393 左京区東竹屋町	学生センター生活担当まで 問い合わせてください。	〒602-0001 上京区竹園町
電話番号	075-753-2537・2538	075-751-4050・4051		075-431-8888
収容定員	147名	422名	35名	19名
対象学生	本学学生	本学学生	本学学部女子学生	本学大学院生
建築年度	大正2年	昭和39・40年	昭和33・34年	昭和17年
建物構造	木造2階建(3棟)	鉄筋コンクリート4階建(3棟)	木造モルタル2階建(2棟)	木造2階建(1棟)
居室様式	和室8畳～10畳 (26室) 和室6畳～7.5畳 (95室)(個室はありません)	洋室30m ² 84室 (4人部屋) 洋室15m ² 43室 (2人部屋)	洋室13m ² 16室 (2人部屋) 洋室9m ² 3室 (1人部屋)	和室8畳 1室 和室6畳 6室 和室4畳 12室 (いずれも1人部屋)
付属施設	図書室・舍友室・娯楽室・応接室・シャワー室	食堂・談話室・図書室・会議室・音楽室・シャワー室	静養室・応接室・裁縫室・自炊室・浴室・談話室・図書室	談話室・自炊室・シャワー室
寄宿料(月額)	400円	700円	400円	400円
通学時間	徒歩 約5分	徒歩 約15分	徒歩 約7分	市バス 約20分

② 入寮募集

募集人員 各寮とも欠員数に応じた人員を募集します。

募集時期 原則として年度初め(大学入試時)に募集しますが、欠員が生じたときには追加募集を行うことがあります。

※募集案内は、入試の当日に各門において各寮の寮生が配布しています。

出願書類 各寮で作成した出願書類(所定用紙)を提出してください。

- 入寮願
- 出願参考書類(親の所得証明等)
- 市区町村長の証明書(家族関係、納税等)

願書受付場所 各寮

担当窓口：[学生センター生活担当 TEL 075-753-2539／2540]

③ 諸 経 費

◎寄宿料

寄宿料は、当月分を毎月10日までに納めてください。

なお、月の途中において入寮を許可された場合は、許可のあった日から10日以内に納めてください。

◎光熱水料

光熱水料は各寮によって異なりますが、現在のところ月額1,500～2,500円です。

◎その他諸経費の納付方法は、各寮によって異なるので、各寮自治会の指示に従ってください。

(2) 下宿・アパート等

学生センター生活担当では、下宿・アパート等を紹介しています。

風呂は無く、台所・トイレも共同ですが、その分、部屋代が安価で、4.5畳で15,000円、6畳で20,000円前後のものを紹介しています。

物件は学生センター生活担当の掲示板（屋内）に掲示していますので、紹介を希望する学生は学生証持参のうえ、学生センター生活担当まで申し出てください。

なお、京都大学生活協同組合（63ページ参照）でも、下宿・アパート、マンション等の紹介を行っています。

2 アルバイト

学生センター生活担当では、主に祭礼等のアルバイトを紹介しています。

大学生活の中心は勉学にあり、余暇は自習や課外活動のための貴重な時間であることを十分認識して、アルバイトは最小限にとどめるよう心がけてください。

なお、紹介するアルバイトの申込み方法は、次のとおりです。

(1) 祭礼

祭礼アルバイトは、京都の三大祭（葵祭、祇園祭、時代祭）等で、行列に参加したり、山車を引いたりするもので、学生生活の思い出にもなり、学生に好評のアルバイトです。

求人があれば、学生センター生活担当の掲示板に掲示します。先着順に受け付けますので、希望者は、学生証持参のうえ、学生センター生活担当窓口へ申し出てください。

なお、求人は、主に男子学生対象で、4月・9月に集中しています。

(2) 学内等のアルバイト

実験補助・事務補助等の学内等のアルバイトについては、連絡先を学生センター生活担当の掲示板に掲示しますので、直接連絡してください。

その他のアルバイトについては京都大学生活協同組合で紹介しています。

また、インターネットによる紹介を下記アドレスにて行っています。利用してください。

- ・京都大学生活協同組合 <http://www.s-coop.net/arbeite/>
- ・京都大学アルバイト紹介システム <http://www.aines.net/kyoto-u/>

下記の表は学生アルバイトには好ましくない職種です。これは京滋地区の各大学において統一されたアルバイト職種の基準です。アルバイトを行う際に参考にしてください。

	具 体 例	理 由 及 び 参 考 事 項
危 險 を 伴 う も の	プレス、ボール盤、旋盤、裁断機など自動機械の操作 高電圧、高圧ガス等危険物の扱い（助手も含む） 自動車、単車の運転、自転車による重量物（30kg以上）の配達 線路内や交通頻繁な路上での作業（測量、白線引き、交通整理） 土木・水道工事等の現場作業 建築中の現場作業、建物崩壊、残材片付け作業、 2階以上での高所での屋外作業（硝子ふき、器具取付等） 警備員 その他労働安全衛生法に定める制限職種	* 危険事故が伴う。 * 免許を必要とし、高度の危険がある。 * 最近の厳しい交通状況から危険度も高く、また事故を起こした場合の経済的・精神的負担が重すぎ刑事責任まで負うことになる。 * 落下物・転落等の危険度が大きい。（内装工事は除く） * 会場整理、誘導、受付は除く。
人 害 体 な に も 有 る	農薬、葉剤など有害な薬物の扱い（メッキ作業、白蟻駆除等） 特に高温度・低温度の作業 塵埃、粉末、有害ガス、騒音等の著しい中での作業	* 健康上、人体に有害と考えられる。
法 令 す る に も 違 反	労働争議に介入するおそれのあるもの 営利職業斡旋業者への仲介斡旋 マルチ・ネズミ講商法に関するもの	* 職業安定法20条参照 * 職業安定法の趣旨（雇用関係の成立斡旋）に反する。 * 無限連鎖講の防止に関する法律参照
教 育 上 好 ま し く な い も の	街頭でのチラシ配り、ポスター貼り 不特定多数を対象とした街頭や訪問による調査 訪問販売、勧誘、専門におこなう集会 競馬、競輪場等ギャンブル場内の現場作業 バー、キャバレー、マージャン、パチンコなど風俗営業の現場作業、長期継続の深夜作業 選挙の応援に関する一切の業務 スパイ行為に類する調査	* 内容的に問題があったり、無許可の場合が多い。 * 相手側の了承が得られない場合が多く、トラブルの原因となることが多い。 * 大学としては特定の政党や候補者を応援することは望ましくない。
望 ま し く な い 求 人	人命にかかわることが予想される業務 労働条件が不明確なもの 人員の限定を条件とするもの 医院の受付業務以外の行為 学生を紹介しても採否の連絡が無かったり、正当な理由なく採用されないことがしばしば繰り返されるもの 各大学の判断により、好ましくないもの	* 無資格の水泳指導員、監視員、ベビーシッター、介護等 * 賃金、労働時間、就労場所、労働内容、賃金支払方法等に関することが明示されていないもの。 * 例えば10人中1人でも欠けると他の9人を不採用とするようなもの。 * 薬剤の調合等学生アルバイト業務の範囲を超えるケースがあるので、注意を要する。

3 福利厚生施設

京都大学の福利厚生施設は、学内7つの構内（本部、吉田南、西部、北部、南部、宇治及び桂）それぞれに食堂・購買・書籍部を配置し、これを京都大学生活協同組合の運営に委ねています。また、レストラン、理髪店、コーヒーショップについては業者委託により学生諸君の大学における生活文化の向上に資しています。

(1) 京都大学生活協同組合

① 運営

生協の運営は、互助の精神に基づく組合員の総意によることを原則に、組合員から選出された代表（総代、理事）によって管理運営されています。

② 出資金

生協加入は、出資（学生組合員の場合50口20,000円を基準）をすれば組合員となり、生協運営の各施設では組合員価格で利用できます。

出資金は卒業の際に全額返還されます。また、途中脱退の場合は90日前に申し出れば生協の事業年度末（2月末）に出資金の払い戻しを受けることができます。

③ 「学生総合共済」制度

学生生活で万一の事故・病気に備えた「学生総合共済」制度があります。生協の学生総合共済は、24時間の事故や病気が補償されること、一部の例外を除いてあらゆる事故も病気も補償対象となること、少ない掛け金で長期間（加入年数選択）の補償が行われること、学生生活にフィットした補償内容になっていること、全国の学生の要望に基づいて絶えず制度改善がはかれていること、などの特徴があります。京都大学では昨年度666件で約3,600万円の給付が行われております。

④ 案内物等

機関紙「らいふすてーじ」毎月発行

ホームページ「S-COOP」<http://www.s-coop.net/>

メールマガジン（空メールを送り登録してください）kyodai@univ-coop.com



⑤ 主な事業内容及び営業時間（通常期）

構内別	施設名	主な事業内容	営業時間		営業時間		連絡先 (内線)	
			月～金曜日	土曜日	日曜日	祝日		
本部	組合員センター (生協本部)	生協加入・脱退 学生総合共済加入・給付申請 TUOカード申込	10:00～17:00	閉店	閉店	閉店	753-7640 (7640)	
	時計台生協ショップ	文具 食品 日用品 映画等チケット コピー	10:00～20:00	11:00～15:00	閉店	閉店	753-7630 (7630)	
	時計台旅行センター	国内旅行 海外旅行 自動車教習所 レンタカー JRチケット	10:00～19:00	閉店	閉店	閉店	771-6289 (7639)	
	京大ショップ	京大オリジナルグッズ 京大関連書籍	10:00～17:00	11:00～15:00	11:00～14:00	11:00～14:00	753-7630 (7630)	
	コンベンションサービスセンター	キャリアアップサポート アルバイト紹介	10:00～17:30	閉店	閉店	閉店	753-7655 (7655)	
	中央食堂〔工学部8号館〕 (喫茶ベーカリーコーナー)	朝・昼・夕食 パン サンドイッチ ドリンク	8:00～21:00 (8:00～15:00)	11:00～14:00 (閉店)	閉店	閉店	752-0832 (7651)	
	カフェレストラン 「カンフォーラ」	朝・昼・夕食 喫茶 アルコール	9:00～21:30	11:00～15:00	11:00～15:00	11:00～15:00	753-7628 (7628)	
吉田南	吉田ショップ (購買部・書籍部)	文具 食品 日用品 コピー 自動車教習所 教科書 雑誌	10:00～19:00	閉店	閉店	閉店	752-1587 (7632)	
	共北ショップ	文具 食品 日用品 コピー	8:00～15:00	11:00～14:00	閉店	閉店	753-7626 (7626)	
	吉田食堂	昼食 軽食 ドリンク コンパ	10:30～15:30	閉店	閉店	閉店	761-9557 (7652)	
西部	ショップルネ	書籍	専門書 洋書 一般書 教科書 雑誌 文庫・新書 CDソフト	10:00～19:00	11:00～15:00	閉店	閉店	771-7336 (7631)
		P C	パソコン関連(本体・周辺・ソフト)	10:00～19:00	11:00～15:00	閉店	閉店	753-7636 (7636)
		サービス	自動車教習所 レンタカー	11:00～17:00	閉店	閉店	閉店	771-0823
		住まい	マンション・アパート紹介	11:00～17:00	閉店	閉店	閉店	771-0823
		クリーニング	クリーニング	10:00～18:00	閉店	閉店	閉店	
	カフェテリア ルネ	昼・夕食 ドリンク デザート	11:00～22:00	11:00～19:30	11:00～14:00	閉店	752-9271 (7650)	
北部	北部購買部	文具 食品 日用品 パソコン 雑誌	10:00～18:00	閉店	閉店	閉店	753-7633(7633)	
	北部食堂	朝・昼・夕食	8:00～21:00	11:00～14:00	閉店	閉店	722-0706(7653)	
	喫茶「ほくと」	昼食・ドリンク	11:00～15:00	閉店	閉店	閉店	753-7649(7649)	
南部	南部ショップ	文具 食品 日用品 パソコン 医学書 薬学書 教科書	10:00～18:00	11:00～14:00	閉店	閉店	752-1586 (7635)	
	南部食堂	昼食	11:00～15:00	11:00～14:00	閉店	閉店	752-1586(7635)	
	喫茶「ブリュッケ」	昼食 ドリンク	11:00～17:00	閉店	閉店	閉店	752-1586(7635)	
宇治	宇治購買部	文具 食品 日用品 パソコン	10:30～18:00	閉店	閉店	閉店	0774-38-4388 (17-4388)	
	宇治食堂	朝・昼・夕食	11:00～20:00	11:00～14:00	閉店	閉店	0774-38-4385 (17-4385)	
桂	桂ショップ Aクラスター	文具 食品 日用品 雑誌	10:00～20:00	閉店	閉店	閉店	382-0137	
	桂ショップ Bクラスター	文具 食品 日用品 パソコン 書籍	10:00～18:00	10:00～14:00	閉店	閉店	383-7300	
	桂カフェテリア(セレネ)	昼・夕食	11:00～21:00	11:00～14:00	閉店	閉店	383-7302	
	桂カフェ(アルテ)	軽食・ドリンク	11:00～18:00	11:00～14:00	閉店	閉店	383-7278	
	桂ベーカリー(リュース)	ベーカリー	8:00～19:00	8:00～19:00	8:00～18:00	8:00～18:00	383-7303	
	ハーフ・ムーン	軽食・ドリンク	8:00～14:00 18:00～22:00	11:00～14:00	11:00～14:00	11:00～14:00	383-7303	

その他、インターネットで購入申込みのできるインターネットショッピング事業も行っています。

事業品目は、和書、洋書、CDソフト、パソコンソフト。<https://mall.seikyou.ne.jp/s-coop/>

(2) その他の福利厚生施設

大学構内には、生協運営の施設のほかに委託業者の経営による施設があり、それらは次のとおりです。

構 内 別	施 設 名	營 業 時 間		營 業 時 間		連 絡 先
		月～金曜日	土曜日	日曜日	祝日	
本 部	理 髮 店	京大理容室	9:00～18:00 9:00～15:00	閉店	閉店	
	レ 斯 ト ラ ン	ラ・トゥール	11:00～15:00 17:00～22:00	11:00～15:00 17:00～22:00	11:00～15:00 17:00～22:00	11:00～15:00 17:00～22:00
	カ フ ェ	タリーズコーヒー	9:00～19:00 9:00～18:00	10:00～18:00	10:00～18:00	
桂	レ 斯 ト ラ ン	ラ・コリーヌ	11:00～15:00 17:00～22:00	11:00～15:00 17:00～22:00	11:00～15:00 17:00～22:00	382-0022

VI 國 際 交 流

VI
國際
交流

国際交流

留学を通じた国際交流は、相互の教育・研究水準を高めるとともに、友好関係の発展、強化のための重要な架け橋となっており、近年、留学生交流の新たなニーズとして母国の大学に在籍しながら1年以内の短期間、海外の大学に留学する短期留学による交流が活発化しています。

本学においても、大学間学生交流協定校への派遣留学制度を設け、短期留学を積極的に推進しています。留学を希望する場合は、相当の準備期間が必要ですので、余裕を持って計画を立てる必要があります。

(1) 授業料等を不徴収とする大学間学生交流協定校への派遣留学について

この制度は、海外の大学との「授業料等を不徴収とする大学間学生交流協定」に基づいて本学の学部または大学院に在籍しつつ、1年以内の1学期または複数学期、協定校で教育を受けて単位を取得または研究指導を受けるものです。

年度の終盤に翌年1月～3月出発希望者、夏に翌年4月～12月出発希望者を対象に募集を行い、書類選考および必要に応じ面接により派遣候補者を決定します。

募集要項および大学間学生交流協定校一覧は次のとおりです。

なお、募集ごとに募集日程および協定校一覧等に変更がありますので、必ず学部・研究科の教務担当掛で確認してください。

① 応募資格

- (ア) 本学の学部または大学院の正規課程に在籍する者
 - (イ) 留学希望期間が1学期以上1年以内の者
 - (ウ) 休学することなく留学する者
 - (エ) 派遣先大学の応募資格を有する者（外国語能力については、各募集時の要項参照のこと）
- （注）本学の授業料は納め、派遣先大学での授業料は徴収されない。

② 応募に必要な書類

- (ア) 申請書（募集時に、所属部局の事務室で配布・受理する）
- (イ) 成績証明書（学部1年次以降のもの・和文原本）
- (ウ) 語学力証明書（派遣先大学の応募条件である語学）

英語圏への留学希望者は、TOEFL・IELTS、英語圏以外への留学希望者は、留学先で必要な語学力を証明する書類を添付すること。

- (エ) 学科・専攻等の長もしくは指導教員の推薦書（日本語）

（注）本学の選考により採用された場合は、改めて派遣先大学への出願書類を作成することとなる。
その際、英文成績証明書や派遣先大学の言語で書かれた推薦状が必要な場合もある。

③ 応募締切（年によって、日程が変わることがある。また、締切日は所属部局によって異なる。）

2月～4月頃 翌年1月～3月出発希望者
7月～9月頃 翌年4月～12月出発希望者

④ 留学後の報告

派遣留学生は帰国後、学部・研究科を通じて所定の「報告書」を速やかに提出すること。

⑤ 派遣先大学および募集人員

68頁以降の「大学間学生交流協定校一覧」のとおり。ただし、募集人員は年間の上限が記されており、実際には募集時期ごとに異なる。

(備考)

*英語能力判定試験

英語圏はもちろん、他の地域へ留学しようとする場合も、TOEFLあるいはIELTSを受験する必要がある場合があります。

TOEFL (Test of English as a Foreign Language) テスト実施に関する詳細は、<http://www.toefl.org/>、<http://www.prometric-jp.com/>および<http://www.cieej.or.jp/>を参照してください。

IELTS (International English Language Testing System) については、<http://www.britishcouncil.org/jp/japan-exams-ielts.htm>を参照してください。

(2) 留学生交流支援制度（短期派遣）について

独立行政法人日本学生支援機構が、本学と学生交流協定を締結している海外の大学へ協定に基づき派遣される学生に対して奨学金を支給する制度です。

本制度により奨学金を受けることが出来る者は、本学の正規課程に在籍している学部学生および大学院学生（外国人留学生を除く）です。奨学金は月額8万円、派遣期間は3ヵ月以上1年以内です。

採用人数が限られているため、学内公募はせず、大学間学生交流協定に基づく留学者の中から選考して受給者を決定します。

(3) 海外留学のための奨学金について

海外へ留学するための奨学金については、各学部・研究科で掲示されるもののほか、個人で応募できるものもあります。

日本学生支援機構（JASSO）ホームページ：http://www.jasso.go.jp/study_a/scholarships.htmlを参照してください。

(4) 京都大学国際教育プログラム（KUINEP）について

(Kyoto University International Education Program)

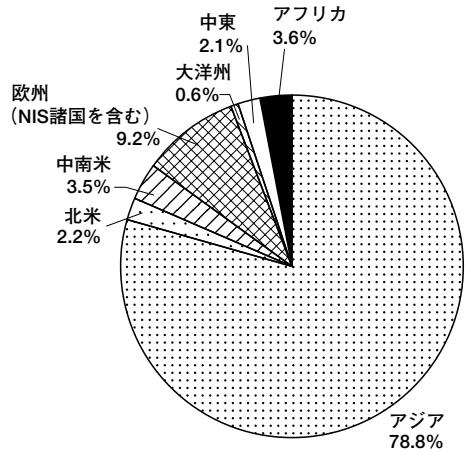
このプログラムは、海外の大学間学生交流協定校から学部学生を1年間程度受け入れて本学の学生とともに英語で教育することにより、本学学生の国際性を涵養し留学生との相互交流を活発にすることを目的としています。

開講科目は本学の全学共通科目として提供し単位を認定します。科目の詳細は共通教育推進課で配付している「京都大学国際教育プログラムKUINEP英語講義履修案内」を参照してください。

*これらの詳細については、国際部留学生課までお問い合わせください。

■ 外国人留学生受入れ状況

(平成22年5月1日現在)



■ 平成21年度大学間交流協定校への派遣一覧

国・地域	大学名	人数
中華人民共和国	清華大学	1
シンガポール	シンガポール国立大学	2
台湾	国立台湾大学	1
オーストリア	ウイーン大学	1
フランス	グルノーブル大学連合	1
	ストラスブール大学	5
ドイツ	ミュンヘン大学	1
オランダ	ライデン大学	1
	ユトレヒト大学	1
スウェーデン	ストックホルム大学	2
スイス	ローザンヌ大学	1
連合王国	マンチェスター大学	2
	シェフィールド大学	1
カナダ	ケベック州大学学長校長協議会	2
	トロント大学	3
	ウォータールー大学	7
アメリカ	ジョージワシントン大学	1
	ハワイ大学 マノアキャンパス	2
	ペンシルベニア大学	2
12カ国	17大学 2大学群	37

大学間学生交流協定校一覧

国・地域	協定校名	派遣数	学期(月)	必要語学・条件等	講義言語
中華人民共和国	復旦大学 Fudan University	2	9月-1月 3月-7月	HSK level 6 iBT90点, IELTS 6.0	中国語 ・英語(一部)
	香港科学技術大学 Hong Kong University of Science and Technology	2	9月-12月 2月-5月	iBT80点, IELTS 6.0 院生は受け入れない	英語 ・中国語(一部)
	香港大学 The University of Hong Kong	2	9月-12月 1月-5月	iBT80点, IELTS 7.0 院生は研究と学部科目履修のみ可	英語 ・中国語(一部)
	香港中文大学 The Chinese University of Hong Kong	2	9月-12月 1月-5月	iBT71点 院生は受け入れない	英語
	南京大学 Nanjing University	2	9月-1月 2月-6月	中国語	中国語
	北京大学 Peking University	2	9月-1月 2月-6月	中国語の講義が受けられる レベル・中国籍の学生不可	中国語 ・英語(一部)
	清華大学 Tsinghua University	2	9月-1月 2月-6月	中国語が堪能であること 中国籍の学生不可	中国語 ・英語(一部)
	武漢大学 Wuhan University	2	9月-1月 2月-6月	HSK Level6(文系) Level3(理系)	中国語
	浙江大学 Zhejiang University	2	9月-1月 2月-6月	HSK Level6(文系) Level4(理系)	中国語
	上海交通大学 Shanghai Jiao Tong University	2	9月-1月 2月-7月	HSK Level6	中国語

国・地域	協定校名	派遣数	学期(月)	必要語学・条件等	講義言語
イスラエル	テルアビブ大学 Tel Aviv University	2	10月～1月 2月～5月	ヘブライ語・英語	ヘブライ語 ・英語
大韓民国	高麗大学校 Korea University	2	3月～6月 9月～12月	韓国語・英語	韓国語・英語
	慶北大学校 Kyungpook National University	3	3月～6月 9月～12月	韓国語・英語	韓国語・英語
	浦項工科大学 Pohang University of Science and Technology	2	3月～6月 9月～12月	TOEFL提出	韓国語・英語
	ソウル大学校 Seoul National University	3	3月～6月 9月～12月	iBT88点, IELTS6.0, KLPT, TOPIC Level5	韓国語・英語
	延世大学校 Yonsei University	2	3月～6月 9月～12月	KLPT Level4, iBT79点, IELTS6.0	韓国語・英語
シンガポール	シンガポール国立大学 The National University of Singapore	2	8月～11月 1月～5月	法以外TOEFL提出必要なし 法のみIBT100点院生は受け入れない	英語
タイ	チュラロンコン大学 Chulalongkorn University	2	8月～12月 1月～5月 6月～7月	タイ語または CBT213点	タイ語・英語
	カセサート大学 Kasetsart University	2	6月～10月 1月～5月	専攻により異なる	タイ語・英語
	タマサート大学 Thammasat University	2	8月～12月 1月～5月	タイ語または PBT500点, iBT61-79	タイ語・英語
台湾	国立台湾大学 National Taiwan University	2	9月～1月 2月～6月	英語・中国語	英語・中国語
台湾	国立清華大学 National Tsing Hua University	2	9月～1月 2月～6月	中国語・英語	中国語 ・英語(一部)
オーストラリア	メルボルン大学 The University of Melbourne	3	2月～7月 7月～12月	iBT90点, 各セクション21点以上 院生は専攻により異なる(iBT90-115)	英語
	ニューサウスウェールズ大学 The University of New South Wales	2	3月～6月 7月～11月	iBT 90点, IELTS 6.5, writing 24点以上	英語
	シドニー大学 The University of Sydney	2	2月～6月 7月～12月	iBT 90点, IELTS 6.5, Writing21点	英語
	オーストラリア国立大学 The Australian National University	2	2月～6月 7月～10月	iBT90点, 各セクション20点以上, 法 学系は100点, 各セクション22点以上	英語
ニュージーランド	オークランド大学 The University of Auckland	1	2月～6月 7月～11月	iBT80点, IELTS6.0, writing 21点	英語
オーストリア共和国	ウイーン大学 Universit_t Wien	2	10月～1月 3月～6月	ドイツ語	ドイツ語
ベルギー	ルーベン・カトリック大学 Université Catholique de Louvain	2	9月～1月 2月～7月	フランス語, iBT80点	フランス語, 一部英語
フランス	グルノーブル大学連合Consortium des Universités de Grenoble (GUEST) 以下4大学				
	ジョゼフ・フーリエ大学 Université Joseph Fourier	5	9月～12月 1月～6月	フランス語	フランス語・英語
	ピエール・マンデス大学 Université Pierre Mend_s-France		9月～12月 1月～6月	フランス語	フランス語・英語
	スタンダール大学 Université Stendhal		9月～12月 1月～6月	フランス語	フランス語・英語
	グルノーブル理工科大学 Institut National Polytechnique de Grenoble		9月～12月 1月～6月	フランス語	フランス語・英語
	ストラスブール大学 Université de Strasbourg		9月～12月 1月～6月	フランス語	フランス語
	パリ政治学院 Sciences Po	2	9月～2月 2月～6月	フランス語 B2 iBT80, IELTS 6.0	フランス語・英語
	エコール・ノルマル・シュペリウール Ecole Normale Supérieure, Paris	1	9月～2月 2月～6月	文系：フランス語 理系：英語可	フランス語・英語

国・地域	協定校名	派遣数	学期(月)	必要語学・条件等	講義言語
ドイツ	ベルリン自由大学 Freie Universität Berlin	2	10月 - 3月 4月 - 9月	ドイツ語	ドイツ語
	フンボルト大学 Humboldt-Universität zu Berlin	2	10月 - 3月 4月 - 7月	ドイツ語	ドイツ語
	ミュンヘン大学 Ludwig-Maximilians-Universität München	2	10月 - 2月 4月 - 9月	ドイツ語	ドイツ語
	ハイデルベルク大学 Ruprecht-Karls-Universität Heidelberg	2	9月 - 2月 3月 - 8月	ドイツ語	ドイツ語
	ミュンヘン工科大学 Technische Universität München	3	10月 - 2月 4月 - 7月	ドイツ語	ドイツ語
	ボン大学 Universität Bonn	3	10月 - 2月 3月 - 7月	ドイツ語	ドイツ語
	ライデン大学 Universiteit Leiden	1	9月 - 1月 2月 - 6月	iBT88点, IELTS6.5	オランダ語 ・英語
オランダ	ユトレヒト大学 Universiteit Utrecht	3	9月 - 2月 2月 - 6月	オランダ語またはiBT 83点(学部), 93点(修士)	オランダ語 ・英語
	ストックホルム王立工科大学 Kungliga Tekniska Högskolan	2	8月 - 1月 1月 - 6月	スウェーデン語・英語	スウェーデン語・英語
スウェーデン	ストックホルム大学 Stockholm University	2	8月 - 1月 1月 - 6月	iBT79点, IELTS6.0	スウェーデン語・英語
	ウppsala大学 Uppsala University	2	8月 - 1月 1月 - 6月	英語	スウェーデン語・英語
	ローザンヌ大学 Université de Lausanne	2	9月 - 2月 3月 - 7月	フランス語	フランス語 ・英語
連合王国	マンチェスター大学 The University of Manchester	3	9月 - 1月 1月 - 6月	iBT80点, IELTS6.0, 沢のみiBT100点 その他専攻により異なる。院生は受け入れない	英語
	シェフィールド大学 The University of Sheffield	2	9月 - 2月 2月 - 6月	iBT80点, IELTS6.0 院生は受け入れない	英語
	ケベック州大学学長校長協議会 Conférence des recteurs et des principaux des universités du Québec (CREPUQ) 以下16大学				
カナダ	ビショップス大学 Université Bishop's	5	9月 - 12月 1月 - 4月	英語	英語
	コンコルディア大学 Université Concordia		9月 - 12月 1月 - 4月	iBT75点, IELTS6.5	英語
	マギル大学 Université McGill		9月 - 12月 1月 - 4月	英語	英語
	ラヴァル大学 Université Laval		9月 - 12月 1月 - 4月	フランス語	フランス語
	モントリオール大学 Université de Montréal		9月 - 12月 1月 - 4月	フランス語	フランス語
	モントリオール大学 理工科大学 Université de Montréal École Polytechnique		9月 - 12月 1月 - 4月	フランス語	フランス語
	シェルブルック大学 Université de Sherbrooke		9月 - 12月 1月 - 4月	フランス語	フランス語
	ケベック大学 シクチミ校 Université du Québec à Chicoutimi		9月 - 12月 1月 - 4月	フランス語	フランス語
	ケベック大学 モントリオール校 Université du Québec à Montréal		9月 - 12月 1月 - 4月	フランス語	フランス語
	ケベック大学 リムスキー校 Université du Québec à Rimouski		9月 - 12月 1月 - 4月	フランス語	フランス語
	ケベック大学 トロワ・リヴィエール校 Université du Québec à Trois-Rivières		9月 - 12月 1月 - 4月	フランス語	フランス語
	ケベック大学 アビチビ・テミスカミング校 Université du Québec en Abitibi-Témiscamingue		9月 - 12月 1月 - 4月	フランス語	フランス語
	ケベック大学 ウタウエ校 Université du Québec en Outaouais		9月 - 12月 1月 - 4月	フランス語	フランス語

国・地域	協定校名	派遣数	学期(月)	必要語学・条件等	講義言語
カナダ	ケベック大学 州立行政学院 École Nationale d'Administration Publique		9月-12月 1月-4月	フランス語	フランス語
	ケベック大学 高等工科大学 École de Technologie Sup_rieure		9月-12月 1月-4月	フランス語	フランス語
	ケベック大学 州立科学研究所 Institut National de la Recherche Scientifique		9月-12月 1月-4月	フランス語	フランス語
	トロント大学 University of Toronto		9月-12月 1月-4月	学部生:iBT89点(writing19) 院生:iBT93点(writing,speaking22)	英語
メキシコ	ウォータールー大学 University of Waterloo	2	9月-12月 1月-4月 5月-8月	TOEFLスコア提出不要	英語
	グアダラハラ大学 Universidad de Guadalajara	2	8月-12月 2月-6月	スペイン語	スペイン語
アメリカ合衆国	ジョージワシントン大学 The George Washington University	2	9月-12月 1月-5月	iBT80点, IELTS6.5 院生は受け入れない	英語
	ハワイ大学 マノアキャンパス University of Hawaii at Manoa	2	8月-12月 1月-5月	iBT68点, IELTS6.5	英語
	ペンシルベニア大学 The University of Pennsylvania	2	9月-12月 1月-5月	iBT100点, IELTS7.0 院生は受け入れない	英語

*本表の情報は変動するため応募時には必ず正式募集通知を参照してください。

*派遣人数は変更になることがあります。

*TOEFLスコアの特定セクションの数字が記載されている大学は、その得点も条件とされます。

TOEFL iBT/CBT/PBT換算表：http://www.ets.org/Media/Tests/TOEFL/pdf/TOEFL_iBT_Score_Comparison_Tables.pdf

なお、ここに掲載している必要語学の得点は、前年度実績等です。協定校へ出願する際には、必要語学の得点が変わることがあります。

*TOEFLスコア提出の必要がない大学へ出願する場合も学内選考用に応募の際提出してください。

*TOEFLを基準とする大学に出願する場合は、希望先大学の設定する必要語学力の85%（豪州、ニュージーランドの大学は100%）以上の得点で、かつ最低CBT190点以上(iBT68点)を取得していることを学内応募の条件とします。

*以上の点数基準は最低基準であって、それを満たしていても、他の事情による場合も含め、留学が認められないことがあります。

*GPA (Grade Point Average) :

学業成績の平均点

(国により成績判定区分が異なり最終判断は出願先によるが下記が目安となり、本学内の選考にも参考とされる。)

{(優の単位数×3) + (良の単位数×2) + (可の単位数)} ÷ 優良可の単位数の計×4÷3 (全科目優の場合4.0となる。)

VII 施設案内

- 1 附属図書館
- 2 総合博物館
- 3 情報環境機構
- 4 京都大学以外の施設利用案内

1 附属図書館—学習活動を支える知的空間／創造の広場—

学内には、附属図書館をはじめ、宇治分館と50数カ所に学部や学科図書館・室があります。皆さんの学習や勉学を支えるための施設です。

[図書館の利用]

- ・附属図書館と学部や学科図書館・室の利用や図書の貸出には、学生証が必要ですので、常に携帯するようしてください。

- ・附属図書館の開館時間

平　　日	午前　9時～午後10時
土曜日／日曜日／国民の祝日等	午前10時～午後　5時

- ・附属図書館の休館日

年末年始（12月29日～1月3日）

図書整理等による休館日（4月1～3日、12月27～28日、1月4日）

毎月（7～8月、1～2月を除く）末日（末日が土／日曜日／祝日にあたるときは、その前日の平日開館日、試験期間中は期間終了後の平日開館日）

以上のほか、臨時に休館することがあります。

学部や学科図書館・室については、ホームページ等でご確認ください。

[豊富な資料群]

- ・創立より100年以上にわたる歴史から、蔵書数は全学で約642万冊を数えています。その中には、国宝や重要文化財があり、質量ともにわが国有数の図書館です。
- ・学習図書、教養図書のほか、研究資料、視聴覚資料、マイクロフィルム、CD-ROM、インターネットによる情報の収集が自由に出来ます。
- ・専門的な資料は、学部や学科図書館・室にあります。



附属図書館全景



1階メインカウンター



1階新聞閲覧コーナー



2階開架閲覧室



3階情報端末エリア



1階学習室24

[図書館資料の配置]

- ・1階 雑誌、新聞、参考図書
- ・2階 開架図書
- ・3階 視聴覚資料
- ・地階 書庫内図書、バックナンバーセンター

[附属図書館の設備]

- ・電子図書館、オンライン目録、電子ジャーナルを利用したい。→ 1階「サイバースペース」へどうぞ
- ・文献や調査の相談をしたい。
- ・インターネットを利用したい。
- ・自分のパソコンでインターネットを利用したい。
- ・ビデオ、DVDを利用したい。
- ・朝まで学習したい。
- 1階 参考調査カウンターへどうぞ
- 3階「情報端末エリア」へどうぞ
- 3階「閲覧スペース」へどうぞ
- 3階「メディア・コモンズ」へどうぞ
- 1階「学習室24」へどうぞ

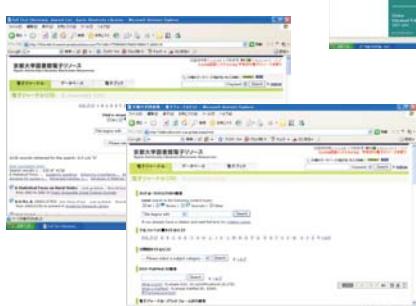
[図書館の活用方法]

- ・OPAC基礎／Web of Science／電子ジャーナル入門等各種講習会の実施
- ・新入生／留学生のためのオリエンテーションの実施
- ・情報リテラシー教育の実施 → 全学共通科目「情報探索入門」の提供

* * ご不明な点は、気楽に図書館員にお尋ねください。

図書館機構Webサイト

<http://www.kulib.kyoto-u.ac.jp/>



学術情報リポジトリWebサイト

<http://repository.kulib.kyoto-u.ac.jp/>



電子図書館Webサイト

<http://edb.kulib.kyoto-u.ac.jp/>

『貴重資料画像』

『博士学位論文データベース』

『学内研究成果』などがあります。

電子ジャーナル

提供タイトル数：約90,000（オープン・アクセスを含む）
学術雑誌をそのまま電子化し、パソコンの画面上で読める
ようにしたものです。研究者は図書館まで足を運ばなくても
自分の研究室から24時間雑誌論文を読むことができます。

2 総合博物館

モノと展示で研究を支え・伝える総合博物館

総合博物館は、貴重な収蔵コレクション（モノ）の維持管理と研究への利活用の推進、そして京都大学の研究・教育成果の社会への発信という2つの重要なミッションを果たしています。

モノの研究が出来る総合博物館

京都大学開学以来100年以上に渡り収集された、260万点にも及ぶ学術標本資料を管理しています。文系では、国宝・重要文化財やそれに準ずる資料、また、理系では生物・化石の新種の第一標本（タイプ標本）など国際的にも貴重な学術標本資料コレクションです。21世紀の今日、科学の発展とともに分析手法や解析手法の進歩はめざましいものがあります。京都大学総合博物館に収蔵される学術標本資料は、これらの手法の切れ味を試すのにふさわしい優れた素材です。利用しやすい形で収蔵されていて、学内外の研究者が頻繁に活用しています。卒業論文や修士・博士論文のための研究にも利用することができます。

研究成果を公開する総合博物館

文化史・自然史・技術史と広い分野にまたがる常設展示（＊）、最新の研究成果を公開する企画展示・公開講座、頻繁に開かれる学習教室・体験教室など、京都大学における学術活動の成果を公開する役割も担っています。これらの展示や催しを通じて諸先輩の優れた研究に触れることにより、知的刺激を受けたり研究のヒントを得ることができます。

*文化史系展示：古文書・古記録といった歴史資料、京都市内の古地図、様々な様式の石棺、発掘調査や海外学術交流によってもたらされた土器や石器、金属製品などを展示しています。

*自然史系展示：ナウマン象のタイプ標本などの化石、芦生研究林や霊長類研究所での研究成果を中心に温帯林の生態系やチンパンジーの生態、またマレーシアとの共同研究の成果などを展示しています。

*技術史系展示：三高時代や創設期の京都大学で使われた機械メカニズム模型などを展示しています。



文化史系展示



自然史系展示



技術史系展示

総合博物館の利用について

- ・開館時間 9:30～16:30（入館は16:00まで）
- ・休館日 月曜・火曜（平日・祝日にかかる）及び年末年始（12月28日～1月4日）
- ・入館料 本学の学生は無料（学生証の提示が必要）

総合博物館の詳しい情報はホームページで発信しています。

<http://www.museum.kyoto-u.ac.jp/>

3 情報環境機構

情報環境機構は教育・研究など本学のさまざまな活動を支える高い安全性と利便性を備えた先端的情報環境の構築・運営を目的として、研究開発を担う学術情報メディアセンターと種々の情報サービスを提供する情報環境部という構成で活動しています。本機構では学内外を高速のネットワークで結ぶ学術情報ネットワークサービス（KUINS）、全国共同利用のスーパーコンピューティングサービスを提供する大型計算機システムや学術データベースのサービス、本学での教育を支援する教育用コンピュータシステム、語学学習システム、遠隔講義支援サービス、コンテンツ作成支援サービスなど多様な情報サービスを統一的に提供しています。

(1) 教育用コンピュータシステム

本機構では全学の学生・教職員が利用できる教育用コンピュータシステムとしてパーソナルコンピュータ（PC）約1200台を学術情報メディアセンター南館・北館と各学部のサテライト演習室に配置し、もっぱら授業での利用に供するとともに、一部を自習専用としてセンター南館1階・北館1階、附属図書館3階、総合人間学部図書館2階などにオープンスペースラボラトリ（OSL）として配置しています。サテライトの演習室は、それぞれの学部の講義・演習に利用されますが、授業等の占有利用時間外の運用は学部によって異なります。利用を希望する人は各学部に確認してください。教育用コンピュータシステムのすべてのPCは学内ネットワークで接続されており、利用資格・パスワードの照合、各自のファイルの保存、利用統計の収集などを行っています。これらのPCには各種ソフトウェアが導入されており、レポートの作成やプログラミングの学習、WWW（World Wide Web）による情報収集や電子メールによる情報交換が行えます。入学と同時に必ず利用資格を取得し、大学生活に活用してください。

この他、本機構では、外国語会話の双方向での学習を支援する語学学習（CALL, Computer Assisted Language Learning）システムを備えた教室や、CALL教材の自習コーナーを設置しており、また各学部に設置された遠隔講義システムにより学部間や他大学との遠隔講義の支援も行っています。

(2) 利用コード（ECS-ID）の取得

教育用コンピュータシステムの利用コード（以下、ECS-IDという）は、教育用コンピュータシステムのほかに、電子ジャーナルへのアクセスや、学外などから学内LANへのアクセス等にも利用できます。（学内LANへのアクセスのために必要な設定は、<http://www.kuins.kyoto-u.ac.jp/ja/index.php?PPTP>にある設定方法をご覧ください。）

ECS-IDは、本機構が年度初め等に開催する講習会を受講し、利用規定・利用心得を厳守して利用する旨の誓約書を提出した人にのみ交付します。原則としてこの講習会を受講しない限りECS-IDの入手はできません。授業などで急に必要になっても、そのつど交付する対応は取っていません。ECS-IDは在学期間中有効です。また転部や大学院への進学に際しても同じECS-IDと電子メールアドレスを継続的に利用できます。

講習会の日程は各学部とセンターの掲示板、Webサイトに掲示しますので注意してください。

(3) オープンスペースラボラトリ（OSL）の運用

学術情報メディアセンター南館のOSLにはPC126台を設置しています。OSLの利用にあたっては利用規程、利用心得の遵守をお願いしています。OSLでは利用者の補助のためにティーチングアシスタント（TA）として大学院生が駐在しています。利用にあたって不明な点などはTAに相談して解決してください。

さい。なお、各種ソフトウェアの利用方法については、市販の書籍などを参照してください。

開館時間

- ・センター南館OSL：月曜日～金曜日（ただし、国民の祝日等は休館）午前10時～午後8時
土曜日（ただし、国民の祝日等は休館）午前10時～午後6時
 - ・センター北館OSL：月曜日～金曜日（ただし、国民の祝日等は休館）午前10時～午後5時
 - ・附属図書館、人環・総人図書館など：各館の開館時間に従います。
- OSLの運用については機構のWebサイト（URL <http://www.iimc.kyoto-u.ac.jp/ja/services/ecs/>）を参照してください。

（4）賢い利用者になるために

OSLは利用規程に則り可能な限り広く利用して頂くことを考えていますが、ネットワークに接続されたPCの利用には注意を要する事項がいくつかあります。情報・ネットワーク社会の特性や求められるルールを学び、適切な利用を心がけてください。例えば情報の著作権の尊重、ネットワークや計算機への適正なアクセス、自分自身の情報を含めた個人情報の慎重な扱いとプライバシーの尊重、電子的なコミュニケーションで生じやすいトラブルの回避などです。これら、情報ネットワーク社会で求められるルールを学ぶために、e-Learningによる情報セキュリティに関する基本的な研修コースの受講が義務付けられています。ECS-IDを取得したら、PC端末からすぐに学習を始めましょう。

また、教育用コンピュータシステムではPCやファイルサーバ、プリンタなどは限られた資源を多くの利用者が共同で利用しています。他の利用者に配慮し、許された利用条件の範囲で有効に利用してください。設備やソフトウェアは貸借物品ですので大切に扱ってください。機器やソフトウェアについては保守や更新を行っていますが、必ずしも個人の希望に沿った新規導入などができるわけではないことにもご理解ください。



学術情報メディアセンター南館（OSL）建物



OSL風景

（5）スーパーコンピュータの利用について

学術情報メディアセンターは全国共同利用機関として的一面も担っています。大規模計算向けにスーパーコンピュータの利用サービス（有料）を行っており、このサービスを利用することで、PCなどの小規模な計算機では解くことのできない大容量の計算を高速に実行することができます。

4回生の学部学生は卒業研究の目的で指導教員の監督の下にこのサービスを利用できます。また、4回生以外でも、「スーパーコンピューティング入門」、「コンピュータネットワーク入門」の全学共通科目を履修すると、履修期間中、自習のために本サービスを無料で利用することができます。

4 京都大学以外の施設利用案内

(1) 京都府立ゼミナールハウス

〒601-0533

京都市右京区京北下中町鳥谷2番地

電話 0771-54-0216

※申し込み方法

来館及び電話で予約します。

(利用を希望する日の1年前から受付可)

※休館日

年末年始 (12/28~1/4)

1月と2月の第3月曜日

※その他

食事料金 2,550円～ (ただし3食、朝昼夕食消費税含む)

宿泊料金 1,500円～

宿泊定員 最大200名

研修室料金 洋室20人用1日4,000円～ (洋室6室・和室10室有り)

FAX 0771-54-0316

ホームページ <http://kyosemi.or.jp/>

E-mail kyosemi@oak.ocn.ne.jp



(2) 独立行政法人国立青少年教育振興機構

国立淡路青少年交流の家

〒656-0543

兵庫県南あわじ市阿万塩屋町757-39

電話 0799-55-2695 (事業推進係)

※申し込み方法

電話で空き状況をご確認の上、申込書を提出してください。

(30名以上の団体は、早期利用予約制度を利用できます。)

詳細は、上記まで。

※休館日 年末年始 (12/28~1/4)

※その他

食事料金 朝食410円、昼食530円、夕食660円

(バイキング方式)

シーツ等洗濯料金 200円

施設使用料金

一般利用 1人1泊 250円

青少年利用 無料

宿泊定員 400名

FAX 0799-55-0463

ホームページ <http://awaji.niye.go.jp/>

(3) 独立行政法人国立青少年教育振興機構

国立若狭湾青少年自然の家

〒917-0198

福井県小浜市田烏区大浜

電話 0770-54-3100

※お申し込み方法

電話で予約願います。詳細は、上記まで。

※休館日

年末年始（12/28～1/4），施設等整備の日

※ご利用料金

①食事料金 1,600円（3食）

②施設使用料 無料

（ただし、一般利用のみ1人1泊250円）

③シーツ等洗濯費用 200円

④その他研修活動によっては料金が発生
します。詳細はHPをご覧ください。

※その他

宿泊定員 300名

2名以上から利用できます。

日帰り利用も可能です。

FAX 0770-54-3023

ホームページ <http://wakasawan.niye.go.jp/>

E-mail wakasawan@niye.go.jp



プライベートビーチを持つ国立若狭湾
青少年自然の家で、波の音を聴きながら合
宿をしませんか？

当施設の体育館には床暖房が付いている
ので冬季合宿にも最適です。



ススキの大草原曾爾で自然体験！

平成の名水100選、ホタル飛び交う清流、自然豊かな曾爾高原でサークル合宿をしませんか？

体育施設・研修室などもあり、サークル合宿・
ゼミ合宿にはぴったりです。

近くには、名湯で知られる温泉施設「お亀の湯」
もあります。（温泉まではお車で約5分）

(4) 独立行政法人国立青少年教育振興機構

国立曾爾青少年自然の家

〒633-1202

奈良県宇陀郡曾爾村太良路1170

電話 0745-96-2121（代）

※お申し込み方法

電話で予約願います。

詳細は、上記まで。

※休館日

年末年始（12/28～1/4）

施設・設備整備の日

※ご利用料金

①食事料金 1,600円（朝昼夕3食の場合）

②施設使用料 無料

（ただし、一般利用のみ1人1泊250円）

③シーツ等洗濯料 1人200円



※その他

宿泊定員 400名

2名様よりご利用になります。日帰り利用も可。

FAX 0745-96-2126

ホームページ <http://soni.niye.go.jp/>

E-mail soni@niye.go.jp



VIII 教育職員免許状

VIII
教職
免許

教育職員免許状

大学を除くすべての国公立、私立学校の教員となるためには教育職員免許状が必要です。本学で取得できるのは高等学校教諭、中学校教諭及び特別支援学校教諭の免許状です。

高等学校及び中学校の免許状は教科《国語・社会・地理歴史・公民・理科・数学・英語など》別になつており、学部・学科の専攻分野に対応した教科の免許状が取得できます。免許状を取得するには、教育職員免許法に定められた所要の単位を修得する必要があります。

なお、中学校免許状取得には介護等体験が必要です。詳細は「(3) 介護等体験」を参照してください。

(1) 単位の修得

単位は「教科に関する科目」、「教科又は教職に関する科目」、「教職に関する科目」に区分され、それぞれ必要な単位を修得しなければなりません。

「教科に関する科目」の単位は所属学部又は他学部で開講している授業科目の中から、これに対応する科目の単位を修得してください。

「教科又は教職に関する科目」〈平成12年度入学者から適用〉については、「教科に関する科目」及び「教職に関する科目」の必要単位数を超えて修得した場合、その単位を当該単位として算定します。

「教職に関する科目」の単位は教育学部で開講している授業科目の中から、指定された科目を履修し、修得してください。(配当は2回生から) ※平成22年度学部入学生から、教職総合演習(平成24年度を以て廃止)に替わる科目として教職実践演習(平成25年度後期から開講)を履修(必修)しなければなりません。

特別支援学校教諭の免許状を取得するには、中学校あるいは高等学校教諭免許状取得に要する科目に加え、教育学部で開講している特別支援教育に関する科目を履修し、所要の単位を修得しなければなりません。(配当は2回生から)

平成12年度入学者からは、全ての教科に共通して「教科に関する科目」、「教職に関する科目」のほかに、全学共通科目から「日本国憲法」2単位、「体育」3単位以上〔運動科学又は体力医科学とスポーツ実習(I A・I B・II A又はII Bの中から1科目)の両方とも必要〕、「外国語コミュニケーション」2単位(英語、ドイツ語、フランス語、中国語、ロシア語のI又はII)及び「情報機器の操作」2単位(基礎情報処理、情報科学演習・実習、人文情報基礎A・B、情報科学A・B、情報と知財、基礎情報処理1・2又は基礎情報処理演習)を修得する必要があります。

なお、平成11年度以前入学者については、全ての教科について「教科に関する科目」、「教職に関する科目」のほかに、全学共通科目から「日本国憲法」2単位、「体育」3単位以上(理論と実技科目両方必要)を修得しなければなりません。

また、入学年度に関りなく教育学部で開講の「民族と教育」、「発達教育論Ⅰ・Ⅱ」、「同和・人権教育論」を履修しておくことを推奨します。

また、免許状用の科目(単位)が所属学部の卒業に必要な単位と重複できる場合もありますので、所属学部で確認してください。

(2) 教育実習

教育実習は「教職に関する科目」として必修になっています。

教育実習は実習に係る事前及び事後指導(いずれも講義)並びに中・高等学校で行う実習(中学校免許状4週間・高等学校免許状2週間)からなっています。

教育実習参加についての説明会は3回生時の4月下旬、実習に係る事前指導は4回生の4月下旬と5月上・

中旬に、また事後指導は11月下旬から12月上旬に行います。教育職員免許状取得希望者は必ず説明会に参加し、また事前指導を受けたうえで教育実習に参加してください。なお、教育実習の総括として事後指導を実施しますから、同様に参加してください。いずれについても掲示で周知しますので、各自で確認し、見落とさないようにしてください。

教育実習に参加できるのは学部4回生(中学校免許状取得希望者は3回生からでも可能な場合があります。〈平成12年度入学者から〉)、大学院学生又は本学卒業の科目等履修生で教育職員免許状取得希望者に限ります。

学部学生については、「教科に関する科目」はもちろんのこと、「教職に関する科目」の大部分を3回生までに修得しておかなければなりません。これらの科目が未修得の場合、教育実習に参加できないことがあります。

(3) 介護等体験

中学校教諭免許状取得希望者については、平成10年度入学者から、特別支援学校で2日間と社会福祉施設等（保育所を除く）で5日間、合計7日間の介護等体験を行うことが義務づけられました。

京都大学では2回生から介護等体験の実施が可能ですが、原則として学生の出身都道府県で行うことになっています。しかし、都道府県によって所管する教育委員会・社会福祉協議会等の対応が異なり、出身都道府県で実施できない場合もあるので、体験申請時までに教育学研究科教職担当専門職員に照会してください。

介護等体験についての制度や申請方法等については説明会を実施（4月中旬、10月中旬）し、その後申込受付を行います。（翌年度実施希望者に対する説明会を10月に実施します。）

なお、申請手続きは大学が窓口になり、まとめて行うことになっていますので、学生個人では申請できません。説明会の開催、申込手続き等は掲示で周知しますから見落としのないよう注意してください。

また、申請に当たっては、当該年度に実施される学生定期健康診断を必ず受検しておいてください。

レントゲン写真についても省略せずに撮影しておいてください。（18・19頁参照）

さらに事故対策としての保険、「学生教育研究災害傷害保険」（学研災）と「学研災付帯賠償責任保険」（学研賠）に加入しなければ介護等体験を実施できません。〈担当：学生センター〉（35・36頁参照）

(4) 教育職員免許状の授与申請

教育委員会への免許状申請は、学部ごとに一定の様式に従ってまとめて行います。その手続きについては例年10月頃に各学部から掲示が出されますので、卒業予定者は見落としのないように注意してください。

(5) その他の資格取得

本学では教育職員免許状のほかに社会教育主事、博物館学芸員、図書館司書、学校図書館司書教諭となる資格の取得に必要な授業科目を文学部・教育学部等において開設しています。資格取得希望者は各自の所属学部に照会し、その取得方法について確認してください。

(6) 教育職員免許状取得までの道筋（一般的な事項）

1回生（1～4は全学共通科目）

1. 日本国憲法
2. 体育科目（運動科学又は体力医科学とスポーツ実習）
3. 外国語コミュニケーション（英・独・仏・中・露）

4. 情報機器の操作
5. 教科に関する科目（各自の所属学部等…配当科目がある場合）

2回生

1. 教科に関する科目（各自の所属学部等）
2. 教職に関する科目（教育学部）
3. 介護等体験（中学校教諭免許状取得希望者）
4. 1回生の1～4の科目で取得できなかった科目

3回生

1. 教科に関する科目（各自の所属学部等）
2. 教職に関する科目（教育学部）
3. 介護等体験（中学校教諭免許状取得希望者）〈2回生で実施しなかった場合〉
4. 教育実習Ⅰ実施（3回生、4回生に分割して教育実習を行う場合・中学校教諭免許状取得希望者）
(5～10月)
5. 教育実習説明会（4月下旬）参加
6. 教育実習内諾申請（出身校）…できるだけ早いうちに内諾を得る〈4月から内諾申請を行う〉
7. 教育実習申請（9月末～10月上旬）

4回生

1. 教科に関する科目（未修得の場合）
2. 教職に関する科目（未修得の場合）
3. 介護等体験（中学校教諭免許状取得希望者）〈2・3回生で実施しなかった場合〉
4. 教育実習事前オリエンテーション（全体・教科別）4月下旬～5月上旬
5. 教育実習Ⅱ又はⅠ・Ⅱ実施（5～10月）〈教育実習Ⅰについては中学校教諭免許状取得希望者は必修〉
6. 教育実習 各教科別事後指導（11月～12月）
7. 教員免許状授与一括申請（10～1月）
8. 教員免許状交付（3月下旬）

◎ この表は平成12年度入学者から適用

◎ 上記以外の免許教科については、所属学部教務掛で確認してください。

○ 中学校、高等学校の教諭の免許状を取得し、免許法に規定する特別支援教育に関する科目を26単位修得すれば、特別支援学校教諭（聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者に関する教育領域）の一種の免許状を取得することができます。この詳細は教育学部へ問い合わせてください。

○ 発達教育論IIは、特別支援学校教諭免許状の必修科目であるので、特別支援学校教諭免許状を申請した場合は、使用できません。

VIII 教職免許

◎ この表は平成12年度入学者から適用

◎ 上記以外の免許教科については、所属学部教務掛で確認してください。

○中学校、高等学校の教諭の免許状を取得了し、免許法に規定する特別支援教育に関する科目を26単位修得すれば、特別支援学校教諭（聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者に関する教育領域）の一種の免許状を取得することができます。この詳細は教育学部へ問い合わせてください。

○ 発達教育論Ⅱは、特別支援学校教諭免許状の必修科目であるので、特別支援学校教諭免許状を申請した場合は、教職科目として使用できません。

◎ この表は平成2~11年度入学者に適用

所要資格 免許状 の種類	基礎資格	大学における最低修得単位数																																																																
		専免 修状	修士の学位 を有すること。	一種免許状に必要な単位を修得したうえ、修士課程において教科又は教職に関する科目を24単位修得する。																																																														
中 学 校 教 諭 状	免 許 状	免許法第五条別表第一に規定する中学校教諭普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する科目的単位の修得方法は、次の表の第一欄に掲げる免許教科の種類に応じ、第二欄に掲げる科目について、それぞれ第三欄に掲げる単位を修得するものとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>第一欄</th><th>第二欄</th><th>第三欄</th></tr> <tr> <th>免許教科</th><th>教科に関する科目</th><th>最低修得単位数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">国 語</td><td>国語学(音声言語及び文章表現に関するものを含む。) 国文学(国文学史を含む。) 漢文学 書道(書写を中心とする。) 選択科目</td><td>8又は6 8又は6 4又は2 4 20 計 40</td></tr> <tr> <td rowspan="4">社 会</td><td>日本史及び外国史 地理学(地誌を含む。) 「法律学、政治学」 「社会学、経済学」 「哲学、倫理学、宗教学」 選択科目</td><td>6 6 2 2 4 20 計 40</td></tr> <tr> <td rowspan="4">数 学</td><td>代数学 幾何学 解析学 「確率論、統計学」 コンピュータ 選択科目</td><td>6又は4 6又は4 4 4又は2 2 20 計 40</td></tr> <tr> <td rowspan="4">理 科</td><td>物理学 物理学実験(コンピュータ活用を含む。) 化学 化学実験(コンピュータ活用を含む。) 生物学 生物学実験(コンピュータ活用を含む。) 地学 地学実験(コンピュータ活用を含む。) 選択科目</td><td>3 2 3 2 3 2 3 2 20 計 40</td></tr> <tr> <td rowspan="4">保健体育</td><td>体育実技 「体育原理、体育心理学、体育経営 管理学、体育社会学」及び運動学(運動方法学を含む。) 生理学(運動生理解を含む。) 衛生学及び公衆衛生学 学校保健(小児保健、精神保健、学校安全及び急救処置を含む。) 選択科目</td><td>5 6 2 2 5 20 計 40</td></tr> <tr> <td rowspan="4">職業指導</td><td>職業指導 職業指導の技術 職業指導の運営管理 選択科目</td><td>4 10 6 20 計 40</td></tr> <tr> <td rowspan="4">英 語</td><td>英語学 英米文学 英語コミュニケーション 比較文化(外国事情を含む。) 選択科目</td><td>6 6 6 2 20 計 40</td></tr> </tbody> </table>	第一欄	第二欄	第三欄	免許教科	教科に関する科目	最低修得単位数	国 語	国語学(音声言語及び文章表現に関するものを含む。) 国文学(国文学史を含む。) 漢文学 書道(書写を中心とする。) 選択科目	8又は6 8又は6 4又は2 4 20 計 40	社 会	日本史及び外国史 地理学(地誌を含む。) 「法律学、政治学」 「社会学、経済学」 「哲学、倫理学、宗教学」 選択科目	6 6 2 2 4 20 計 40	数 学	代数学 幾何学 解析学 「確率論、統計学」 コンピュータ 選択科目	6又は4 6又は4 4 4又は2 2 20 計 40	理 科	物理学 物理学実験(コンピュータ活用を含む。) 化学 化学実験(コンピュータ活用を含む。) 生物学 生物学実験(コンピュータ活用を含む。) 地学 地学実験(コンピュータ活用を含む。) 選択科目	3 2 3 2 3 2 3 2 20 計 40	保健体育	体育実技 「体育原理、体育心理学、体育経営 管理学、体育社会学」及び運動学(運動方法学を含む。) 生理学(運動生理解を含む。) 衛生学及び公衆衛生学 学校保健(小児保健、精神保健、学校安全及び急救処置を含む。) 選択科目	5 6 2 2 5 20 計 40	職業指導	職業指導 職業指導の技術 職業指導の運営管理 選択科目	4 10 6 20 計 40	英 語	英語学 英米文学 英語コミュニケーション 比較文化(外国事情を含む。) 選択科目	6 6 6 2 20 計 40	免許法第五条別表第一に規定する中学校教諭普通免許状の授与を受ける場合の教職に関する科目的単位の修得方法は次の表の定めるところによる。																																				
第一欄	第二欄	第三欄																																																																
免許教科	教科に関する科目	最低修得単位数																																																																
国 語	国語学(音声言語及び文章表現に関するものを含む。) 国文学(国文学史を含む。) 漢文学 書道(書写を中心とする。) 選択科目	8又は6 8又は6 4又は2 4 20 計 40																																																																
	社 会	日本史及び外国史 地理学(地誌を含む。) 「法律学、政治学」 「社会学、経済学」 「哲学、倫理学、宗教学」 選択科目	6 6 2 2 4 20 計 40																																																															
		数 学	代数学 幾何学 解析学 「確率論、統計学」 コンピュータ 選択科目	6又は4 6又は4 4 4又は2 2 20 計 40																																																														
			理 科	物理学 物理学実験(コンピュータ活用を含む。) 化学 化学実験(コンピュータ活用を含む。) 生物学 生物学実験(コンピュータ活用を含む。) 地学 地学実験(コンピュータ活用を含む。) 選択科目	3 2 3 2 3 2 3 2 20 計 40																																																													
保健体育				体育実技 「体育原理、体育心理学、体育経営 管理学、体育社会学」及び運動学(運動方法学を含む。) 生理学(運動生理解を含む。) 衛生学及び公衆衛生学 学校保健(小児保健、精神保健、学校安全及び急救処置を含む。) 選択科目	5 6 2 2 5 20 計 40																																																													
	職業指導			職業指導 職業指導の技術 職業指導の運営管理 選択科目	4 10 6 20 計 40																																																													
		英 語		英語学 英米文学 英語コミュニケーション 比較文化(外国事情を含む。) 選択科目	6 6 6 2 20 計 40																																																													
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>免許法に定められた教職に関する科目</th><th>最低修得単位数</th><th>左に対応する授業科目名</th><th>単位</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育の本質及び目標に関する科目</td><td>2</td><td>教育原論Ⅰ</td><td>2</td></tr> <tr> <td>幼児、児童又は生徒の心身の発達及び学習の過程に関する科目</td><td>2</td><td>教育心理学</td><td>2又は4</td></tr> <tr> <td>教育に係る社会的、制度的又は経営的な事項に関する科目</td><td>2</td><td>教育原論Ⅱ</td><td>2又は4</td></tr> <tr> <td>教育の方法及び技術(情報機器及び機材の活用を含む。)に関する科目</td><td>2</td><td>教育方法論 授業心理学</td><td>2 2</td></tr> <tr> <td>4科目とも必修</td><td>8単位</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>教科教育法に関する科目</td><td>2</td><td>教科教育法</td><td>2又は4</td></tr> <tr> <td>道徳教育に関する科目</td><td>2</td><td>道徳教育論 教育課程Ⅰ</td><td>2 2</td></tr> <tr> <td>特別活動に関する科目</td><td>2</td><td>特別活動論 教育課程Ⅱ</td><td>2 2</td></tr> <tr> <td>3科目とも必修</td><td>6単位</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>生徒指導、教育相談及び進路指導に関する科目</td><td>2</td><td>教育指導 生徒指導論</td><td>2又は4 2</td></tr> <tr> <td>必修</td><td>2単位</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>教育実習</td><td>3</td><td>教育実習</td><td>3</td></tr> <tr> <td>必修</td><td>3単位</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>最低必修単位</td><td>19単位</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>					免許法に定められた教職に関する科目	最低修得単位数	左に対応する授業科目名	単位	教育の本質及び目標に関する科目	2	教育原論Ⅰ	2	幼児、児童又は生徒の心身の発達及び学習の過程に関する科目	2	教育心理学	2又は4	教育に係る社会的、制度的又は経営的な事項に関する科目	2	教育原論Ⅱ	2又は4	教育の方法及び技術(情報機器及び機材の活用を含む。)に関する科目	2	教育方法論 授業心理学	2 2	4科目とも必修	8単位			教科教育法に関する科目	2	教科教育法	2又は4	道徳教育に関する科目	2	道徳教育論 教育課程Ⅰ	2 2	特別活動に関する科目	2	特別活動論 教育課程Ⅱ	2 2	3科目とも必修	6単位			生徒指導、教育相談及び進路指導に関する科目	2	教育指導 生徒指導論	2又は4 2	必修	2単位			教育実習	3	教育実習	3	必修	3単位			最低必修単位	19単位	
免許法に定められた教職に関する科目			最低修得単位数	左に対応する授業科目名	単位																																																													
教育の本質及び目標に関する科目	2		教育原論Ⅰ	2																																																														
幼児、児童又は生徒の心身の発達及び学習の過程に関する科目	2	教育心理学	2又は4																																																															
教育に係る社会的、制度的又は経営的な事項に関する科目	2	教育原論Ⅱ	2又は4																																																															
教育の方法及び技術(情報機器及び機材の活用を含む。)に関する科目	2	教育方法論 授業心理学	2 2																																																															
4科目とも必修	8単位																																																																	
教科教育法に関する科目	2	教科教育法	2又は4																																																															
道徳教育に関する科目	2	道徳教育論 教育課程Ⅰ	2 2																																																															
特別活動に関する科目	2	特別活動論 教育課程Ⅱ	2 2																																																															
3科目とも必修	6単位																																																																	
生徒指導、教育相談及び進路指導に関する科目	2	教育指導 生徒指導論	2又は4 2																																																															
必修	2単位																																																																	
教育実習	3	教育実習	3																																																															
必修	3単位																																																																	
最低必修単位	19単位																																																																	
<p>(備考)</p> <p>1 英語以外の外国语の教科に関する科目的修得方法は、それぞれ英語の場合に準ずる。</p> <p>2 「 」内に表示された科目は、その科目の一以上にわたって修得するものとする。</p> <p>3 (ア) (イ)内の科目を必ず含めて修得しなければならない。(イ)国語に関する科目的修得方法は、国語学6単位以上、国文学6単位以上、漢文学2単位以上及び書道を4単位修得するものとする。</p> <p>4 第二欄に掲げる教科に関する科目に対応する授業科目は所属学部教務掛で確認のこと。</p>																																																																		
<p>(備考)</p> <p>1 教科教育法に関する科目はそれぞれ受けようとする免許教科ごとに修得すること。</p> <p>2 教育実習の単位は、教育実習に係る事前及び事後の指導の1単位を含めて修得すること。</p> <p>3 このほかに教育学部で開講の「民族と教育」、「発達教育論Ⅰ・Ⅱ」、「同和・人権教育論」を履修することを推奨する。(選択科目とはならない。)</p> <p>4 授業時間割は4月上旬に教育学部に掲示する。(配当は2回生以上)</p> <p>なお、全ての教科について「教科に関する科目」、「教職に関する科目」のほかに、全学共通科目から「日本国憲法」2単位、「体育」3単位以上(理論と実技科目両方必要)を修得しなければなりません。</p> <p>※平成10年度以降の入学者は「介護等体験」が義務づけられています。(詳細は83頁参照)</p>																																																																		

◎ 上記以外の免許教科については、所属学部教務掛で確認してください。

◎ 中学校、高等学校の教諭の免許状を取得し、免許法に規定する特別支援教育に関する科目を26単位修得すれば、特別支援学校教諭(聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者に関する教育領域)の一種の免許状を取得することができます。この詳細は教育学部へ問い合わせてください。

◎ この表は平成2~11年度入学者に適用

所要資格 免許状 の種類	基礎資格	大学における最低修得単位数																																																																																														
専免 修状	修士の学位を有すること。	一種免許状に必要な単位を修得したうえ、修士課程において教科又は教職に関する科目を24単位修得する。																																																																																														
高 等 学 校 免 許 状 諭		<p>免許法第五条別表第一に規定する高等学校教諭普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する科目の単位の修得方法は、次の表の第一欄に掲げる免許教科の種類に応じ、第二欄に掲げる科目について、それぞれ第三欄に掲げる単位を修得するものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">第一欄</th> <th style="text-align: center;">第二欄</th> <th style="text-align: center;">第三欄</th> </tr> <tr> <th>免許教科</th> <th>教科に関する科目</th> <th>最低修得単位数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">国語</td> <td>国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。） 国文学（国文学史を含む。） 漢文学 選択科目</td> <td>8又は6 6 20 計 40</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">地理歴史</td> <td>日本史 外国史 人文地理学及び自然地理学 地誌 選択科目</td> <td>6又は4 6又は4 8又は6 4又は2 20 計 40</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">公民</td> <td>「法律学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」「社会学、経済学（国際経済を含む。）」「哲学、倫理学、宗教学、心理学」 選択科目</td> <td>6 6 8 20 計 40</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">数学</td> <td>代数学 幾何学 解析学 「確率論、統計学」 コンピュータ 選択科目</td> <td>6又は4 6又は4 6又は4 4又は2 20 計 40</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">理科</td> <td>物理学 化学生物学 地学 「物理学実験（コンピュータ活用を含む。）」 「化学実験（コンピュータ活用を含む。）」 「生物学実験（コンピュータ活用を含む。）」 「地学実験（コンピュータ活用を含む。）」 選択科目</td> <td>4 4 4 4 20 計 40</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">保健体育</td> <td>体育実技 「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学」及び運動学（運動方法学を含む。） 生理学（運動生理学を含む。） 衛生学及び公衆衛生学 学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。） 選択科目</td> <td>5 6 2 2 5 20 計 40</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">英語</td> <td>職業指導 職業指導の技術 職業指導の運営管理 選択科目</td> <td>4 10 6 20 計 40</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">農業・工業 商業・水産</td> <td>英語学 英米文学 英語コミュニケーション 比較文化（外国事情を含む。） 選択科目</td> <td>6 6 6 2 20 計 40</td> </tr> <tr> <td colspan="4"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>免許法に定められた教職に関する科目</th> <th>最低修得単位数</th> <th>左に対応する授業科目名</th> <th>単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育の本質及び目標に関する科目</td> <td>2</td> <td>教育原論Ⅰ</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>幼児、児童又は生徒の心身の発達及び学習の過程に関する科目</td> <td>2</td> <td>教育心理学</td> <td>2又は4</td> </tr> <tr> <td>教育に係る社会的、制度的又は経営的な事項に関する科目</td> <td>2</td> <td>教育原論Ⅱ</td> <td>2又は4</td> </tr> <tr> <td>教育の方法及び技術（情報機器及び機材の活用を含む。）に関する科目</td> <td>2</td> <td>教育方法論 授業心理学</td> <td>2 2</td> </tr> <tr> <td>4科目とも必修</td> <td>8単位</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>教科教育法に関する科目</td> <td>2</td> <td>教科教育法</td> <td>2又は4</td> </tr> <tr> <td>特別活動に関する科目</td> <td>2</td> <td>特別活動論 教育課程Ⅱ</td> <td>2 2</td> </tr> <tr> <td>2科目とも必修</td> <td>4単位</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>生徒指導、教育相談及び進路指導に関する科目</td> <td>2</td> <td>教育指導 生徒指導論</td> <td>2又は4 2</td> </tr> <tr> <td>必修</td> <td>2単位</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>教育実習</td> <td>3</td> <td>教育実習</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>必修</td> <td>3単位</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>選択科目</td> <td>2</td> <td>教育課程Ⅰ他</td> <td></td> </tr> <tr> <td>最低必修単位</td> <td>19単位</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> </td></tr> </tbody> </table> <p>(備考) 1教科教育法に関する科目はそれぞれ受けようとする免許教科ごとに修得すること。 2中学校の「道徳教育に関する科目（教育課程Ⅰ、道徳教育論）」は、この表中の選択科目として使用できる。 3教育実習の単位は、教育実習に係る事前及び事後の指導の1単位を含んで修得すること。 4このほかに教育学部で開講の「民族と教育」、「発達教育論Ⅰ・Ⅱ」、「同和・人権教育論」を履修することを推奨する。（選択科目とはならない。） 5授業時間割は4月上旬に教育学部に掲示する。（配当は2回生以上）</p> <p>なお、全ての教科について「教科に関する科目」、「教職に関する科目」のほかに、全学共通科目から「日本国憲法」2単位、「体育」3単位以上（理論と実技科目両方必要）を修得しなければなりません。</p>	第一欄	第二欄	第三欄	免許教科	教科に関する科目	最低修得単位数	国語	国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。） 国文学（国文学史を含む。） 漢文学 選択科目	8又は6 6 20 計 40	地理歴史	日本史 外国史 人文地理学及び自然地理学 地誌 選択科目	6又は4 6又は4 8又は6 4又は2 20 計 40	公民	「法律学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」「社会学、経済学（国際経済を含む。）」「哲学、倫理学、宗教学、心理学」 選択科目	6 6 8 20 計 40	数学	代数学 幾何学 解析学 「確率論、統計学」 コンピュータ 選択科目	6又は4 6又は4 6又は4 4又は2 20 計 40	理科	物理学 化学生物学 地学 「物理学実験（コンピュータ活用を含む。）」 「化学実験（コンピュータ活用を含む。）」 「生物学実験（コンピュータ活用を含む。）」 「地学実験（コンピュータ活用を含む。）」 選択科目	4 4 4 4 20 計 40	保健体育	体育実技 「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学」及び運動学（運動方法学を含む。） 生理学（運動生理学を含む。） 衛生学及び公衆衛生学 学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。） 選択科目	5 6 2 2 5 20 計 40	英語	職業指導 職業指導の技術 職業指導の運営管理 選択科目	4 10 6 20 計 40	農業・工業 商業・水産	英語学 英米文学 英語コミュニケーション 比較文化（外国事情を含む。） 選択科目	6 6 6 2 20 計 40	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>免許法に定められた教職に関する科目</th> <th>最低修得単位数</th> <th>左に対応する授業科目名</th> <th>単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育の本質及び目標に関する科目</td> <td>2</td> <td>教育原論Ⅰ</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>幼児、児童又は生徒の心身の発達及び学習の過程に関する科目</td> <td>2</td> <td>教育心理学</td> <td>2又は4</td> </tr> <tr> <td>教育に係る社会的、制度的又は経営的な事項に関する科目</td> <td>2</td> <td>教育原論Ⅱ</td> <td>2又は4</td> </tr> <tr> <td>教育の方法及び技術（情報機器及び機材の活用を含む。）に関する科目</td> <td>2</td> <td>教育方法論 授業心理学</td> <td>2 2</td> </tr> <tr> <td>4科目とも必修</td> <td>8単位</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>教科教育法に関する科目</td> <td>2</td> <td>教科教育法</td> <td>2又は4</td> </tr> <tr> <td>特別活動に関する科目</td> <td>2</td> <td>特別活動論 教育課程Ⅱ</td> <td>2 2</td> </tr> <tr> <td>2科目とも必修</td> <td>4単位</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>生徒指導、教育相談及び進路指導に関する科目</td> <td>2</td> <td>教育指導 生徒指導論</td> <td>2又は4 2</td> </tr> <tr> <td>必修</td> <td>2単位</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>教育実習</td> <td>3</td> <td>教育実習</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>必修</td> <td>3単位</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>選択科目</td> <td>2</td> <td>教育課程Ⅰ他</td> <td></td> </tr> <tr> <td>最低必修単位</td> <td>19単位</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				免許法に定められた教職に関する科目	最低修得単位数	左に対応する授業科目名	単位	教育の本質及び目標に関する科目	2	教育原論Ⅰ	2	幼児、児童又は生徒の心身の発達及び学習の過程に関する科目	2	教育心理学	2又は4	教育に係る社会的、制度的又は経営的な事項に関する科目	2	教育原論Ⅱ	2又は4	教育の方法及び技術（情報機器及び機材の活用を含む。）に関する科目	2	教育方法論 授業心理学	2 2	4科目とも必修	8単位			教科教育法に関する科目	2	教科教育法	2又は4	特別活動に関する科目	2	特別活動論 教育課程Ⅱ	2 2	2科目とも必修	4単位			生徒指導、教育相談及び進路指導に関する科目	2	教育指導 生徒指導論	2又は4 2	必修	2単位			教育実習	3	教育実習	3	必修	3単位			選択科目	2	教育課程Ⅰ他		最低必修単位	19単位		
第一欄	第二欄	第三欄																																																																																														
免許教科	教科に関する科目	最低修得単位数																																																																																														
国語	国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。） 国文学（国文学史を含む。） 漢文学 選択科目	8又は6 6 20 計 40																																																																																														
	地理歴史	日本史 外国史 人文地理学及び自然地理学 地誌 選択科目	6又は4 6又は4 8又は6 4又は2 20 計 40																																																																																													
		公民	「法律学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」「社会学、経済学（国際経済を含む。）」「哲学、倫理学、宗教学、心理学」 選択科目	6 6 8 20 計 40																																																																																												
数学			代数学 幾何学 解析学 「確率論、統計学」 コンピュータ 選択科目	6又は4 6又は4 6又は4 4又は2 20 計 40																																																																																												
	理科		物理学 化学生物学 地学 「物理学実験（コンピュータ活用を含む。）」 「化学実験（コンピュータ活用を含む。）」 「生物学実験（コンピュータ活用を含む。）」 「地学実験（コンピュータ活用を含む。）」 選択科目	4 4 4 4 20 計 40																																																																																												
		保健体育	体育実技 「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学」及び運動学（運動方法学を含む。） 生理学（運動生理学を含む。） 衛生学及び公衆衛生学 学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。） 選択科目	5 6 2 2 5 20 計 40																																																																																												
英語			職業指導 職業指導の技術 職業指導の運営管理 選択科目	4 10 6 20 計 40																																																																																												
	農業・工業 商業・水産		英語学 英米文学 英語コミュニケーション 比較文化（外国事情を含む。） 選択科目	6 6 6 2 20 計 40																																																																																												
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>免許法に定められた教職に関する科目</th> <th>最低修得単位数</th> <th>左に対応する授業科目名</th> <th>単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育の本質及び目標に関する科目</td> <td>2</td> <td>教育原論Ⅰ</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>幼児、児童又は生徒の心身の発達及び学習の過程に関する科目</td> <td>2</td> <td>教育心理学</td> <td>2又は4</td> </tr> <tr> <td>教育に係る社会的、制度的又は経営的な事項に関する科目</td> <td>2</td> <td>教育原論Ⅱ</td> <td>2又は4</td> </tr> <tr> <td>教育の方法及び技術（情報機器及び機材の活用を含む。）に関する科目</td> <td>2</td> <td>教育方法論 授業心理学</td> <td>2 2</td> </tr> <tr> <td>4科目とも必修</td> <td>8単位</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>教科教育法に関する科目</td> <td>2</td> <td>教科教育法</td> <td>2又は4</td> </tr> <tr> <td>特別活動に関する科目</td> <td>2</td> <td>特別活動論 教育課程Ⅱ</td> <td>2 2</td> </tr> <tr> <td>2科目とも必修</td> <td>4単位</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>生徒指導、教育相談及び進路指導に関する科目</td> <td>2</td> <td>教育指導 生徒指導論</td> <td>2又は4 2</td> </tr> <tr> <td>必修</td> <td>2単位</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>教育実習</td> <td>3</td> <td>教育実習</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>必修</td> <td>3単位</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>選択科目</td> <td>2</td> <td>教育課程Ⅰ他</td> <td></td> </tr> <tr> <td>最低必修単位</td> <td>19単位</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				免許法に定められた教職に関する科目	最低修得単位数	左に対応する授業科目名	単位	教育の本質及び目標に関する科目	2	教育原論Ⅰ	2	幼児、児童又は生徒の心身の発達及び学習の過程に関する科目	2	教育心理学	2又は4	教育に係る社会的、制度的又は経営的な事項に関する科目	2	教育原論Ⅱ	2又は4	教育の方法及び技術（情報機器及び機材の活用を含む。）に関する科目	2	教育方法論 授業心理学	2 2	4科目とも必修	8単位			教科教育法に関する科目	2	教科教育法	2又は4	特別活動に関する科目	2	特別活動論 教育課程Ⅱ	2 2	2科目とも必修	4単位			生徒指導、教育相談及び進路指導に関する科目	2	教育指導 生徒指導論	2又は4 2	必修	2単位			教育実習	3	教育実習	3	必修	3単位			選択科目	2	教育課程Ⅰ他		最低必修単位	19単位																																	
免許法に定められた教職に関する科目		最低修得単位数	左に対応する授業科目名	単位																																																																																												
教育の本質及び目標に関する科目	2	教育原論Ⅰ	2																																																																																													
幼児、児童又は生徒の心身の発達及び学習の過程に関する科目	2	教育心理学	2又は4																																																																																													
教育に係る社会的、制度的又は経営的な事項に関する科目	2	教育原論Ⅱ	2又は4																																																																																													
教育の方法及び技術（情報機器及び機材の活用を含む。）に関する科目	2	教育方法論 授業心理学	2 2																																																																																													
4科目とも必修	8単位																																																																																															
教科教育法に関する科目	2	教科教育法	2又は4																																																																																													
特別活動に関する科目	2	特別活動論 教育課程Ⅱ	2 2																																																																																													
2科目とも必修	4単位																																																																																															
生徒指導、教育相談及び進路指導に関する科目	2	教育指導 生徒指導論	2又は4 2																																																																																													
必修	2単位																																																																																															
教育実習	3	教育実習	3																																																																																													
必修	3単位																																																																																															
選択科目	2	教育課程Ⅰ他																																																																																														
最低必修単位	19単位																																																																																															

◎ 上記以外の免許教科については、所属学部教務掛で確認してください。

◎ 中学校、高等学校の教諭の免許状を取得し、免許法に規定する特別支援教育に関する科目を26単位修得すれば、特別支援学校教諭（聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者に関する教育領域）の一種の免許状を取得することができます。この詳細は教育学部へ問い合わせてください。

IX 学歌等

- 1 京都大学学歌
- 2 学生歌
- 3 応援歌
- 4 逍遙の歌

1 京都大学学歌（昭和15年1月18日制定）

(1) 九重に 花ぞ匂へる
千年の 京に在りて
その土を 朝踏みしめ
その空を 夕仰げば
青雲は 極みはるかに
われらの まなこをむかへ
照る日は ひかり直さし
われらの ことばにうつる

(2) 緑吹く 檜の葉風に
時の鐘 繼ぎて響けば
人の世に まこと立つべく
現身に まこと立つべく
たまきはる 命をこめて
いしづえ 堅く築かん
伸びゆく 強き力の
日出づる 国の子我等



初代総長 木下廣次先生の揮毫

水梨彌久 作詞
下総院一 作曲

♪ = 138位

軽快に

mf やや莊重に

(一)ココノエニハ
(二)みどりふく

f

mf

f

mp 快活に

mf

ff

ナズニホヘルセンネンカノミツヤギコニアブリケ
テソノツチヲアシタフミシメソノソラヲユ
ウコトタツベバアオグモハキワーミハ
ルカニワレラノマナコラムカヘテールヒハヒカラリタダサ
シのワレラノコトバニウツレルラ

学歌は、昭和15年（1940年）1月18日、告示第1号によって制定されたものである。

その歌詞は、前年の5月から11月にかけて学内で公募されたもので、その応募作品から1等に選ばれた昭和13年本学文学部国語国文専攻卒業生の水梨彌久の作品である。

また、作曲は、当時、東京音楽学校の助教授であった下総院一に依頼したものである。

—「京都大学70年史」による—

2 学生歌

長崎 太郎 作詞

芥川 徹 作曲

Tempo di Marcia

(♩ = 114)

The musical score consists of two staves of music in common time, treble clef, and a key signature of one sharp. The lyrics are written below each note. The first staff starts with 'ヒカリリアフルル ア オーゾラニムグ' and continues with 'ンノトキヲ キザミツツユ'. The second staff continues with 'キーテカエラースセイ シュンノート' and ends with 'オトキイノーチハグークミテマコ'. The third staff begins with 'トノミチニハゲーマシムワレ' and ends with 'ラノホコーリガクーノトオ'.

- | | | |
|-----------------------------|-------------------------|--------------------------|
| (1) 光溢るる蒼空に
尊き命育みて | 無限の時を刻みつつ
真理の途に励ましむ | 逝きて帰らぬ青春の
吾等の誇学の塔 |
| (2) 嘴呼ここにしも東西の
八つの灯火掲げつつ | 思想の潮渦巻きて
学徒吾等の抛りて立つ | 荒るる怒涛の地を打てど
岩根は固し学の塔 |
| (3) 楠の大木に風薰り
自由独立自治を求め | 萌ゆる若葉に陽は映えて
吉田山辺に学舎を | 今日廻り来ぬ記念の日
創めし大人を偲ぶかな |
| (4) 嵐雄叫ぶ唯中に
国敗るとも外国に | 学の自由を譲りてし
学の誉を弥高く | 不抜の信念君知るや
挙げし功を思わずや |
| (5) 朝靄曳きて黙深き
比叡の大嶺を背にし | 巷を覚ます時の声
光を高く掲ぐなる | 闇に暮れゆく都路に
吾が学塔に榮あれ |

(昭和28年 6月18日学生歌公募入選作)

3 応 援 歌

中川 裕朗 作詞
多田 武彦 作曲

しんせい の いぶきにみちていぶきにみちて
やくどう の わかきかいなにしようりわかたん
まもれ まもれ まもれ ぼこうの
えーいーよ 一 きょう ーーと だいが
く きょう と だいが く

(1) 新生の 息吹きに充ちて 息吹きに充ちて

躍動の 若き腕に 勝利分たん

守れ 守れ 守れ 母校の栄誉

京都大学 京都大学

(2) 麗しき 吉田の里に 吉田の里に

幾星霜 鍛えし力 ここに尽さん

示せ 示せ 示せ 母校の伝統

京都大学 京都大学

(3) 公明の 日輪のもと 日輪のもと

高鳴るは 希望の凱歌 自由の潮

たたえよ たたえよ たたえよ 不滅の光

京都大学 京都大学

(昭和33年制定)

4 逍遙の歌

沢村胡夷 作詞作曲

- | | | |
|--|--|---|
| (1) 紅萌ゆる岡の花
さみどり
阜縁匂う岸の色
うそぶ
都の花に嘯けば
うそぶ
月こそかかれ吉田山 | (2) 緑の夏の芝露に
残れる星を仰ぐ時
希望は高く溢れつつ
我等が胸に湧きかえる | (3) 千載秋の水清く
銀漢空にさゆる時
通へる夢は昆崙の
高嶺の比方ゴビの原 |
| (4) ラインの城やアルペンの
谷間の氷雨なだれ雪
ゆうべ
夕はたどる北渕の
日の影暗き冬の波 | (5) 鳴呼故里よ野よ花よ
ここにも萌ゆる六百の
光も胸に春の戸に
嘯き見ずや古都の月 | (6) それ京洛の岸に散る
三年の秋の初紅葉
それ京洛の山に咲く
三年の春の花嵐 |
| (7) 左手の文にうなづきつ
ゆうべ
夕の風に吟すれば
碎けて飛べる白雲の
空には高し如意ヶ嶽 | (8) 神樂ヶ岡の初時雨
老樹の梢伝う時
檠灯かかげ口桶む
先哲至理の教にも | (9) 鳴呼又遠き二千年
血潮の史や西の子の
榮枯の跡を思うにも
胸こそ躍れ若き身に |
| (10) 希望は照れり東海の
み富士の裾の山桜
歴史を誇る二千載
神武の児等が立てる今 | (11) 見よ洛陽の花霞
桜の下の男の子等が
今逍遙に月白く
静かに照れり吉田山 | |



紅もゆる歌碑

X 関係諸規程

- 1 京都大学通則
- 2 京都大学学位規程
- 3 学位規則
- 4 京都大学における学生納付金に関する規程
- 5 京都大学授業料、入學料免除等規程
- 6 京都大学学生健康診断規程
- 7 京都大学学内掲示等規程
- 8 京都大学学内団体規程
- 9 京都大学学内集会規程
- 10 京都大学学生表彰規程
- 11 京都大学学生寄宿舎規程
- 12 京都大学総合体育館規程
- 13 京都大学総合体育館使用規則
- 14 京都大学北白川スポーツ会館規則
- 15 京都大学西部課外活動棟規則
- 16 京都大学白浜海の家使用規程
- 17 京都大学白浜海の家管理要項
- 18 京都大学笛ヶ峰ヒュッテ規則
- 19 京都大学志賀高原ヒュッテ規則

1 京都大学通則

(昭和28年4月7日)
(達示第3号制定)

第1章 学 年

第1条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第2条 学期は、次の2期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

第3条 学年中の定期休業日は、次のとおりとする。

日曜日

土曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

創立記念日 6月18日

夏季休業 8月6日から9月30日まで

冬季休業 12月29日から翌年1月3日まで

2 前項の規定にかかわらず、教育上の必要があると認めるときは、夏季休業及び冬季休業の期間を変更し、又は臨時の休業日を定めることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、教育上の必要があると認めるときは、定期休業日に授業を行うことができる。

4 前2項の規定の実施に関し必要な事項については、総長が別に定める。

第2章 学 部

第3条の2 本学の学部及び学科並びにその学生定員は、別表第1に掲げるとおりとする。

第3条の3 前条の学部においては、当該学部の定めるところにより、学部又は学科ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を定め、公表するものとする。

第4条 入学は、学年の初め1回とする。ただし、特別の必要があると認めるときは、当該学部の定めるところにより、学期の初めにも入学させることができる。

2 入学の手続は、当該学部の定めるところによる。

第5条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する資格を有する者とする。

(1) 高等学校を卒業した者

- (2) 中等教育学校を卒業した者
- (3) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (4) 通常の課程以外の課程により前号に相当する学校教育を修了した者
- (5) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (6) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (7) 文部科学大臣が指定する専修学校の高等課程を文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) 文部科学大臣の指定した者
- (9) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

(10) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

第6条 入学志望者に対しては、試験を行う。

2 試験は、当該学部の定めるところによる。

第7条 次の各号の一に該当する者は、前条の規定にかかわらず選考のうえ、入学を許可することがある。

(1) 一の学部を卒業した者が、他の学部又は同一学部の他の学科に入学を志望するとき。

(2) 中途退学をした者が同一学部に入学を志望するとき。

(3) 他の大学の学部を卒業した者

2 前項に規定するもののほか、編入学については、当該学部の定めるところによる。

第8条 本学の他学部に転学を志望し、又は他大学から本学に転学を志望する者は、欠員のある場合に限り、当該学部の定めるところにより許可することがある。

第9条 入学志望者は、所定の期日までに、願書を学部長あてに提出しなければならない。

第10条 入学志望者は、願書に添えて検定料を納めなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、国費外国人留学生（国

費外国人留学生制度実施要項（昭和29年3月31日文部大臣裁定。以下「実施要項」という。）第2条に定めるものをいう。以下同じ。）は、検定料の納付を要しない。

3 受理した検定料は、返還しない。ただし、京都大学における学生納付金に関する規程（平成16年達示第63号。第67条において「学納金規程」という。）に定めるものについては、この限りではない。

第11条 入学志望者には、健康診断を行う。

第12条 入学に際しては、所定の入学手続期間内に入学料を納めなければならない。

2 入学料を納めない者には、入学を許可しない。ただし、次項の規定による手続をとった者については、この限りでない。

3 第1項の規定にかかわらず、特別の事由のある者については、別に定める京都大学授業料、入学料免除等規程（昭和53年達示第5号。以下「免除等規程」という。）による。

4 前項の規定による手続をとった者が入学料全額の免除若しくは入学料の徴収猶予をされなかった場合又は入学料の徴収猶予をされた場合において、免除等規程の定めるところにより所定の期日までに納めるべき入学料を納めないとときは、学生の身分を失う。

5 第1項の規定にかかわらず、第37条第1項第8号、第3項第7号又は第53条の3第8号の規定により本学大学院に入学し、課程を修了した者が、当該入学前に在学した学部に再入学するときは、入学料の納付を要しない。

6 第1項の規定にかかわらず、国費外国人留学生は、入学料の納付を要しない。

7 受理した入学料は、返還しない。ただし、所定の入学手続期間内に入学を辞退し、かつ、申し出た者については、この限りでない。

第13条 入学を許可された者は、本学の定めた方式によって宣誓を行うものとする。

第14条 除籍された者が、再入学を願い出たときは、除籍された日から3年以内に限り、学部長の申請により教育研究評議会の議を経て、総長が許可することがある。

第15条 教育課程は、教育上の目的を達成するために必要な科目を開設して、体系的に編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、学部及び学科の専攻に係る専門の学芸を教授とともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮するものとする。

第16条 科目の区分は、開講対象による区分として全学共通科目及び学部科目とし、教育目的・内容による区分として教養科目及び専門科目とする。

第17条 科目の単位数の計算の基準については、別に定める。

第18条 科目、授業、修業年限及び在学年限は、当該学部の定めるところによる。

2 前項の場合において、学部は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

第18条の2 授業の内容及び方法の改善を図るため、組織的な研修及び研究を行うものとする。

第19条 学生は、他学部の科目を履修することができる。ただし、この場合は、所属学部長を経て、当該学部長の許可を受けなければならない。

第20条 教育上有益と認めるときは、当該学部の定めるところにより、他の大学又は短期大学と協議のうえ、学生に、その科目を履修することを許可することがある。

2 教育上有益と認めるときは、当該学部の定めるところにより、外国の大学又は短期大学と協議のうえ、学生に、休学することなく当該外国の大学又は短期大学に留学し、その科目を履修することを許可することがある。

3 教育上有益と認めるときは、当該学部の定めるところにより、学生に、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することを許可することがある。

4 前3項の規定により履修した科目について修得した単位は、当該学部の定めるところにより、60単位を超えない範囲で、本学における科目的履修により修得したものとみなすことができる。

第21条 教育上有益と認めるときは、当該学部の定めるところにより、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本学における科目的履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項の規定により与えることができる単位数は、

前条第4項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

第22条 教育上有益と認めるときは、当該学部の定めるところにより、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した科目について修得した単位（大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第31条に定める科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学に入学した後の本学における科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認めるときは、当該学部の定めるところにより、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における科目の学修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第20条第4項の規定により修得したものとみなす単位数及び前条第1項の規定により与えることができる単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

4 第1項に定めるもののうち、学生が本学の科目等履修生として修得した単位（大学の学生として修得した単位及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第56条の規定による入学資格を有する前に修得した単位を除く。）を本学に入学した後に修得したものとみなすときは、その単位数、修得に要した期間その他当該学部が必要と認める事項を勘案して当該学部が認める期間は、第18条の修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、当該修業年限の2分の1を超えることができない。

第23条 疾病その他の事故により、3月以上修学を中止しようとするときは、所属学部長の許可を得て、休学することができる。

2 疾病のため、修学が不適当と認められる者に対しては、学部長は、総長の許可を得て、休学を命ずることができる。

3 休学は、通算4年を超えることができない。

4 休学期間に復学しようとするときは、その旨届け出なければならない。

5 休学期間は、在学年に算入しない。

第24条 学生が退学しようとするときは、その事由を申し出て、総長の許可を受けなければならない。

第25条 次の場合には、学部長の申請により教育研究評議会の議を経て、総長が除籍する。

- (1) 疾病その他事故により成業の見込みがない者
- (2) 授業料納付の義務を怠る者

第26条 試験は、当該学部の定めるところにより行う。

第27条 卒業の要件は、学部所定の期間在学し、学士試験に合格することとする。

第27条の2 学部においては、学生に対して、前条の学士試験及び学修の成果に係る評価の基準をあらかじめ明示するものとする。

第28条 授業料は、年額を次の2期に分けて、所定の期日までに納めなければならない。ただし、第2期に係る授業料については、学生が申し出た場合、当該年度の第1期に係る授業料を納めるときに納めるものとする。

第1期 4月から9月まで 年額の2分の1に相当する額

第2期 10月から3月まで 年額の2分の1に相当する額

2 前項の規定にかかわらず、特別の事由がある者については、別に定める免除等規程による。

3 第1項本文の規定にかかわらず、国費外国人留学生は、授業料の納付を要しない。

4 受理した授業料は、返還しない。

5 第1項ただし書の規定により、第2期に係る授業料を当該年度の第1期に係る授業料を納めるときに併せて納めた者が第2期に係る授業料の徴収時期前に休学又は退学し、かつ、申し出た場合にあっては、既に納めた第2期に係る授業料に相当する額を返還するものとする。

第29条 休学中は、別に定める免除等規程により授業料を免除する。

第30条 停学を命ぜられた者は、その期間中であっても授業料を納付しなければならない。

第31条 学生は、別に定める学生票の交付を受け、常に携帯しなければならない。

第32条 本学学規に違背し、学生の本分を守らない者があるときは、総長は懲戒する。

2 懲戒に関する手続は、別に定める。

第33条 懲戒の種類は、次のとおりとする。

- (1) 講責

(2) 停学

(3) 放学

第34条 停学 3月以上にわたるときは、その期間は、在学年に算入しない。

第3章 大 学 院

第35条 本学大学院の研究科等及び専攻並びにその学生定員は、別表第2に掲げるとおりとする。

第35条の2 前条の研究科等においては、当該研究科等の定めるところにより、研究科等又は専攻ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を定め、公表するものとする。

第36条 研究科（地球環境学舎を含む。以下同じ。）に博士課程を置く。

2 博士課程の標準修業年限は、5年とする。ただし、医学研究科医学専攻の博士課程の標準修業年限は、4年とする。

3 博士課程（前項ただし書の博士課程を除く。）は、前期2年の課程及び後期3年の課程に区分し、前期2年の課程は、これを修士課程として取り扱う。

4 薬学研究科薬科学専攻の博士課程は、前期2年の課程とし、医学研究科社会健康医学系専攻及び地球環境学舎地球環境学専攻の博士課程は、後期3年の課程とする。

5 第3項の規定にかかわらず、アジア・アフリカ地域研究研究科の博士課程は、課程の区分を設けない。

6 第3項の前期2年及び後期3年の課程並びに前項の課程は、それぞれ「修士課程」及び「博士後期課程」並びに「一貫制博士課程」という。

第36条の2 入学は、学年の初め1回とする。ただし、特別の必要があると認めるときは、当該研究科の定めるところにより、学期の初めにも入学させることができる。

2 入学の手続は、当該研究科の定めるところによる。

第37条 修士課程及び一貫制博士課程に入学するとのできる者は、次の各号の一に該当する資格を有する者とする。

(1) 大学を卒業した者

(2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者

(3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者

(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

(5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(6) 文部科学大臣が指定する専修学校の専門課程を文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(7) 文部科学大臣の指定した者

(8) 大学に3年以上在学した者（学校教育法第102条第2項の規定により、これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であって、本学において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者

(9) 本学において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

2 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する資格を有する者とする。

(1) 修士の学位又は修士（専門職）若しくは法務博士（専門職）の学位を有する者

(2) 外国において、本学大学院の修士課程又は専門職学位課程に相当する課程を修了した者

(3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、本学大学院の修士課程又は専門職学位課程に相当する課程を修了した者

(4) 我が国において、外国の大学の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程（本学大学院の修士課程又は専門職学位課程に相当する課程に限る。）を修了した者

(5) 国際連合大学（国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項の規定によるものをいう。）の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 本学において、個別の入学資格審査により、第

1号に掲げる者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

3 医学研究科の博士課程（第36条第2項ただし書の博士課程に限る。以下同じ。）に入学することができる者は、次の各号の一に該当する資格を有する者とする。

- (1) 医学部医学科又は歯学部を卒業した者
- (2) 大学における修業年限6年の獣医学を履修する課程を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における18年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 大学（医学、歯学又は獣医学を履修する課程に限る。）に4年以上在学した者（学校教育法第102条第2項の規定により、これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であって、本学において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、第1号に掲げる者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

第38条 入学志望者に対しては、試験を行う。

2 試験は、当該研究科の定めるところによる。

第39条 次の各号の一に該当する者は、前条の規定にかかわらず、選考のうえ、入学を許可することがある。

- (1) 第37条第2項各号の一に該当する資格を有する者が、一貫制博士課程における博士後期課程の第1年次に相当する年次に入学を志望するとき。
- (2) 中途退学した者が、同一研究科に入学を志望するとき。

第40条 本学大学院の他研究科に転科（地球環境学舎にあつては転部）を志望し、又は他大学大学院か

ら本学大学院に転学を志望する者は、欠員のある場合に限り、当該研究科の定めるところにより、許可することがある。

2 同一研究科内における転専攻については、当該研究科の定めるところによる。

第41条 除籍された者が再入学を願い出たときは、除籍された日から3年以内に限り、研究科長（地球環境学舎長を含む。以下同じ。）の申請により教育研究評議会の議を経て、総長が許可することがある。

第42条 入学志望者は、所定の期日までに、願書を研究科長あてに提出しなければならない。

第42条の2 入学志望者は、願書に添えて検定料を納めなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、国費外国人留学生及び実施要項第4条第2号の推薦による入学志望者は、検定料の納付を要しない。

第42条の3 入学に際しては、所定の入学手続期間内に入学料を納めなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、国費外国人留学生及び実施要項第4条第2号又は第4号の推薦により、前項の期間までにその採用が決定している者は、入学料の納付を要しない。

第42条の4 教育課程は、教育上の目的を達成するために必要な科目を開設するとともに研究指導の計画を策定して、体系的に編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専門分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮するものとする。

第43条 科目、その授業及び研究指導は、当該研究科の定めるところによる。

2 前項の場合において、研究科は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

3 当該研究科において必要と認めたときは、学部若しくは他の研究科等（研究科、公共政策教育部又は経営管理教育部をいう。以下同じ。）の科目を履修させ、修士課程、博士後期課程、一貫制博士課程若しくは医学研究科の博士課程の単位とし、又は他の研究科において研究指導を受けさせ、修士課程、博士後期課程、一貫制博士課程若しくは医学研究科の

博士課程の修了に必要な研究指導の一部とすることができる。

第43条の2 授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るため、組織的な研修及び研究を行うものとする。

第44条 学生は、他の研究科等の科目を履修し、又は他の研究科において研究指導を受けることができる。ただし、この場合所属の研究科及び当該他の研究科等の長の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により履修した科目及びこれについて修得した単位並びに前項の規定により受けた研究指導の取扱いについては、当該研究科の定めるところによる。

第45条 教育上有益と認めるときは、当該研究科の定めるところにより、他の大学と協議のうえ、学生に、当該他の大学の大学院の科目を履修することを許可することができる。

2 教育上有益と認めるときは、当該研究科の定めるところにより、外国の大学と協議のうえ、学生に、休学することなく当該外国の大学の大学院に留学し、その科目を履修することを許可することができる。

3 教育上有益と認めるときは、当該研究科の定めるところにより、学生に、外国の大学の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することを許可することができる。

4 前3項の規定により履修した科目について修得した単位は、当該研究科の定めるところにより、10単位を超えない範囲で、本学大学院における科目的履修により修得したものとみなすことができる。

第46条 学生で、他の大学の大学院若しくは研究所等において研究指導を受け、又は休学することなく外国の大学の大学院若しくは研究所等に留学し、研究指導を受けることを志望するものには、それぞれ前条第1項又は第2項に定めるものと同様の要件及び手続により、これを許可することができる。ただし、修士課程及び一貫制博士課程の修士課程に相当する年次の学生について許可する場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

2 前項の規定により受けた研究指導は、当該研究科の定めるところにより、修士課程、博士後期課程、一貫制博士課程又は医学研究科の博士課程の修了に必要な研究指導の一部とすることができます。

第46条の2 教育上有益と認めるときは、当該研究科の定めるところにより、学生が本学大学院に入学する前に大学院において履修した科目について修得した単位（大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第15条において準用する大学設置基準第31条に定める科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学大学院に入学した後の本学大学院における科目的履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、転学等の場合を除き、本学大学院において修得した単位以外のものについては、10単位を超えないものとする。

第47条 疾病その他の事故により、3月以上修学を中止しようとするときは、研究科長の許可を得て、休学することができる。

2 疾病のため、修学が不適当と認められる者に対しては、研究科長は、総長の許可を得て、休学を命ずることができる。

3 休学は、修士、博士後期の各課程、一貫制博士課程及び医学研究科の博士課程において、それぞれ通算3年を超えることができない。ただし、特別の事情がある者に対し、一貫制博士課程においては、なお、2年以内の、医学研究科の博士課程においては、なお、1年以内の休学を許可することができる。

第48条 試験及び研究指導の認定方法は、当該研究科の定めるところによる。

第49条 修士課程の修了の要件は、同課程に2年以上在学して、研究指導を受け、専攻科目につき30単位以上を修得し、かつ、当該研究科の行う修士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間については、当該研究科の定めるところにより、優れた研究業績を挙げた者について、同課程に1年以上の在学をもって足りるものとすることができる。

2 在学年限は、4年を超えることができない。

第50条 博士後期課程の修了の要件は、同課程に3年（専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）第18条第1項の法科大学院の過程を修了した者にあっては、2年）以上在学して、研究指導を受け、かつ、当該研究科の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。

- 2 一貫制博士課程の修了の要件は、同課程に5年以上在学して専攻科目につき30単位以上修得し、研究指導を受け、かつ、当該研究科の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。
- 3 前2項に規定するもののほか、当該研究科において必要と認めたときは、専攻科目につき当該研究科の定める単位の修得を博士後期課程又は一貫制博士課程の修了の要件に加えることができる。
- 4 医学研究科の博士課程の修了の要件は、同課程に4年以上在学して専攻科目につき30単位以上修得し、研究指導を受け、かつ、医学研究科の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。
- 5 第1項、第2項及び前項の在学期間については、当該研究科の定めるところにより、優れた研究業績を挙げた者について、それぞれ博士後期課程にあっては1年（修士課程又は専門職学位課程の修了の要件を満たした者で、大学院における在学期間が2年未満のものにあっては、その在学期間を含めて3年）以上の、一貫制博士課程にあっては3年（第39条第1号に該当して入学した者で、修士課程又は専門職学位課程の修了の要件を満たした者にあっては、大学院における2年以内の在学期間を含めて3年）以上の、医学研究科の博士課程にあっては3年以上の在学をもって足りるものとすることができる。
- 6 在学年限は、博士後期課程においては6年を、一貫制博士課程においては10年を、医学研究科の博士課程においては8年を超えることができない。

第50条の2 研究科においては、学生に対して、第49条第1項並びに前条第1項、第2項及び第4項の論文の審査及び試験に係る評価の基準をあらかじめ明示するものとする。

第51条 授業料は、年額を次の2期に分けて、所定の期日に納めなければならない。

第1期 4月から9月まで 年額の2分の1に相当する額

第2期 10月から3月まで 年額の2分の1に相当する額

第52条 休学中は、別に定める免除等規程により授業料を免除する。

第53条 第10条第3項、第11条、第12条第2項ないし第4項及び第7項本文、第13条、第17条、第23条第4項及び第5項ないし第25条、第28条第1項ただ

し書及び第2項ないし第5項、第30条ないし第34条の規定は、大学院学生の場合に準用する。この場合において、第25条中「学部長」とあるのは「研究科長」と読み替えるものとする。

第3章の2 専門職大学院

第53条の2 第36条に定めるもののほか、法学研究科、医学研究科、公共政策教育部及び経営管理教育部に専門職学位課程を置き、これを専門職大学院とする。

- 2 前項の専門職大学院は、法学研究科の専門職学位課程に関し、これを法科大学院とする。
- 3 専門職学位課程（法科大学院の課程を除く。）の標準修業年限は、2年とする。ただし、教育上の必要があると認めるときは、医学研究科又は経営管理教育部の定めるところにより、1年以上2年未満の期間とすることができる。
- 4 法科大学院の課程の標準修業年限は、3年とする。
- 5 専門職大学院である法学研究科、医学研究科、公共政策教育部及び経営管理教育部の専攻及びその学生定員は、別表第2に掲げるとおりとする。
- 6 前項の研究科及び教育部においては、当該研究科又は教育部の定めるところにより、研究科若しくは教育部又は専攻ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を定め、公表するものとする。

第53条の3 専門職学位課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する資格を有する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

- (6) 文部科学大臣が指定する専修学校の専門課程を文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 大学に3年以上在学した者（学校教育法第67条第2項の規定により、これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であって、本学において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
- (9) 本学において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

第53条の4 教育課程は、教育上の目的を達成するために専攻分野に応じ必要な科目を開設して、体系的に編成するものとする。

第53条の5 科目及び授業は、当該法学研究科、医学研究科、公共政策教育部又は経営管理教育部（以下第53条の15までにおいて「研究科又は教育部」という。）の定めるところによる。

2 前項の場合において、研究科又は教育部は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

3 当該研究科又は教育部において必要と認めたときは、学部又は他の研究科等の科目を履修させ、専門職学位課程の単位とすることができます。

第53条の6 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、当該研究科又は教育部の定めるところにより、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるものとする。

2 当該研究科又は教育部において必要と認めるときは、学生が各年次において履修し、修得すべき授業科目、単位数その他上位の年次に進級させる基準並びに同一年次において在学することができる年限を定めることができる。

第53条の7 学生は、他の研究科等の科目を履修することができる。ただし、この場合所属の研究科又は教育部及び当該他の研究科等の長の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により履修した科目及びこれについて修得した単位の取扱いについては、当該研究科又は教育部の定めるところによる。

第53条の8 教育上有益と認めるときは、当該研究

科又は教育部の定めるところにより、他の大学と協議のうえ、学生に、当該他の大学の大学院の科目を履修することを許可することができる。

2 教育上有益と認めるときは、当該研究科又は教育部の定めるところにより、外国の大学と協議のうえ、学生に、休学することなく当該外国の大学の大学院に留学し、その科目を履修することを許可することができる。

3 前2項の規定により履修した科目について修得した単位は、当該研究科又は教育部の定めるところにより、医学研究科、公共政策教育部又は経営管理教育部にあってはその修了要件として定める単位数の2分の1を超えない範囲で、法学研究科にあっては30単位を超えない範囲で、当該専門職大学院又は法科大学院（以下「専門職大学院等」という。）における科目の履修により修得したものとみなすことができる。ただし、法学研究科において、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする場合は、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

第53条の9 教育上有益と認めるときは、当該研究科又は教育部の定めるところにより、学生が当該専門職大学院等に入学する前に大学院において履修した科目について修得した単位（大学院設置基準第15条において準用する大学設置基準第31条に定める科目等履修生として修得した単位を含む。）を、当該専門職大学院等に入学した後の当該専門職大学院等における科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、転学等の場合を除き、当該専門職大学院等において修得した単位以外のものについては、前条第3項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて、医学研究科、公共政策教育部又は経営管理教育部にあってはその修了要件として定める単位数の2分の1を超えないものとし、法学研究科にあっては30単位（前条第3項ただし書の規定により30単位を超えてみなす単位を除く。）を超えないものとする。

第53条の10 休学は、通算3年を超えることができない。

第53条の11 試験は、当該研究科又は教育部の定め

るところによる。

第53条の12 専門職学位課程（法科大学院の課程を除く。）の修了の要件は、同課程に2年（第53条の2第3項ただし書の規定により標準修業年限を1年以上2年未満の期間とする場合にあっては、当該期間）以上在学し、専攻科目につき医学研究科、公共政策教育部又は経営管理教育部が定める30単位以上の修得その他の教育課程の履修により課程を修了することとする。この場合において、単位の修得以外の教育課程の履修を課すときは、当該履修の方法及びその学修の成果に係る評価の基準をあらかじめ学生に対し明示するものとする。

2 法科大学院の課程の修了の要件は、同課程に3年以上在学し、法学研究科が定める93単位以上を修得することとする。

3 在学期限は、4年（法科大学院にあっては6年）を超えることができない。ただし、第53条の6第2項の規定により当該研究科又は教育部において同一年次に在学する年限を定めるときは、当該年限を超えることができない。

第53条の13 第53条の9第1項の規定により当該専門職大学院等に入学する前に修得した単位（学校教育法第67条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を当該専門職大学院等において修得したものとみなす場合であつて当該単位の修得により当該専門職大学院等の教育課程の一部を履修したと認めるとときは、その単位数、修得に要した期間その他当該研究科又は教育部が必要と認める事項を勘案して当該研究科又は教育部が認める期間は、1年を超えない範囲で、当該専門職大学院等の課程に在学したものとみなすことができる。ただし、第53条の2第3項ただし書の規定により1年以上2年未満の期間を標準修業年限とする場合において、当該専門職大学院の課程に在学したものとみなすことができる期間は、当該1年以上2年未満の期間から1年を減じた期間を超えることができない。

第53条の14 第53条の12第2項に定めるもののうち、法学研究科の定めるところにより、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（以下本条において「法学既修者」という。）に関しては、在学期間については1年を超

ない範囲で当該法科大学院の課程に在学し、単位について30単位を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により法学既修者について在学したものとみなすことのできる期間は、前条の規定により在学したものとみなす期間と合わせて1年を超えないものとする。

3 第1項の規定により法学既修者について修得したものとみなすことのできる単位数は第53条の8第3項及び第53条の9第1項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて30単位（第53条の8第3項ただし書の規定により30単位を超えてみなす単位を除く。）を超えないものとする。

第53条の15 第10条第3項、第11条、第12条第2項ないし第4項及び第7項本文、第13条、第17条、第18条の2、第23条第4項及び第5項ないし第25条、第28条第1項ただし書及び第2項ないし第5項、第30条ないし第34条、第36条の2、第38条、第39条（第2号の場合に限る。）、第40条ないし第42条の3、第47条第1項及び第2項、第51条及び第52条の規定は、専門職大学院等学生の場合に準用する。この場合において、第25条中「学部長」とあるのは「法学研究科長、医学研究科長、公共政策教育部長又は経営管理教育部長」と、第36条の2、第38条第2項及び第39条（第2号の場合に限る。）中「研究科」とあるのは「研究科又は教育部」と、第40条第1項中「研究科に転科（地球環境学舎にあつては転部）」とあるのは「研究科又は教育部に、それぞれ、転科若しくは転部」と、「当該研究科」とあるのは「当該研究科又は教育部」と、同条第2項中「研究科」とあるのは「研究科又は教育部」と、第41条中「研究科長（地球環境学舎長を含む。以下同じ。）」とあるのは「法学研究科長、医学研究科長、公共政策教育部長又は経営管理教育部長」と、第42条並びに第47条第1項及び第2項中「研究科長」とあるのは「法学研究科長、医学研究科長、公共政策教育部長又は経営管理教育部長」と読み替えるものとする。

第4章 学位

第54条 学士試験に合格した者には、学士の学位を授与する。

第55条 修士課程を修了した者には、修士の学位を

授与する。

- 2 前項に規定するもののほか、一貫制博士課程において、第49条第1項に規定する修士課程の修了に相当する要件を満たした者にも、修士の学位を授与することができる。

第55条の2 専門職学位課程（法科大学院の課程を除く。）を修了した者には、修士（専門職）の学位を授与する。

- 2 法科大学院の課程を修了した者には、法務博士（専門職）の学位を授与する。

第56条 博士後期課程を修了した者、一貫制博士課程を修了した者及び医学研究科の博士課程を修了した者には、博士の学位を授与する。

第57条 前条に規定するもののほか、別に定めるところにより博士の学位の授与を申請して、博士論文の審査及び試験に合格し、かつ、学識の確認を経た者にも、前条と同様の学位を授与する。

第58条 この章に定めるもののほか、学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

第5章 外国学生、委託生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、特別研究学生、特別交流学生等

第59条 外国人で第5条及び第37条によらないで学部又は大学院に入学しようとする者には、当該学部又は研究科等の定めるところにより、外国学生として入学を許可することがある。

- 2 外国学生で学部又は大学院の課程を修了した者は、当該学部又は研究科等の定めるところにより学位を授与する。

第60条 公の機関又は団体等から、その所属の職員につき、学修科目を定め、学部又は大学院に入学を願い出たときは、当該学部又は研究科等の定めるところにより、委託生として入学を許可することがある。

- 2 委託生で所定の科目につき試験に合格した者は、当該学部又は研究科等の定めるところにより、修了証書を授与する。

第61条 本学の学生以外の者で学部又は大学院において、1又は複数の科目の履修を志望する者には、当該学部又は研究科等の定めるところにより科目等履修生として入学を許可することがある。

- 2 科目等履修生で履修した科目につき、当該学部又は研究科等の定めるところにより試験のうえ、単位を与えることができる。

第62条 特定の科目を定め、学部又は大学院において、聴講を志望する者には、当該学部又は研究科等の定めるところにより聴講生として入学を許可することができる。

- 2 聽講生で聴講した科目につき、本人の希望があるときは、証明書を交付する。

第63条 他の大学若しくは外国の大学の学生又は他の大学若しくは外国の大学の大学院の学生で、大学間の協議に基づき、特定の科目を定め、それぞれ、学部又は大学院において聴講を志望する者には、当該学部又は研究科等の定めるところにより、特別聴講学生として入学を許可することができる。

- 2 他の大学又は外国の大学の大学院の学生で、大学間の協議に基づき、大学院において研究指導を受けることを志望する者には、当該研究科の定めるところにより、特別研究学生として入学を許可することができる。

3 「大学院教育における大学間学生交流に関する協定書」（平成19年12月25日発効）に基づき、大学院において研究指導を受け、又は聴講を志望する者には、当該研究科の定めるところにより、特別交流学生として入学を許可することができる。

- 4 特別聴講学生又は特別交流学生として聴講した科目については、試験のうえ、単位を与える。

第64条 委託生、科目等履修生又は聴講生として入学を志望する者は、願書に添えて検定料を納めなければならない。

- 2 委託生、科目等履修生又は聴講生として入学する者は、入学に際して、所定の期日までに入学料を納めなければならない。特別聴講学生、特別研究学生又は特別交流学生として入学する者は、入学料の納付を要しない。

3 委託生、科目等履修生、聴講生及び特別聴講学生的授業料は、履修又は聴講科目の単位数に応じて、特別研究学生的授業料は、研究指導を受ける期間の月数に応じて、それぞれ所定の期日までに納めなければならない。ただし、特別交流学生並びに次の各号に掲げる特別聴講学生及び特別研究学生は、授業料の納付を要しない。

- (1) 国立大学（国立大学法人法（平成15年法律第112号）に基づき設置される大学で、当該大学との間における学生の交流協定又は協議に基づき授業料の相互不徴収が確認できるものに限る。）の学生又は大学院の学生
- (2) 本学と公立又は私立の大学との間において締結した大学間相互単位互換協定（相互に授業科目を履修し、単位を修得することを認めるもので、授業料の相互不徴収及び有効期間が記されているものに限る。）に基づき受け入れる公立又は私立の大学の学生
- (3) 本学と公立又は私立の大学との間において締結した大学間特別研究学生交流協定（相互に研究指導を受けることを認めるもので、授業料の相互不徴収及び有効期間が記されているものに限る。）に基づき受け入れる公立又は私立の大学の大学院の学生
- (4) 本学と外国の大学との間において締結した大学間交流協定（学部若しくは研究科間の協定又は協定に準じるものも含み、相互に学生を受け入れるもので、その数、授業料の相互不徴収及び有効期間が記されているものに限る。）に基づき受け入れる外国の大学の学生
- 4 前3項の規定にかかわらず、文部科学省科学技術振興調整費新興分野人材養成プログラムに基づく科目等履修生に係る検定料、入学料及び授業料は、その納付を要しない。
- 5 受理した検定料、入学料及び授業料は、返還しない。
- 6 入学料又は授業料を納めないとときは、入学又は聽講若しくは研究指導を受けることを許可しない。

第65条 第4条、第6条、第8条、第9条、第10条第1項及び第3項、第11条、第12条第1項ないし第5項及び第7項、第13条、第14条、第18条ないし第26条、第28条第1項、第2項、第4項及び第5項、第29条ないし第34条の規定は、学部の外国学生に準用する。

- 2 第10条第1項及び第3項、第11条、第12条第1項ないし第4項及び第7項本文、第13条、第23条第4項及び第5項ないし第25条、第28条第1項ただし書、第2項、第4項及び第5項、第30条ないし第34条、第36条の2、第38条、第40条ないし第42条、第42条の4ないし第52条、第53条後段、第55条、第56条の

規定は、大学院の外国学生に準用する。

- 3 第11条、第19条、第24条ないし第26条、第30条ないし第33条の規定は、学部の委託生、科目等履修生及び聴講生に準用する。
- 4 第11条、第19条、第24条ないし第26条、第30条ないし第33条、第40条、第41条、第44条第1項、第48条、第53条後段の規定は、大学院の委託生、科目等履修生及び聴講生に準用する。
- 5 第24条、第26条、第30条ないし第33条の規定は、学部の特別聴講学生に準用する。
- 6 第24条、第30条ないし第33条、第48条の規定は、大学院の特別聴講学生及び特別研究学生に準用する。
- 7 第24条、第31条ないし第33条、第48条の規定は、特別交流学生に準用する。

第66条 この章及び別に定めるもののほか、特定の学部又は研究科等において特定の方法により学修を志望する者については、当該学部又は研究科等の定めるところによる。

第6章 授業料等の額

第67条 第10条第1項及び第42条の2第1項の検定料並びに第12条第1項及び第42条の3第1項の入学料の額並びに第28条第1項及び第51条の授業料の年額並びに第64条第1項の検定料、同条第2項の入学料及び同条第3項の授業料の額は、それぞれ学納金規程の定めるところによる。

附 則（略）

別 表（略）

2 京都大学学位規程

（昭和33年1月28日）
（達示第1号制定）

- 第1条** 本学において授与する学位は、学士、修士、博士、修士（専門職）及び法務博士（専門職）とする。
- 2 学士の学位を授与するに当たっては、次の区別に従い、専攻分野の名称を付記する。

総合人間学部 総合人間学

文 学 部	文 学
教育学部	教 育 学
法 学 部	法 学
経済学部	経 済 学
理 学 部	理 学
医 学 部	医 学
	人間健康科学
薬 学 部	薬 科 学
	薬 学
工 学 部	工 学
農 学 部	農 学

3 修士の学位を授与するに当たっては、次の区別に従い、専攻分野の名称を付記する。

文学研究科	文 学
教育学研究科	教 育 学
法学研究科	法 学
経済学研究科	経 済 学
理学研究科	理 学
医学研究科	医 科 学
	人間健康科学
薬学研究科	薬 科 学
	薬 学
工学研究科	工 学
農学研究科	農 学
人間・環境学研究科	人間・環境学
エネルギー科学研究科	エネルギー科学
アジア・アフリカ地域研究研究科	地域研究
情報学研究科	情 報 学
生命科学研究科	生 命 科 学
地球環境学舎	地 球 環 境 学

4 博士の学位を授与するに当たっては、次の区別に従い、専攻分野の名称を付記する。

文学研究科	文 学
教育学研究科	教 育 学
法学研究科	法 学
経済学研究科	経 済 学
理学研究科	理 学
医学研究科	医 学
	医 科 学
	社会健康医学
	人間健康科学
薬学研究科	薬 科 学

薬 学
工学研究科
農学研究科
人間・環境学研究科
エネルギー科学研究科
アジア・アフリカ地域研究研究科
情報学研究科
生命科学研究科
地球環境学舎

5 修士（専門職）の学位を授与するに当たっては、次の区別に従い、専攻分野の名称を付記する。

医学研究科
公共政策教育部
経営管理教育部

第2条 本学大学院の課程（京都大学通則（昭和28年達示第3号。以下「通則」という。）第53条の2の専門職学位課程を除く。）の修了による学位の授与を受けようとする者は、所定の学位論文審査願に学位論文及び論文目録を添えて、当該研究科長（地球環境学舎にあっては学舎長。以下同じ。）に提出するものとする。ただし、博士の学位の授与を受けようとするときは、更に履歴書を添えなければならない。

2 通則第55条第2項の規定により修士の学位の授与を受けようとする者は、所定の学位論文審査願に修士論文及び論文目録を添えて、当該研究科長に提出するものとする。

第3条 前条によらないで博士の学位の授与を申請する者は、所定の学位申請書に学位論文、論文目録、履歴書及び学位論文審査手数料を添えて、総長に提出するものとする。

2 前項の学位論文審査手数料の額は、京都大学における学生納付金に関する規程(平成16年達示第63号)第7条に定める額とする。

3 受理した学位論文審査手数料は、返還しない。

第4条 第2条の学位論文審査願及び前条の学位申請書を受理したときは、総長又は研究科長は、これを当該教授会又は研究科会議（地球環境学舎にあっては学舎会議。以下同じ。）に付託するものとする。

第5条 学位論文（修士論文又は博士論文）は1編とし、修士論文は1通、博士論文は3通を提出しなければならない。ただし、参考として他の論文を添え

ることができる。

2 審査のため必要があるときは、教授会又は研究科会議は、学位論文の副本、訳本、模型又は標本等の材料を提出させることができる。

第6条 教授会又は研究科会議は、当該教授会又は研究科会議を構成する教授の中から調査委員3名を選定して、論文についての調査及び試験（以下この条において「論文の調査等」という。）を行わせる。

2 前項の規定にかかわらず、教授会又は研究科会議で必要があると認めたときは、2名以内に限り、当該教授会又は研究科会議を構成する教授以外の本学教員をもって調査委員に充てることができる。ただし、当該研究科（地球環境学舎を含む。以下同じ。）以外の教員は、1名以内に限るものとする。

3 教授会又は研究科会議で必要があると認めたときは、第1項の委員を増し、又は論文の調査等の一部を調査委員以外の本学教員に委嘱することができる。また特に必要があると認めたときは、論文の調査等の一部を他の大学の大学院、又は研究所等の教員等に委嘱することができる。

4 教授会又は研究科会議で特に必要があると認めたときは、第1項及び第2項に定める調査委員のほかに、他の大学の大学院、研究所等の教員等を1名以内に限り調査委員に加えることができる。

第7条 第3条の規定により学位を申請した者については、別に、必要な学識の確認のため、試問を行う。

2 試問の方法は、当該研究科の定めるところによる。

第8条 調査委員は、論文の調査及び試験並びに試問が終わったときは、学位論文の内容の要旨、調査及び試験の結果の要旨並びに試問の成績を教授会又は研究科会議に文書をもって報告するものとする。ただし、修士論文の内容の要旨、調査及び試験の結果の要旨は、省略することができる。

第9条 修士、博士、修士（専門職）又は法務博士（専門職）の学位授与の議決は、当該教授会又は研究科会議を構成する教授の3分の2以上が出席して、その3分の2以上が賛成しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、前項の学位授与の議決には、当該研究科の定めるところにより、准教授を加えることができる。この場合における学位授与の議決は、前項の教授及び当該准教授の3分の2以上が出席して、その3分の2以上が賛成しなければな

らない。

第10条 教授会又は研究科会議において、学位を授与できるものと議決したときは、当該研究科長は、学位論文及び論文内容の要旨にその審査及び試験の結果の要旨並びに試問の成績を添えて総長に報告しなければならない。ただし、修士、修士（専門職）又は法務博士（専門職）の学位授与に係るものは、別に定める必要事項を記載した資格者の名簿による。

2 教授会又は研究科会議において博士の学位を授与できないものと議決したときは、その旨を報告するものとする。

第11条 修士論文の審査及び試験は、在学期間中に終わるものとする。

2 博士論文の審査及び試験並びに学識の確認は、論文受理後1年以内に終わるものとする。ただし、当該研究科において特別の事由があると認めたときは、その期間を1年以内に限り延長することができる。

第12条 総長は、修士、博士、修士（専門職）又は法務博士（専門職）の学位を授与できると認めた者に対し学位記を授与し、学位を授与できない者に対しては、その旨を本人に通知する。

第13条 学位を授与したときは、総長は、学位簿に登録し、博士の学位の授与については、これを文部科学大臣に報告するものとする。

第14条 博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から1年以内に当該学位論文の全文、又はやむを得ない事由がある場合には、その内容の主要部分を印刷公表するものとする。

第15条 修士、博士、修士（専門職）又は法務博士（専門職）の学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、総長は、当該教授会又は研究科会議の議及び教育研究評議会の議を経て学位の授与を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

2 前条の規定に違背したときは、前項の規定によることができる。

3 教授会、研究科会議及び教育研究評議会において、前各項の議決をする場合は、構成員の3分の2以上が出席して、その4分の3以上が同意しなければならない。

第16条 学位記及び学位授与関係書類の様式は、別表のとおりとする。

附 則（略）

別 表（略）

3 学位規則

（昭和28年4月1日）
（文部省令第9号）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第68条の2第1項から第4項までの規定により大学又は独立行政法人大学評価・学位授与機構が授与する学位については、この省令の定めるところによる。

第2章 大学が行う学位授与

（学士の学位授与の要件）

第2条 法第68条の2第1項の規定による学士の学位の授与は、大学（短期大学を除く。第10条、第11条及び第13条を除き、以下同じ。）が、当該大学を卒業した者に対し行うものとする。

（修士の学位授与の要件）

第3条 法第68条の2第1項の規定による修士の学位の授与は、大学院を置く大学が、当該大学院の修士課程を修了した者に対し行うものとする。

2 前項の修士の学位の授与は、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第4条第3項の規定により前期2年及び後期3年の課程の区分を設けない博士課程に入學し、大学院設置基準第16条に規定する修士課程の修了要件を満たした者に対しても行うことができる。

（博士の学位授与の要件）

第4条 法第68条の2第1項の規定による博士の学位の授与は、大学院を置く大学が、当該大学院の博士課程を修了した者に対し行うものとする。

2 法第68条の2第2項の規定による博士の学位の授与は、前項の大学が、当該大学の定めるところにより、大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ、

大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者に対し行うことができる。

（学位論文の審査の協力）

第5条 前2条の学位の授与に係る学位論文の審査に当たっては、他の大学院又は研究所等の教員等の協力を得ることができる。

（専門職大学院の課程を修了した者に対し授与する学位）

第5条の2 法第68条の2第1項に規定する文部科学大臣の定める学位は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとし、これらは専門職学位とする。

区分	学位
専門職大学院の課程（次項以下の課程を除く。）を修了した者に授与する学位	修士（専門職）
専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）第18条第1項に規定する法科大学院の課程を修了した者に授与する学位	法務博士（専門職）
専門職大学院設置基準第26条第1項に規定する教職大学院の課程を修了した者に授与する学位	教職博士（専門職）

（専門職学位の授与の要件）

第5条の3 法第68条の2第1項の規定による前条の専門職学位の授与は、専門職大学院を置く大学が、当該専門職大学院の課程を修了した者に対して行うものとする。

第3章 短期大学が行う学位授与

（短期大学士の学位授与の要件）

第5条の4 法第68条の2第3項の規定による短期大学士の学位の授与は、短期大学が、当該短期大学を卒業した者に対し行うものとする。

第4章 独立行政法人大学評価・学位授与機構が行う学位授与

（学士、修士及び博士の学位授与の要件）

第6条 法第68条の2第4項の規定による同項第1号に掲げる者に対する学士の学位の授与は独立行政法人大学評価・学位授与機構の定めるところにより、

短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者又は次の各号の一に該当する者で、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第31条の規定による単位等大学における一定の単位の修得又は短期大学若しくは高等専門学校に置かれる専攻科のうち独立行政法人大学評価・学位授与機構が定める要件を満たすものにおける一定の学修その他文部科学大臣が別に定める学修を行い、かつ、独立行政法人大学評価・学位授与機構が行う審査に合格した者に対し行うものとする。

- (1) 大学に2年以上在学し62単位以上を修得した者
 - (2) 専修学校の専門課程を修了した者のうち法第82条の10の規定により大学に編入学することができる者
 - (3) 外国において学校教育における14年の課程を修了した者
 - (4) その他前3号に掲げる者と同等以上の学力がある者として文部科学大臣が別に定める者
- 2 法第68条の2第4項の規定による同項第2号に掲げる者に対する学士、修士又は博士の学位の授与は、独立行政法人大学評価・学位授与機構が定めるところにより、同号に規定する教育施設に置かれる課程で独立行政法人大学評価・学位授与機構がそれぞれ大学の学部、大学院の修士課程又は大学院の博士課程に相当する教育を行うと認めるものを修了し、かつ、独立行政法人大学評価・学位授与機構の行う審査に合格した者に対し行うものとする。

（学位授与の審査への参画）

第7条 前条の学位の授与の審査に当たっては、大学の教員等で高度の学識を有する者の参画を得るものとする。

第5章 雜則

（論文要旨等の公表）

第8条 大学及び独立行政法人大学評価・学位授与機構は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を公表するものとする。

第9条 博士の学位を授与された者は、当該学位を授与された日から1年以内に、その論文を印刷公表するものとする。ただし、当該学位を授与される前に

既に印刷公表したときは、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、当該博士の学位を授与した大学又は独立行政法人大学評価・学位授与機構の承認を受けて、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものを印刷公表することができる。この場合、当該大学又は独立行政法人大学評価・学位授与機構は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

（専攻分野の名称）

第10条 大学及び独立行政法人大学評価・学位授与機構は、学位を授与するに当たっては、適切な専攻分野の名称を付記するものとする。

（学位の名称）

第11条 学位を授与された者は、学位の名称を用いるときは、当該学位を授与した大学又は独立行政法人大学評価・学位授与機構の名称を付記するものとする。

（学位授与の報告）

第12条 大学又は独立行政法人大学評価・学位授与機構は、博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から3月以内に、それぞれ別記様式第1又は別記様式第2による学位授与報告書を文部科学大臣に提出するものとする。

（学位規程）

第13条 大学は、学位に関する事項を処理するため、論文審査の方法、試験及び学力の確認の方法等学位に関し必要な事項を定めて文部科学大臣に報告するものとする。

- 2 独立行政法人大学評価・学位授与機構は、第6条に規定する学位の授与に係る要件及び審査の方法等学位に関し必要な事項を定めて文部科学大臣に報告するとともに、これを官報に公示するものとする。

附 則（略）

別記様式（略）

4 京都大学における学生納付金に関する規程

(平成16年4月1日)
達示第63号制定

第1条 京都大学（以下「本学」という。）における授業料、入学料、検定料、学位論文審査手数料及び寄宿料（以下「学生納付金」という。）に関しては、この規程の定めるところによる。

第2条 本学において徴収する授業料、入学料及び検定料の額（第6条に定めるものを除く。）は、別表第1のとおりとする。

2 前項の検定料のうち、次の各号の一に該当する場合は、その者の申出により、当該各号に掲げる額を返還するものとする。

(1) 京都大学通則（昭和28年達示第3号。以下「通則」という。）第6条の規定による学部の入学に係る試験を2段階の選抜方法で実施する場合において、出願書類等による第1段階目の選抜に合格しなかった者 13,000円

(2) 通則第6条の規定による学部の入学に係る試験において、入学の出願を受理した後に本学が大学入試センター試験において受験することを課した教科・科目を受験していないことにより出願の資格がないことが判明した者 13,000円

(3) 通則第7条第2項の規定による学部の編入学に係る試験を2段階の選抜方法で実施する場合において、出願書類等による第1段階目の選抜に合格しなかった者 23,000円

(4) 通則第53条の15において準用する通則第38条の規定による法科大学院又は経営管理教育部の入学に係る試験を2段階の選抜方法で実施する場合において、出願書類等による第1段階目の選抜に合格しなかった者 23,000円

3 第1項の規定にかかわらず、年度における在学期間が12月に満たない者の授業料は、当該授業料の年額の12分の1に相当する額に在学する月数（1月末満の端数があるときは、これを1月とする。）を乗じて得た額とする。

第3条 授業料の徴収は、各年度に係る授業料について、第1期及び第2期の2期に区分して行なうものとし、それぞれの期において徴収する額は、年額の

2分の1に相当する額とする。

2 前項の授業料は、第1期にあっては4月、第2期にあっては10月に徴収するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、前条第3項の場合における授業料の徴収は、当該年度における在学期間が第1期及び第2期にまたがるときはそれぞれの期における在学月数に応じた額を当該学生が入学又は復学した月及び10月に徴収し、当該年度における在学期間が第1期又は第2期の期間内のときは当該期における在学月数に応じた額を当該学生が入学又は復学した月に徴収するものとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、学生の申出があったときは、第1期に係る授業料を徴収するときに当該年度の第2期に係る授業料を併せて徴収するものとする。

第4条 入学料は、入学を許可するときに徴収するものとする。

第5条 検定料は、入学、転学、編入学又は再入学の出願を受理するときに徴収するものとする。

第6条 委託生、科目等履修生、聴講生及び研究生に係る授業料、入学料及び検定料並びに特別聴講学生、特別研究学生に係る授業料の額は、別表第2のとおりとする。

2 前項の授業料は在学予定期間の当初の月に、入学料は入学を許可するときに、検定料は入学の出願を受理するときに徴収するものとする。

第7条 学位論文審査手数料は、1件当たり57,000円とし、学位授与の申請を受理するときに徴収するものとする。

第8条 寄宿料の額は、別表第3のとおりとする。

2 寄宿料は、寄宿舎に入舎した日の属する月から退舎する日の属する月まで毎月その月の分を徴収するものとする。ただし、休業期間中の分は、休業期間前に徴収するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、学生の申出又は承諾があったときは、当該年度内に徴収する寄宿料の額の総額の範囲内で、その申出又は承諾に係る額を、その際徴収することができるものとする。

第9条 この規程に定めるもののほか、授業料その他学生納付金に関し必要な事項は、総長が別に定める。

附 則（略）

別表第1（第2条関係）

第1表 学生に係る授業料等（別表第2に掲げるものを除く。）

区分	授業料(円)	入学料(円)	検定料(円)
学部	535,800	282,000	17,000
大学院研究科	535,800	282,000	30,000 (出願書類等による選抜を行う場合は10,000)
法科大学院	804,000	282,000	30,000
短期大学の学科（専攻科を含む）	390,000	169,200	18,000
転学、編入学、再入学	535,800	282,000	30,000

第2表 平成10年度以前に入学した学生に係る授業料

区分・入学年度	年額(円)
学部・大学院の研究科 昭和62年度及び昭和63年度	300,000
平成元年度及び平成2年度	339,600
3年度及び平成4年度	375,600
5年度及び平成6年度	411,600
7年度及び平成8年度	447,600
9年度及び平成10年度	469,200
短期大学の学科（専攻科を含む。） 平成元年度及び平成2年度	248,400
3年度及び平成4年度	274,800
5年度及び平成6年度	300,600
7年度及び平成8年度	326,400
9年度及び平成10年度	342,000

別表第2（第6条関係）

委託生等に係る授業料等

区分	授業料(円)	入学料(円)	検定料(円)
委託生	1単位 14,800	28,200	9,800
科目等履修生	1単位 14,800	28,200	9,800
聴講生	1単位 14,800	28,200	9,800
研究生	月額 29,700	84,600	9,800
特別聴講学生	1単位 14,800	—	—
特別研究学生	月額 29,700	—	—

別表第3（第8条関係）

1 国際交流会館（本館・宇治分館・おうばく分館）

に入居する学生に係る寄宿料

区分	収容定員1人当たり又は収容世帯1世帯当たりの建物（共有部分を含む。）の面積	寄宿料(円)
居室が単身用の場合	18m ² 以上20m ² 未満	月額 4,300
	20m ² 以上25m ² 未満	月額 4,700
	25m ² 以上	月額 5,900
居室が世帯用の場合	40m ² 以上50m ² 未満	月額 9,500
	50m ² 以上60m ² 未満	月額 11,900
	60m ² 以上	月額 14,200

- 2 熊野寮に入居する学生に係る寄宿料
.....月額700円
- 3 吉田寮・女子寮・室町寮に入居する学生に係る寄宿料.....月額400円

5 京都大学授業料、入学料免除等規程(昭和53年2月21日)
(達示第5号制定)

(趣旨)

第1条 京都大学における学部及び大学院の授業料の免除、徴収猶予及び月割分納の許可（以下「授業料の免除等」という。）並びに入学料の免除及び徴収猶予（以下「入学料の免除等」という。）に関しては、京都大学通則（昭和28年達示第3号。以下「通則」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(授業料の免除)

第2条 次の各号に掲げる特別の事由のある者については、願い出により、第1号に掲げる場合にあっては当該期分の授業料の全額又は半額を、第2号及び第3号に掲げる場合にあっては当該事由発生日の属する期又はその翌期分の授業料の全額又は半額を、それぞれ免除することがある。

(1) 経済的理由によって授業料の納付が困難である、かつ、学業優秀と認められる場合

(2) 授業料の納付期限前6月以内（入学した日の属する期分の授業料の免除の場合は、入学前1年以内）において、その者の学資を主として負担する者（以下「学資負担者」という。）が死亡し、又はその者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、授業料の納付が著しく困難と認められる場合

(3) 前号に準ずる場合であって、総長が相当と認める事由がある場合

2 次の各号に掲げる特別の事由のある者については、第1号から第3号までに掲げる場合にあっては未納の授業料の全額を、第4号に掲げる場合にあっては月割計算により退学の日の属する月の翌月以降の授業料の全額を、それぞれ免除することがある。

- (1) 死亡又は行方不明のため除籍された場合
- (2) 通則第12条第4項に定めるもののうち、入学料全額の免除又は入学料の徴収猶予をされなかつた場合において、第8条第2項本文に定める期日までに収めるべき入学料を認めないことにより学生の身分を失った場合
- (3) 通則第25条第2号の規定により除籍され、通則第14条又は第41条の規定による再入学の願出期間を経過した場合
- (4) 授業料の徴収猶予又は月割分納の期間中に退学した場合

3 休学する者については、月割計算により休学する日の属する月の翌月（休学する日が月の初日からのときは、その月）から復学の日の属する月の前月までの授業料を免除する。ただし、休学する日が授業料の納付期限経過後であつて、授業料の徴収猶予又は月割分納を許可されていない者の当該期の授業料については、この限りでない。

第2条の2 前条に規定するものほか、経済的理由によって授業料の納付が困難である者については、願い出により、通則第28条第1項及び第51条（第53条の15において準用する場合を含む。）に定める第2期の授業料の全額を免除することがある。
 （授業料の徴収猶予及び月割分納の許可）

第3条 次の各号に掲げる特別の事由のある者については、願い出により、当該期分の授業料の徴収を猶予し、又は月割分納を許可することがある。

- (1) 経済的理由によって納付期限までに授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合
- (2) 行方不明の場合
- (3) その者又は学資負担者が災害を受け、納付期限までに授業料の納付が困難と認められる場合
- (4) その他やむを得ない事情により納付期限までに授業料の納付が困難と認められる場合

2 授業料の徴収を猶予された場合の授業料の納付期限は、当該期の末日までとする。

3 授業料の月割分納を許可された場合の月割分納額の納付期限は、毎月末日までとする。

（授業料の免除等の出願手続）

第4条 第2条第1項及び第2条の2の規定による授業料の免除又は前条第1項の規定による授業料の徴

収猶予若しくは月割分納の許可を受けようとする者は、所定の願書に次の各号に掲げる書類を添え、所定の期日までに、学部学生の場合にあっては当該学部の長を、大学院学生の場合にあっては当該研究科（地球環境学舎を含む。以下同じ。）の長を経て、総長に願い出なければならない。

- (1) 事由書
- (2) 授業料の納付が困難な当該事由を認定することができる市区町村長の証明書
- (3) その他当該学部又は研究科の長が特に必要と認める書類

2 授業料の免除等の出願期日は、各期の初めに告知する。

3 授業料の免除等の願書並びに第1項第1号及び第2号の書類の様式は、総長が別に定める。

（入学料の免除）

第5条 次の各号に掲げる特別の事由のある者については、願い出により、入学料の全額又は半額を免除することがある。

- (1) 大学院の研究科に入学する者で、経済的理由によって入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合
- (2) 入学前1年以内において、学資負担者が死亡し、又はその者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、入学料の納付が著しく困難と認められる場合
- (3) 前号に準ずる場合であつて、総長が相当と認める事由がある場合

2 本学の学部において入学料を納付し、入学（編入学、転入学及び聴講生、研究生等としての入学を除く。）手続きを行った後に、当該学部への入学を辞退し、所定の期日までに本学の他学部に入学手続を行う場合は、願い出により、入学料の全額を免除するものとする。

3 次の各号に掲げる特別の事由のある者については、未納の入学料の全額を免除するものとする。

- (1) 入学料の免除又は徴収猶予を願い出た後、これに対する決定がなされるまでの間に死亡した場合
- (2) 第8条第2項本文の規定により入学料を納めるべき場合において、その納めるべき期間内に死亡した場合
- (3) 通則第12条第4項に定めるもののうち、入学料

全額の免除又は入学料の徴収猶予をされなかつた場合において、第8条第2項本文に定める期日までに収めるべき入学料を收めないことにより学生の身分を失った場合

(入学料の徴収猶予)

第5条の2 次の各号に掲げる特別の事由のある者については、願い出により、入学料の徴収を猶予することがある。

- (1) 経済的理由によって納付期限までに入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合
 - (2) 入学前1年以内において、学資負担者が死亡し、又はその者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、納付期限までに入学料の納付が困難と認められる場合
 - (3) その他やむを得ない事情により納付期限までに入学料の納付が困難と認められる場合
- 2 入学料の徴収を猶予された場合の入学料の納付期限は、当該入学年度内において別に定める。

(入学料の免除等の出願手続)

第6条 第5条第1項の規定による入学料の免除又は前条第1項の規定による入学料の徴収猶予を受けようとする者は、所定の願書に次の各号に掲げる書類を添え、所定の期日までに、学部に入学する者の場合にあっては当該学部の長を、大学院の研究科に入学する者の場合にあっては当該研究科の長を経て、総長に願い出なければならない。

- (1) 事由書
 - (2) 入学料の納付が困難な当該事由を認定することができる市区町村長の証明書
 - (3) その他当該学部又は研究科の長が特に必要と認める書類
- 2 第5条第2項の規定による入学料の免除を受けようとする者は、所定の願書に、本学の学部において入学料を既に納付したことを証明する書類、当該学部への入学を辞退したことを証明する書類及び当該年度に実施された大学入試センター試験の受験票を添え、所定の期日までに総長に願い出なければならない。
- 3 入学料の免除等の出願期日は、入学する者に通知する。
- 4 入学料の免除等の願書、第1項第1号及び第2号

の書類並びに第2項の入学料を既に納付したこと及び入学を辞退したことを証明する書類の様式は、総長が別に定める。

(選考等)

第7条 授業料の免除等及び入学料の免除等の決定は、学生部委員会の議を経て、総長が行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、第2条第2項の規定による授業料の免除及び第5条第3項の規定による入学料の免除の決定は当該学部又は研究科の長の申出に、第5条第2項の規定による入学料の免除の決定は当該学部の長の申出に基づき、総長が行う。
- 3 第4条第1項の規定による授業料の免除等の願い出及び前条第1項の規定による入学料の免除等の願い出に対し決定がなされたときは、厚生補導担当の副学長は、学部学生又は学部に入学する者の場合にあっては当該学部の長を、大学院学生又は大学院の研究科に入学する者の場合にあっては当該研究科の長を経て、その旨を出願者に通知する。

(免除等がなされなかった授業料等の納付等)

第8条 第4条第1項の規定による授業料の免除等の願い出に対し、免除しない決定、半額を免除する決定、徴収を猶予しない決定又は月割分納を許可しない決定がなされたときは、出願者は、その通知が行われた日から起算して30日以内に納めるべき授業料を納めなければならない。

- 2 第6条第1項の規定による入学料の免除等の願い出に対し、免除しない決定、半額を免除する決定又は徴収を猶予しない決定がなされたときは、出願者は、その通知が行われた日から起算して14日以内に、納めるべき入学料を納めなければならない。ただし、免除しない決定又は半額を免除する決定がなされたときは、同項の規定による入学料の徴収猶予を願い出ることができる。

(授業料の免除等及び入学料の免除の取消)

第9条 授業料の免除、徴収猶予又は月割分納の許可を受けている者は、その事由が消滅したときは、学部学生の場合にあっては当該学部の長を、大学院学生の場合にあっては当該研究科の長を経て、その旨を遅滞なく総長に届け出なければならない。

- 2 前項の届出があったときは、総長は、当該授業料の免除、徴収猶予又は月割分納の許可を取り消す。
- 3 前項の規定により授業料の免除を取り消された場

合にあっては月割計算により当該事由の消滅した月以降の授業料の全額を、徴収猶予又は月割分納の許可を取り消された場合にあっては未納の授業料の全額を速やかに納めなければならない。

第10条 授業料の免除、徴収猶予若しくは月割分納の許可若しくは入学料の免除若しくは徴収猶予を不正の方法により受けた者又は前条第1項の届出を怠った者に対しては、総長は、学生部委員会の議を経て、それぞれ当該授業料の免除、徴収猶予若しくは月割分納の許可又は入学料の免除若しくは徴収猶予を取り消す。

2 前項の規定により授業料の免除又は入学料の免除若しくは徴収猶予を取り消された場合にあっては授業料又は入学料の全額を、授業料の徴収猶予又は月割分納の許可を取り消された場合にあっては未納の授業料の全額を直ちに納めなければならない。

第11条 第7条第3項の規定は、第9条及び第10条の規定による授業料の免除等の取消し及び入学料の免除等の取消しがあった場合に準用する。

(雑則)

第12条 この規程に定めるものほか、この規程の実施に関し必要な事項は、総長が別に定める。

附 則 (略)

6 京都大学学生健康診断規程

(昭和29年12月21日)
(達示第16号制定)

第1条 学生は、本学の行う定期及び臨時の健康診断を受けなければならない。

第2条 疾病その他の事由によって前条の健康診断を受けることができないときは、その事由を附してあらかじめ所属学部長または所属研究科長に届け出なければならない。

2 前項の事由のなくなったときは、速やかに健康診断を受けなければならない。

第3条 やむを得ない事情により前条の届出ができる場合においては、その事情のなくなったとき、速やかに所属学部長又は所属研究科長に届け出、健康診断依頼書の交付を受けて、健康診断を受けなければならない。

第4条 病気休学者が復学するときは、所定の健康診断を受けなければならない。

第5条 この規程による健康診断を受けなかった者は、当該年度に施行する試験を受けることができない。

附 則 (略)

7 京都大学学内掲示等規程

(昭和23年12月7日)
(告示第13号制定)

第1条 学内周知を目的とする掲示、放送、配布用または散布用の印刷物、伝單、流旗、プラカード、立看板および広告類の取扱いは、公用のものを除きこの規程による。

第2条 掲示は、京都大学学内団体規程により総長の承認した団体、本学職員、学生、生徒が行なうものに限る。

学外者による掲示については、本学が特に必要と認めた広告類に限り許可がある。

第3条 掲示を行おうとするときは、本部の事務組織(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第52条第1項に定めるものをいう。)に提出して許可をうけなければならない。許可は、印章を押捺することによって行なう。

第4条 掲示は、本学の定める一般掲示所以外の場所に行なってはならない。

第5条 掲示の大きさは、おおむね日本標準規格B4判以内とする。ただし、関係部局で特に必要と認め、かつ、掲示場所を指定するものに限り日本標準規格B2判(新聞紙2頁大)以内とすることができる。

第6条 学外者に告知することを目的とする集会の掲示の大きさおよび場所については、関係部局の指示に従わなければならない。

なお、立看板は、縦220センチメートル、横40センチメートル以内のものとする。

第7条 掲示期間の経過した掲示は、責任者において直ちに撤去しなければならない。

第8条 掲示以外の印刷物、伝單、流旗、プラカード、放送、および広告類については、掲示に準じて取り扱う。ただし、印刷物、伝單については、許可の日

付、番号等をこれらに記入することにより許可の印
章にかえることができる。

第9条 前各条に反するものは、撤去する。

第10条 部局所属の施設を使用する掲示等は、この規程により当該部局長が取り扱う。

附 則（略）

8 京都大学学内団体規程

（昭和26年2月28日）
（達示第3号制定）

第1条 本学の職員又は学生生徒が、学内活動を行う団体を結成するときは、この規程による。

第2条 前条の学内団体は、本学の職員、学生生徒又は特定の本学関係者のみをもって構成しなければならない。

第3条 職員が、学内団体を結成したときは、経営企画本部を経て総長に団体結成届を提出しなければならない。学生生徒のみをもって又は学生生徒が、他の者と共同して学内団体を結成しようとするときは、学生センターを経て総長に団体結成願を提出して、その承認をうけなければならない。団体の届出事項を変更したとき又は承認事項を変更しようとするときも、また同じ。

前項の届出又は願出の様式は、別に定める。

第4条 前条により承認をうけた団体に承認事項を守らない行為があったときは、その承認を取り消すことがある。

承認を受けた団体は、毎年5月15日までに承認更新届を提出しなければならない。提出のないときは、解散したものとみなす。

第5条 第3条の規定により届出をなし又は承認をうけた団体が、解散したときは、総長に届け出なければならない。

第6条 団体の構成員の所属が部局限りのものについては、この規程により部局長が取り扱う。ただし、学生生徒を含む団体については、部局長は、総長と協議して取り扱う。

附 則（略）

9 京都大学学内集会規程

（昭和26年2月28日）
（達示第2号制定）

第1条 総長の管理に属する地域または建物その他の施設を利用する集会は、本学の主催によるものほか、この規程による。

第2条 集会の主催者は、次のものに限る。

- (1) 本学職員、学生生徒の団体で、総長の承認したもの
 - (2) 官公庁または団体で、そのつど総長の承認するもの
- 集会の後援者、賛助者等についても、そのつど総長の承認を受けなければならない。

第3条 集会は、次の場合を除き、学外者の参加を許さない。ただし、特別の詮議を経たうえで許可することがある。

- (1) 卒業生懇談会、学会、講習会等で当該関係特定人を対象とする場合
- (2) 映画会、音楽会、演劇等で単に映写演出のみを行なう場合

第4条 集会の主催者は、本部の事務組織（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第52条第1項に定めるものをいう。）を経て別に定める様式の集会許可願を総長に提出して、その許可を受けなければならない。集会許可願に記載した事項に変更又は追加をしようとするときも、また同じ。

継続使用の許可を受けている場所において、使用目的の範囲内で集会を行なう場合は、前項の規定にかかわらず、そのつど許可を受けることを要しない。

第5条 集会許可願は、集会の3日前までに、第3条の特別の詮議を経る場合は、5日前までに提出し、許可は、24時間前までに受けなければならない。

第6条 主催者、開催場所、参加者の範囲がいずれも部局限りの集会については、この規程によつて部局長が取り扱う。

附 則（略）

10 京都大学学生表彰規程

(平成18年1月23日)
(達示第83号制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、京都大学（以下「本学」という）の学生及び学生団体の表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 表彰の名称は、京都大学総長賞とする。

(対象)

第3条 表彰は、次の各号の一に該当する個人又は団体に対して行うものとする。

(1) 学業において、国際的又は全国的規模の学会等により優れた評価を受け、本学の名誉を高めた個人又は団体

(2) 課外活動において、国際的又は全国的規模の各種スポーツ、競技、演奏、展示、発表等で優秀な成績を認め、本学の名誉を高めた個人又は団体

(3) 環境保全、社会福祉、青少年育成、国際交流等のボランティア活動、災害救援、人命救助、海外援助協力等の各種社会活動において、活動実績が認められ、他の学生の範となつた個人若しくは団体又は社会的に評価を受け、本学の名誉を高めた個人若しくは団体

(4) その他前3号に準ずるもので、「京都大学総長賞」に相応しいと認められる個人又は団体

(候補者の推薦)

第4条 本学の教職員及び学生は、前条各号の一に該当すると認められる個人又は団体を別記様式1により総長に推薦することができる。

(学生表彰選考委員会)

第5条 前条により推薦のあった個人又は団体が表彰を受けるに相応しいかどうかを選考するため、本学に、学生表彰選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第6条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

(1) 教育・学生担当の理事（以下「担当理事」という。）

(2) 副学長補佐

(3) 学生部長

(4) その他総長が必要と認める者 若干名

2 前項第4号の委員は、総長が委嘱する。

第7条 委員会に委員長を置き、担当理事をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

第8条 委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者を出席させて説明又は意見を聞くことができる。

(表彰の決定)

第9条 表彰の決定は、委員会の議を経て、総長が行う。

(表彰方法)

第10条 表彰は、総長が別記様式2による表彰状を授与することにより行う。

2 前項の表彰状にあわせて、記念品を贈呈するものとする。

(事務)

第11条 表彰に関する事務は、学生部学生課において処理する。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、学生及び学生団体の表彰に関し必要な事項は、担当理事が定める。

附 則 (略)

別記様式 (略)

11 京都大学学生寄宿舎規程

(昭和34年2月10日)
(達示第2号制定)

第1条 本学の学生寄宿舎は、次の各寮とし、厚生補導担当の副学長（以下「副学長」という。）が管理する。

京都大学学生寄宿舎吉田寮

京都大学学生寄宿舎女子寮

京都大学学生寄宿舎熊野寮

京都大学学生寄宿舎室町寮

第2条 各寮における寮生活の運営は、寮生の責任ある自治によるものとする。

2 寮生の自治に関する規則は、寮生がこれを作成し、

副学長の承認を得るものとする。その規則を変更しようとするときも同様とする。

- 第3条** 学生寄宿舎は、学部学生に限り入舎させる。
2 学生寄宿舎に入舎を希望する者は、所定の願書に履歴書、事由書及び写真（名刺型半身脱帽）を添え、所定の期日までに、副学長に提出しなければならない。

第4条 入舎する者の選考は、寮生代表の意見をきいて、副学長が行う。

第5条 選考は、書類審査、面接及び健康診断によって行う。

第6条 入舎を許可された者は、所定の期日までに宣誓その他入舎に必要な手続を行わなければならぬ。

- 2 正当な事由なく前項の手続を怠り、又は所定の期日までに入舎しないときは、許可を取り消すことがある。

第7条 収容人員に欠員を生じたときは、補欠入舎を許可することがある。

第8条 入舎を許可された者は、寄宿料及び光熱水料を納付しなければならない。

第9条 寄宿料の月額は、京都大学における学生納付金に関する規程の定めるところによる。

- 2 寄宿料は、入舎当月から退舎当月まで、毎月、当月分を10日までに納付しなければならない。ただし、8月分及び9月分は、夏季休業期間開始前に納付するものとする。
3 月の中途中において入舎を許可された者は、許可のあった日から10日以内に当月分の寄宿料を納付しなければならない。
4 寄宿料は、外泊又は旅行等のため居住しないことがあっても納付しなければならない。

第10条 次の各号の一に該当するときは、寄宿料を免除することができる。

- (1) 風水害等の災害を受け、寄宿料の納付が困難と認められる場合
(2) 死亡又は行方不明等のため、学籍を除かれた場合
(3) 京都大学通則第25条第2号により除籍され、京都大学通則第14条により再入学願い出の期間を満了した場合
2 前項第1号による寄宿料の免除の許可を受けようとする者は、所定の願書に事由書及びその他必要書

類を添え、副学長に提出しなければならない。

第11条 光熱水料の額及びその納期は、別に指示する。

第12条 受理した寄宿料及び光熱水料は、返還しない。

第13条 在舎期間は、入学年から起算して、正規の卒業年までとする。

第14条 退舎しようとする者は、その事由を記した退舎願を副学長に提出しなければならない。

第15条 学籍を失ったとき及び休学を許可され、又は命ぜられたときは、退舎しなければならない。

第16条 次の各号の一に該当するときは、退舎せることがある。

- (1) 学生寄宿舎の秩序を乱した場合
(2) 健康上集団生活に不適当と認められた場合
(3) 所定の期日までに寄宿料及び光熱水料を納付しない場合
2 前項第1号に該当することにより退舎させる場合は、寮生代表及び当該寮生の意見を聴取するものとする。

附 則（略）

12 京都大学総合体育館規程

（昭和47年3月9日）
(達示第10号制定)

第1条 本学に総合体育館（附属プールを含む。以下同じ。）を置き、本学における体育活動及び本学の行う式典のためにこれを用いる。

第2条 総合体育館は、厚生補導担当の副学長が管理する。

2 総合体育館の管理に関する重要事項は、学生部委員会において審議する。

第3条 総合体育館は、この規程に定めるもののほか、総長が別に定める使用規則の定めるところにより使用するものとする。

第4条 総合体育館に関する事務は、学生センターにおいて処理する。

附 則（略）

13 京都大学総合体育館使用規則

(昭和47年3月9日)
総長裁定制定

第1条 京都大学総合体育館規程（以下「規程」という。）第1条の京都大学における体育活動とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 保健体育科目の体育実技
- (2) 本学又は京都大学体育会（以下「体育会」という。）若しくはそれに所属する運動部の主催又は共催にかかる体育大会
- (3) 体育会に所属する運動部の課外体育活動
- (4) 前各号に掲げる以外の本学学生及び教職員の体育活動
- (5) その他厚生補導担当の副学長（以下「副学長」という。）が特に総合体育館の使用を適當と認めれる体育活動

2 規程第1条の本学の行う式典とは、入学式、卒業式、学位授与式及び創立記念式をいう。

第2条 副学長は、この規則に定めるもののほか、総合体育館（附属プールを含む。以下同じ。）の使用に関する重要事項について、総合体育館運営会議（以下「運営会議」という。）に諮り、その意見を聞くものとする。

2 運営会議の構成その他必要な事項は、副学長が別に定める。

第3条 総合体育館の開館期間等は、次のとおりとする。

施設名	開館期間	開館時間
体育館	年間を通じて	(月曜日から金曜日まで) 午前8時30分から午後9時まで。ただし、第2武道場については、午後9時30分まで (日曜日・土曜日・国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。）に規定する休日) 午前9時から午後6時まで
附属プール	4月上旬から10月上旬まで	(月曜日から金曜日まで) 午前8時30分から午後8時まで (日曜日・土曜日・祝日法に規定する休日) 午前9時から午後6時まで

2 総合体育館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 毎月の第3日曜日
- (2) 12月29日から翌年1月3日まで
- 3 前2項の規定にかかわらず、副学長は、特別の事

情があるときは、運営会議に諮り、開館時間を変更し、休館日に臨時に開館し、又は前項の休館日以外の日に休館することができる。

第4条 高等教育研究開発推進機構長は、総合体育館

の第1条第1項第1号の使用について、学年の初日の10日前までに、別に定める様式による当該学年の使用計画書を副学長に提出するものとする。

2 総合体育館の使用が第1条第1項第2号に規定する本学の主催又は共催に係る場合及び総合体育館を同条第2項に規定する式典に使用する場合は、主管部長において、使用しようとする日（2日以上にわたるときには、その初日。以下「使用日」という。）の属する月の初日の10日前までに、別に定める様式による使用計画書を副学長に提出するものとする。

第5条 総合体育館を使用しようとする者は、前条において別段の定めのある場合を除くほか、次の各号の定めるところにより使用承認申請書を副学長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 第1条第1項第2号及び第3号の使用の場合

体育会において、これらの使用についての月間の使用計画を調整の上、これを取りまとめ、毎月その初日の10日前までに、別記様式第1による当該月の使用承認申請書を提出する。

- (2) 同条第1項第4号の使用の場合

原則として使用日の属する月の初日の10日前までに、別記様式第2による使用承認申請書を提出する。

- (3) 同条第1項第5号の使用の場合

使用日の属する月の初日の10日前までに、別記様式第3による使用承認申請書を提出する。

2 副学長は、第1条第1項第5号の使用に係る前項の申請があった場合において、その使用を承認するには、あらかじめ運営会議に諮るものとする。

3 総合体育館の使用の承認、不承認の結果は、これを申請者に通知するものとする。

第6条 前条の規定は、総合体育館の使用の承認を受けた者が、その使用を変更しようとする場合に準用する。ただし、申請書の提出は、あらかじめかつ速やかに、これを行えば足りる。

2 総合体育館の使用の承認を受けた者が、その使用を中止しようとする場合には、速やかに、その旨を副学長に届け出なければならない。

第7条 第1条第1項第5号の使用の場合には、別に定める使用料を徴収するものとする。

第8条 総合体育館を使用する者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 承認を受けた使用目的及び使用時間以外に使用しないこと。
- (2) 館内設備、器具等を無断で使用し、又は移動させないこと。
- (3) 使用後は、速やかに清掃し、設備、器具等を使用前の状態に復すこと。
- (4) 施設、設備、器具等を滅失、損傷又は汚損したときは、直ちに、その旨を副学長に報告し、必要な場合には、速やかに原状回復に要する経費の額を弁償すること。
- (5) その他副学長が運営会議に諮って定める使用上の心得に違反しないこと。

第9条 この規則又は使用上の心得に違反して総合体育館を使用したときは、副学長は、その使用を中止させることができる。

附 則 (略)

別記様式 (略)

14 京都大学北白川スポーツ会館規則

(昭和57年8月24日)
(総長裁定制定)

第1条 京都大学北白川スポーツ会館（以下「会館」という。）の管理及び利用に関しては、この規則の定めるところによる。

第2条 会館は、厚生補導担当の副学長（以下「副学長」という。）が管理する。

第3条 会館は、次の各号に掲げる体育活動のための利用に供する。

- (1) 京都大学体育会に所属する運動部の体育活動
- (2) その他本学における体育活動で副学長が適当と認めるもの

第4条 会館を利用しようとする者は、あらかじめ所定の申請書を副学長に提出し、その承認を受けなければならない。

第5条 会館の利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、会館の利用に際しては、副学長が定める方法に従わなければならない。

という。）は、会館の利用に際しては、副学長が定める方法に従わなければならない。

第6条 利用者は、故意又は過失により会館の施設若しくは設備をき損し、又は滅失したときは、その原状回復に要する経費を負担しなければならない。

第7条 申請書の受付、施設の鍵の管理その他会館に関する事務は、学生センターにおいて処理する。

第8条 この規則に定めるもののほか、会館の管理及び利用に関し必要な事項は、副学長が定める。

附 則 (略)

15 京都大学西部課外活動棟規則

(平成20年10月21日)
(総長裁定制定)

(趣旨)

第1条 京都大学西部課外活動棟（以下「課外活動棟」という。）の管理及び使用に関しては、この規則の定めるところによる。

(目的)

第2条 課外活動棟は、京都大学学内団体規程（昭和26年達示第3号）第3条に定める総長の承認を受けた団体（以下「公認団体」という。）及び厚生補導担当の副学長（以下「副学長」という。）が適当と認めたその他の学生団体が、課外活動を行うために使用するものとする。

(施設)

第3条 課外活動棟に、共用室A、共用室B、練習室、作業室、倉庫A及び倉庫Bの施設を置く。

2 共用室A及び倉庫A（以下「長期使用施設」という。）は、公認団体の長期使用（5月15日から翌年5月14日までの使用をいう。）に供するものとする。

3 共用室B、練習室、作業室及び倉庫B（以下「短期使用施設」という。）は、前条に定める団体の時間単位の使用に供するものとする。

(管理運営)

第4条 課外活動棟は、副学長が管理する。

2 課外活動棟の運営に関する重要な事項は、学生部委員会において審議する。

(使用可能日時)

第5条 課外活動棟は、毎日使用できるものとし、使用可能時間は午前8時30分から午後10時までとする。

2 前項の規定にかかるわらず、副学長が特に必要と認めた場合は、使用可能時間を変更し、又は課外活動

棟の使用を制限する場合がある。

(施設の使用申請及び許可)

第6条 第3条に定める施設を使用しようとするときは、次の各号に定める区分に応じて副学長にその使用を申請し、許可を得なければならない。

- (1) 長期使用施設の使用を希望する場合は、公認団体の代表者が、4月末日までに様式1により使用を申請すること。
- (2) 短期使用施設の使用を希望する場合は、使用責任者が、使用希望日の1ヶ月前から3日前までに様式2により使用を申請すること。

2 副学長が特に適当と認めた場合は、前条第1項に定める使用可能時間外の使用を許可することがある。

(使用者の責務)

第7条 使用者は、この規則及び副学長が別に定める課外活動棟使用者心得(以下「使用者心得」という。)を遵守し、適正に使用しなければならない。

(使用許可の取消し)

第8条 副学長は、使用者がこの規則又は使用者心得に違反したと認めるときは、使用許可を取り消し、又は使用を中止させることができる。

(原状回復)

第9条 第6条による許可を得た者は、当該許可に係る施設の使用を終えたとき(前条の規定により使用を中止した場合を含む。)は、直ちに原状に回復して返還しなければならない。

(損害賠償)

第10条 使用者は、故意又は過失により課外活動棟の施設、設備又は物品を滅失、き損又は汚損したときは、その原状回復に要する経費を負担しなければならない。

(事務)

第11条 使用申請の受付、施設の鍵の管理その他課外活動棟に関する事務は、学生センターにおいて行う。

(その他)

第12条 この規則に定めるものほか、課外活動棟の使用その他に関し必要な事項は、副学長が定める。

附 則 (略)

別記様式 (略)

16 京都大学白浜海の家使用規程

(昭和48年4月16日)
(総長裁定制定)

第1条 京都大学白浜海の家(以下「海の家」という。)の使用に関しては、この規程の定めるところによる。

第2条 海の家を使用することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 京都大学の学生
- (2) 京都大学教職員、その他厚生補導担当の副学長(以下「副学長」という。)が特に認めた者

第3条 使用を希望する者は、使用日の2日前までに、別記様式1による使用願書を副学長に提出し、その許可を受けなければならない。

第4条 使用期間は特別の事情のある場合を除き、7日を超えることができないものとする。

第5条 使用を許可された者(以下「使用者」という。)は、1人1泊につき1,100円の使用料を、使用開始予定日の前日までに、現金で学生センターに納めなければならない。

2 一旦納付された使用料は、返還しない。ただし、第8条第2項の規定により使用許可を取り消し又は変更した場合については、使用料の全額又は一部を返還する。

第6条 副学長は、使用料が納付されたときは、別記様式2による使用許可証を当該使用者に交付する。

第7条 使用者は、別に定める海の家の使用者心得(以下「使用者心得」という。)を遵守しなければならない。

第8条 副学長は、使用者がこの規程又は使用者心得に違反したと認めるときは、使用許可を取り消し、又は使用を中止させることができる。

2 前項に定める場合のほか、海の家の運営上特に必要がある場合は、使用許可を取り消し又は変更することがある。

3 前2項の規定により使用許可を取り消し若しくは変更し、又は使用を中止させたことによって使用者に損害を及ぼすことがあっても、京都大学は責任を負わない。

第9条 海の家に関する事務は、学生センターにおいて処理する。

第10条 この規程に定めるものほか、海の家の使

用に関する必要な事項は別に定める。

附 則 (略)

別記様式 (略)

17 京都大学白浜海の家管理要項

(昭和48年4月16日)
(総長裁定制定)

1 白浜海の家（以下「海の家」という。）の管理責任者は、厚生補導担当の副学長とする。

2 管理責任者は、海の家に管理人1名を置き、次に掲げる職務を担当させる。ただし、使用者のない日にあっては、建物内外の見回り（1日3回10時、14時、17時）を担当させる。

- (1) 使用者の確認
- (2) 学生センターへの連絡及び報告
- (3) 火災、盗難の防止
電気器具、消火器具、給排水器具の点検、白灯油、LPガスの安全確認
- (4) 設備、備品等の管理
- (5) 清掃作業（建物内外、浴室、トイレ等）

3 海の家の開設期間

年間を通じて開設する（12月29日から翌年1月3日までの間は除く。）。ただし、特別の事情がある場合は、開設期間を変更することがある。

4 施設の使用料は、次の各号に該当する場合は、必要としない。

- (1) 大学が企画する行事
- (2) 体育会が主催する行事

附 則 (略)

18 京都大学笹ヶ峰ヒュッテ規則

(平成12年3月7日)
(総長裁定制定)

第1条 京都大学笹ヶ峰ヒュッテ（以下「ヒュッテ」という。）の管理及び利用に関しては、この規則の定めるところによる。

第2条 ヒュッテは、厚生補導担当の副学長（以下「副学長」という。）が管理する。

第3条 ヒュッテは、次の各号に掲げる体育活動のための利用に供する。

- (1) 京都大学体育会に所属する運動部の体育活動
- (2) その他本学における体育活動で副学長が適当と認めるもの

第4条 ヒュッテを利用しようとする者は、あらかじめ所定の申請書を副学長に提出し、その承認を受けなければならない。

第5条 ヒュッテの利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、ヒュッテの利用に際しては、副学長が定める方法に従わなければならない。

第6条 利用者は、故意又は過失によりヒュッテの施設若しくは設備をき損し、又は滅失したときは、その原状回復に要する経費を負担しなければならない。

第7条 申請書の受付、施設の鍵の管理その他ヒュッテに関する事務は、学生センターにおいて処理する。

第8条 この規則に定めるもののほか、ヒュッテの管理及び利用に関し必要な事項は、副学長が定める。

附 則 (略)

19 京都大学志賀高原ヒュッテ規則

(平成21年9月8日)
(総長裁定制定)

第1条 京都大学志賀高原ヒュッテ（以下「ヒュッテ」という。）の管理及び使用に関しては、この規則の定めるところによる。

第2条 ヒュッテは、厚生補導担当の副学長（以下「副学長」という。）が管理する。

第3条 ヒュッテは、水曜日を除き、毎日開設する。ただし、特別の事情がある場合は、開設期間を変更することがある。

第4条 ヒュッテを使用することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 京都大学（以下「本学」という。）の学生
- (2) 本学の卒業生
- (3) 本学の教職員
- (4) その他副学長が特に認めた者

第5条 使用を希望する者は、使用日の10日前までに、別記様式1による使用申請書を副学長に提出し、そ

の許可を受けなければならない。

第6条 使用期間は、特別の事情のある場合を除き、6日を超えることができないものとする。

第7条 使用を許可された者（以下「使用者」という。）は、1人1泊につき別表に定める使用料を、使用開始予定日の7日前までに、本学の指定する方法により納めなければならない。

2 一旦納付された使用料は、返還しない。ただし、第10条第2項の規定により使用許可を取り消し、又は変更した場合については、使用料の全額又は一部を返還する。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、使用料は必要としない。

(1) 大学が企画する行事

(2) その他副学長が認める行事

第8条 副学長は、使用料が納付されたときは、別記様式2による使用許可証を当該使用者に交付する。

第9条 使用者は、別に定めるヒュッテの使用者心得（以下「使用者心得」という。）を遵守しなければならない。

第10条 副学長は、使用者がこの規則又は使用者心得に違反したと認めるときは、使用許可を取り消し、又は使用を中止させることができる。

2 前項に定める場合のほか、ヒュッテの運営上特に必要がある場合は、使用許可を取り消し、又は変更することがある。

3 前2項の規定により使用許可を取り消し、若しくは変更し、又は使用を中止させたことによって使用者に損害を及ぼすことがあっても、本学は責任を負わない。

第11条 使用者は、故意又は過失によりヒュッテの施設、設備又は物品を滅失、き損又は汚損したときは、その原状回復に要する経費を負担しなければならない。

第12条 ヒュッテに関する事務は、学生センターにおいて処理する。

第13条 この規則に定めるものほか、ヒュッテの管理及び使用に関し必要な事項は、副学長が定める。

附 則

この規則は、平成21年10月1日から施行する。

別表

料金区分 使用者区分	夏期（6月1日から 11月30日まで）	冬期（12月1日から 5月31日まで）
本学の学生	1,800円	2,900円
本学の卒業生、本学の教職員、その他副学長が特に認めた者	4,100円	5,600円

附 則（略）

別記様式（略）

XI 京都大学の概況等

- 1 概況
- 2 キャンパスマップ
- 3 交通案内

XI
概況等

1 概況

役員数 10人

(平成22年5月1日現在)

総長	1	理事	7	監事	2
----	---	----	---	----	---

職員数 5,414人

(平成22年5月1日現在)

教 授	1,014	准 教 授	766	講 師	157
助 教	914	助 手	7	その他の職員	2,566

学生数

学生種別別・正規生

	学部学生			学部学生(六年)			修士課程			博士後期課程			博士課程(医)			博士課程(一貫)			博士課程(三年)			専門職学位課程			総計
	男子	女子	中計	男子	女子	中計	男子	女子	中計	男子	女子	中計	男子	女子	中計	男子	女子	中計	男子	女子	中計	男子	女子	中計	
総合人間学部	378	182	560																						560
文学部	565	438	1,003																						1,003
教育学部	153	128	281																						281
法学部	1,171	388	1,559																						1,559
経済学部	962	201	1,163																						1,163
理学部	1,258	133	1,391																						1,391
医学部	195	429	624	536	112	648																			1,272
薬学部	170	52	222	66	86	152																			374
工学部	3,970	357	4,327																						4,327
農学部	896	440	1,336																						1,336
文学研究科							156	113	269	144	88	232													501
教育学研究科							47	44	91	45	60	105													196
法学研究科							22	9	31	46	32	78													333
経済学研究科							63	19	82	92	37	129													211
理学研究科							542	96	638	418	82	500													1,138
医学研究科							64	81	145	51	52	103	435	146	581									29	
薬学研究科							102	46	148	75	25	100												31	
工学研究科							1,295	135	1,430	505	90	595												2,025	
農学研究科							411	224	635	220	78	298													933
人間・環境学研究科							222	150	372	180	141	321													693
エネルギー科学研究所							235	23	258	82	14	96													354
アジア・アフリカ地域研究研究所							365	35	400	144	21	165													168
情報学研究科							97	59	156	87	37	124													565
生命科学研究所							49	40	89	15	9	24													280
地球環境学舎							25	23	48															161	
公共政策教育部																								70	
経営管理教育部																								27	
総 計	9,718	2,748	12,466	602	198	800	3,670	1,074	4,744	2,104	766	2,870	435	146	581	78	90	168	25	23	48	558	209	767	
																								22,444	

学生種別別・非正規生

	科目等履修生			科目等履修生(院)			聴講生			聴講生(院)			聴講生(院)			聴講生(院)			聴講生(院)			総計		
	男子	女子	中計	男子	女子	中計	男子	女子	中計	男子	女子	中計	男子	女子	中計	男子	女子	中計	男子	女子	中計			
総合人間学部	10	15	25							35	11	46											25	
文学部	12	12	24							10	8	18											70	
教育学部	9	1	10							1	2	3											28	
法学部	2		2							7		7											5	
経済学部	1		1																				8	
理学部	9	1	10																				10	
医学部																							5	
薬学部																							5	
工学部	3	1	4							1		1											2	
農学部	3		3							1	1	2											5	
文学研究科																							29	
教育学研究科							1	5	6														6	
法学研究科							2	1	3														6	
経済学研究科							1	1	2														9	
理学研究科							2		2														2	
医学研究科																							1	
薬学研究科																							1	
工学研究科							1		1														2	
農学研究科																							2	
人間・環境学研究科																							2	
エネルギー科学研究所							1		1														1	
情報学研究科																							1	
生命科学研究所																							4	
地球環境学舎							2	1	3														9	
公共政策教育部							9		9														9	
経営管理教育部							8		27		55	22	77	28	13	41								224

卒業者数(累計)

(平成22年10月1日現在)

大学院博士課程修了	15,700
大学院修士課程修了	62,674
学 部 (旧制)	47,964
学 部 (新制)	135,715
理 工 科 大 学	944
旧制附属医学専門部	804

(注) 大学院修士課程修了の累計には、修士修了相当授与者を含む。

学位授与数(累計)

(平成22年10月1日現在)

博士(旧制)	9,651
修 士	62,674

博士(新制)

51,091

学 士

51,09

2 キャンパスマップ^o



Faculty of Pharmaceutical Sciences Campus

- Faculty of Pharmaceutical Sciences Main Bldg.
- Center for Southeast Asian Studies (East Bldg.)
- Research Bldg.
- Inamori Center
Graduate School of Asian and African Area Studies
Center for Southeast Asian Studies
Kokoro Research Center
Center for Integrated Area Studies
Center for African Area Studies
Kyoto Prize Library
Audio-Visual Station, Research Resource Archive

本部・西部・吉田南構内

Main Campus / West Campus / Yoshida-South Campus

Main Campus

- 1. Main Gate
 - 2. Clock Tower Centennial Hall
University Archives
Restaurant "La Tour"
 - 3. University Head Office
 - 4. Student Lounge KI-ZU-NA
 - 5. Kyoto University Health Service
Kyoto University Infirmary
 - 6. Student Affairs Department
Student Center
Foreign Student Division
International Center
 - 7. University Library (Central Library)
 - 8. Institute of Economic Research Main Bldg.
 - 9. Counseling Center
 - 10. Faculty of Education Main Bldg.
 - 11. Faculty of Letters Exhibition Hall
 - 12. The Kyoto University Museum
 - 13. Faculty of Law and Economics Main Bldg.
Faculty of Law
Law School
School of Government
 - 14. Faculty of Law and Economics North Bldg.
 - 15. Faculty of Law and Economics East Bldg.
Faculty of Economics
Graduate School of Management
 - 16. Faculty of Letters Main Bldg.
 - 17. Faculty of Letters East Bldg.
Office for Students with Physical Disabilities
Office of Society-Academia Collaboration for Innovation
 - 18. Research Bldg. No.1 / Project Lab.
Multi-Purpose Facilities Asset Management Center
Institute for Integrated Cell-Material Sciences (CeMS) (Complex2)
 - 19. Research Bldg. No.2
Environment Preservation Center
Center for Cultural Heritage Studies
Graduate School of Management
 - 20. Institute for Research in Humanities Main Bldg./ Research Bldg. No.4
 - 21. Research Bldg. No.5
Graduate School of Global Environmental Studies
Research Center for Low Temperature and Materials Sciences

- 22. Academic Center for Computing and Media Studies (North Bldg.)
 - 23. Faculty of Engineering Bldg. No.3
 - 24. Faculty of Engineering Bldg. No.10 Graduate School of Informatics
 - 25. Faculty of Engineering Bldg. No.8 Career Support Center
 - 26. Faculty of Engineering Bldg. No.1
 - 27. Venture Business Laboratory (VBL)
 - 28. Faculty of Engineering
Engineering Science Depts Bldg.
 - 29. Faculty of Engineering Bldg. No.6
 - 30. Faculty of Engineering Integrated Research Bldg.
 - 31. Faculty of Engineering Bldg. No.2 Graduate School of Energy Science
 - 32. Faculty of Engineering Radioisotope Research Laboratory
 - 33. Faculty of Engineering Bldg. No.11
 - 50. Cafe-Restaurant "Camphora"
 - 51. Faculty of Engineering Department of Architecture Historic Bldg.
 - 52. Faculty of Engineering Department of Civil Engineering

- 53. Sonjo-do
 - 55. Cooperative Store Head Office
 - 56. International Seminar House
 - 60. Research Bldg. No.3
 - 61. Institute of Economic Research North Bldg.
 - 62. Faculty of Arts Bldg.



North Campus

1. Main Gate
2. Faculty of Science Bldg. No.1
3. Faculty of Science Bldg. No.2
4. Faculty of Science Bldg. No.6
5. Faculty of Science Bldg. No.3
6. Faculty of Science Bldg. No.4
7. Research Center for Low Temperature and Materials Sciences (Annex)
8. Radioisotope Research Center (Annex)
9. Faculty of Science Bldg. No.5
10. Faculty of Agriculture Main Bldg.
Field Science Education and Research Center
11. Graduate School of Agriculture Bldg. No.2
12. Research Institute for Mathematical Sciences
13. Yukawa Hall
14. Yukawa Institute for Theoretical Physics
15. Botanical Garden
16. Experimental Farm
17. Sports Ground
18. Graduate School of Agriculture
Graduate School of Biostudies
19. Center for Informatics in East Asian Studies (CIEAS)
(Institute for Research in Humanities)
21. Field Science Education and Research Center Laboratory



宇治キャンパス

Uji Campus

宇治キャンパスの組織

Research Institutions in Uji Campus

化研 ICR	化学研究所 Institute for Chemical Research
エネ研 IAE	エネルギー理工学研究所 Institute of Advanced Energy
生存研 RISH	生存圏研究所 Research Institute for Sustainable Humanosphere
防災研 DPRJ	防災研究所 Disaster Prevention Research Institute
ISS	生存基盤科学研究ユニット Institute of Sustainability Science
KUPRU	次世代開拓研究ユニット Pioneering Research Unit for Next Generation
USSS	宇宙総合学研究ユニット Unit of Synergetic Studies for Space
工学	工学研究科 Graduate School of Engineering
農学	農学研究科 Graduate School of Agriculture
エネ科	エネルギー科学研究科 Graduate School of Energy Science
情報学	情報学研究科 Graduate School of Informatics
LTM	低温物質科学研究センター Research Center for Low Temperature and Materials Sciences
	産官学連携本部 Office of Society-Academia Collaboration for Innovation



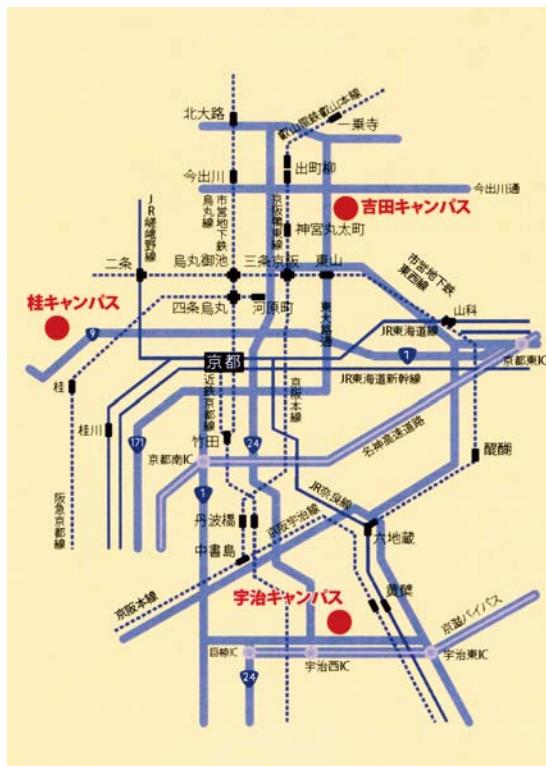
1. North Gate
2. South Gate
3. Uji Campus Main Bldg.
4. Unit of Synergetic Studies for Space
5. Uji International House

6. Accelerator Laboratory (ICR)
7. Laser Science Laboratory (ICR)
8. Nucleic Acid Research Bldg. (ICR)
9. Informatics Bldg. (ICR)
10. Biotechnology Laboratory (ICR)
11. Low-Temperature Laboratory (ICR)
12. Research Center for Disaster Reduction Systems (DPRJ)
13. Research Center for Earthquake Prediction (DPRJ)
14. Boundary Layer Wind Tunnel Laboratory (DPRJ)
15. Earthquake Response Simulation Laboratory (DPRJ)
16. UNITWIN Cooperation Programme Headquarter Building (DPRJ)
17. Solar Power Station / Satellite Laboratory (RISH)
18. Microwave Energy Transmission Laboratory (RISH)
19. Electromagnetic Wave Laboratory (RISH)
20. Wind Tunnel Laboratory (Graduate School of Engineering)
21. Super Air Gasdynamics Laboratory (Graduate School of Engineering)
22. Radiation Laboratory (Quantum Science and Engineering Center)
23. Pilot Plant Factory of New Materials for Food Processing (Graduate School of Agriculture)
24. Graduate School of Energy Science
25. South Bldg. No.1 (IAE)
26. South Bldg. No.2 (IAE)
27. South Bldg. No.3 (IAE)
28. South Bldg. No.4 (IAE)
29. North Bldg. No.1 (IAE)
30. North Bldg. No.2 (IAE)
31. North Bldg. No.3 (IAE)
32. North Bldg. No.4 (IAE)
33. North Bldg. No.5 (IAE)
34. Xylarium (RISH)
35. Eco-Housing "Ritsushusha" (RISH)

36. South Bldg. No.2 (IAE)
37. Graduate School of Informatics
38. Uji Research Bldg.
39. Bioinformatics Center (ICR)
40. Office of Society-Academia Collaboration for Innovation, Uji
41. Institute of Sustainability Science
42. Pioneering Research Unit for Next Generation
43. Administration Office of Uji Campus
44. Career Support Center Uji Satellite
45. NANO-HOUSE (RISH)
46. PHYTOTRON (RISH)
47. RISH-PGE Special Screened Green House (RISH)
48. Biomass Refinery Laboratory (RISH)
49. Development and Assessment of Sustainable Humansphere (DASH Plant Growth Subsystem) (RISH, Center for Ecological Research)
50. Machine Shop (DPRJ)
51. Wind Tunnel Laboratory (DPRJ)
52. Full-Scale Steel Structure for Field Observation (DPRJ)
53. Strong Motion Observation Test Site (DPRJ)
54. Electro-magnetic Shaking Table Laboratory (DPRJ)
55. Laboratory of Centrifuge Model Test (DPRJ)
56. Uji Obaku Plaza



3 交通案内



※吉田・桂・宇治キャンパス間を連絡する専用バスがあります。
時刻表等詳細は大学のホームページからご参照ください。
(通学に使用することは認められません。)

吉田キャンパスへの市バス案内等

主要鉄道駅	乗車バス停	市バス系統	市バス経路等	下車バス停
京都(JR、近鉄)	京都駅前	206系統 17系統	「東山通 北大路バスター・ミナル」行 「河原町通 銀閣寺」行	「北大門前」又は「百万遍」、医・農は「近衛通」、医(人間健康科学科)は「銀閣寺」 「百万遍」、理・農は「京大農学部前」、薬は「荒神口」
河原町(阪急)	四条河原町①	201系統 31系統	「祇園 百万遍」行 「東山通 高野・岩倉」行	「京大正門前」又は「百万遍」、医(医学科)・薬は「近衛通」、医(人間健康科学科)は「熊野神社前」
		3系統	「百万遍 北白川・伏見町」行	「百万遍」、薬は「荒神口」
	四条河原町②	17系統	「河原町通 銀閣寺」行	「百万遍」、理・農は「京大農学部前」、薬は「荒神口」
今出川駅 (地下鉄烏丸線)	烏丸今出川	201系統 203系統	「百万遍 抵擋 四条大宮」行 「今出川通 銀閣寺」又は「銀閣寺 錦林草庵」行	「北大門前」又は「百万遍」、医(医学科)・薬は「近衛通」、医(人間健康科学科)は「銀閣寺前」 「百万遍」、理・農は「京大農学部前」
		206系統 201系統 31系統	「東山通 北大路バスター・ミナル」行 「百万遍 千本今出川」行 「東山通 高野・岩倉」行	「京大正門前」又は「百万遍」、医・薬は「近衛通」 医(人間健康科学科)は「熊野神社前」
出町柳駅(京阪)	文・教・法・経済・工は、当駅下車東へ徒歩10分、総合人間・理・農は徒歩15分			
鶴林寺前駅	医(医学科)・薬は、当駅下車東へ徒歩10分、医(人間健康科学科)は、当駅下車東へ徒歩5分			

桂キャンパスへの市バス案内等

主要鉄道駅	乗車バス停	乗車バス系統	経路	下車バス停
桂駅(阪急)	桂駅西口	市バス西6系統	「桂坂中央」行	「京大桂キャンパス前」 (所要時間約17分)
		京阪京都交通	「桂坂中央」行	
桂川駅(JR)	桂川駅前	京阪京都交通	「桂坂中央」行	「京大桂キャンパス前」 (所要時間約15分)
		ヤサカバス	「桂坂中央」行	

宇治キャンパスへの市バス案内等

主要鉄道駅	駅からのアクセス
黄檗駅(JR/京阪)	当駅下車西へ徒歩約10分

主な窓口案内（こんなときはこちらへ）

ここでは、在学中の手続きや相談したいときの担当窓口を記載しています。詳細はこの「学生便覧」及び京都大学のホームページ（<http://www.kyoto-u.ac.jp/>）に掲載されていますので併せて参照してください。

- 授業に関すること→ 全学共通科目…教育推進部共通教育推進課教務運営グループ
学部・大学院科目…所属学部・研究科等教務掛等
- 諸証明の交付→ 所属学部・研究科等教務掛等及び証明書自動発行機（P12・20～22参照）
- 各種届出・願い出→ 所属学部・研究科等教務掛等（P18～20参照）
- 学割証の交付→ 証明書自動発行機で交付（P21～23参照）
- 授業料免除及び日本学生支援機構奨学生を希望するとき→ 所属学部・研究科等教務掛等
(学部1・2回生は学生センター経済担当グループ) (P19・30参照)
詳細は、各学部の掲示板に掲示します。
- 学生教育研究災害傷害保険の加入申込→ 学生センター生活担当グループ（P34参照）
- 学生寮に関すること→ 学生センター生活担当グループ（P58参照）
- 下宿・アパート等の紹介→ 学生センター生活担当グループ（P59参照）
この他、京大生協でも物件を紹介しています。
- アルバイトの紹介→ 学生センター生活担当グループ（P60参照）
- けがや病気の治療・相談→ 保健診療所（保健管理センター）（P33参照）
- 健康診断書・健康診断証明書が必要なとき→ 保健診療所（P19・20参照）
- 悩み等の個人相談→ カウンセリングセンター（P40参照）
- 体育活動の相談→ スポーツ指導・相談室（P42参照）
- 休学するとき→ 所属学部・研究科等教務掛（P18・20参照）
- 復学するとき→ 所属学部・研究科等教務掛（P18・20参照）
- 退学するとき→ 所属学部・研究科等教務掛（P18・20参照）
- 海外に行くとき→ 所属学部・研究科等教務掛（P20参照）
- 外国人留学生に関すること→ 所属学部・研究科等教務掛及び国際部留学生課（P42・66参照）
留学生のための奨学金については、国際部留学生課で取り扱います。
- 就職に関すること→ キャリアサポートセンター（P38参照）

学生便覧 平成23年度

平成23年3月 発行

編集 発行 京都大学

〒606-8501 京都市左京区吉田本町

印刷 (株)田中プリント



このエンブレムの原型は、昭和25年頃本学庶務課小川緑郎氏により考案され、以来事務局及び部局における印刷物、レターへッド等に使用されていました。その後、国際交流の進展に伴う大学としてのエンブレムへの必要性の高まりを受けて、工学部建築学科の川崎清教授及び京都芸術短期大学ビジュアルデザイン学科の久谷政樹教授により専門的な検討が加えられ、1990年11月16日の評議会において本学のエンブレムとすることが了承されました。

京都大学URL

<http://www.kyoto-u.ac.jp/>